

マネロン規則（規則(EU)2024/1624） 本文（日本語訳）

原文：Regulation (EU) 2024/1624 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024 (OJ L, 2024/1624, 19.6.2024)

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_regulation_2024_1624_oj_en.pdf

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止に関する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/1624（EEA 関連テキスト）

目次

第 1 章 総則

第 1 節 対象事項及び定義

第 1 条 対象事項

第 2 条 定義

第 2 節 適用範囲

第 3 条 特定事業者

第 4 条 一定のギャンブルサービス事業者に対する適用除外

第 5 条 一定のプロサッカークラブに対する適用除外

第 6 条 一定の金融活動に対する適用除外

第 7 条 適用除外の事前通知

第 3 節 国境を越える業務

第 8 条 国境を越える業務の通知及び国内法の適用

第 2 章 特定事業者の内部方針、手続及び管理

第 1 節 内部方針、手続及び管理、リスク評価並びに職員

第 9 条 内部方針、手続及び管理の範囲

第 10 条 事業全体のリスク評価

第 11 条 コンプライアンス機能

第 12 条 要件の認識

第 13 条 従業員の適格性

第 14 条 違反の通報及び通報者の保護

第 15 条 特定の従業員の状況

第 2 節 グループに適用される規定

第 16 条 グループ全体の要件

第 17 条 第三国における支店及び子会社

第 3 節 外部委託

第 18 条 外部委託

第 3 章 顧客調査

第 1 節 総則

第 19 条 顧客調査措置の適用

第 20 条 顧客調査措置

第 21 条 顧客調査措置を適用する要件を遵守することができない場合

第 22 条 顧客及び実質的支配者の特定及び本人確認の検証

第 23 条 顧客及び実質的支配者の本人確認の検証の時期

第 24 条 実質的支配者登録簿に含まれる情報との不一致の報告

第 25 条 取引関係又は臨時取引の目的及び意図された性質の特定

第 26 条 取引関係の継続的な監視及び顧客が実行する取引の監視

第 27 条 国連の金融制裁の対象である顧客に関する暫定措置

第 28 条 顧客調査の実施に必要な情報に関する規制技術基準

第 2 節 第三国政策及び EU 域外からのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威

第 29 条 国内の AML/CFT 制度に重大な戦略上の欠陥を有する第三国の特定

第 30 条 国内の AML/CFT 制度にコンプライアンス上の弱点を有する第三国の特定

第 31 条 EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらす第三国の特定

第 32 条 マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク、傾向及び手口に関するガイドライン

第 3 節 簡素化された顧客調査

第 33 条 簡素化された顧客調査措置

第 4 節 強化された顧客調査

第 34 条 強化された顧客調査措置の適用範囲

第 35 条 EU 域外からのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威を軽減するための
対抗措置

第 36 条 国境を越えるコルレス関係に関する特定の強化された顧客調査措置

第 37 条 暗号資産サービス事業者のための国境を越えるコルレス関係に関する特定の
強化された顧客調査措置

第 38 条 個別の第三国コルレス先機関に関する特定の措置

第 39 条 シェル機関とのコルレス関係の禁止

第 40 条 セルフホスト型アドレスとの取引に関するリスクを低減するための措置

第 41 条 投資による居住権制度の申請者に関する特則

第 42 条 PEP に関する特則

第 43 条 重要な公的職務の一覧

第 44 条 保険契約の受益者である PEP

第 45 条 PEP でなくなった者に関する措置

第 46 条 PEP の家族構成員及び密接な関係者であることが知られている者

第 47 条 生命保険その他の投資関連保険分野に関する細則

第 6 節 他の特定事業者が実施した顧客調査への依拠

第 48 条 他の特定事業者への依拠に関する一般規定

第 49 条 他の特定事業者への依拠の手続

第 50 条 他の特定事業者への依拠に関するガイドライン

第 4 章 実質的支配の透明性

第 51 条 法人の実質的支配者の特定

第 52 条 所有権による実質的支配

第 53 条 支配による実質的支配

第 54 条 所有構造における所有権と支配の併存

第 55 条 法的取極め又は類似の法人が関与する所有構造

第 56 条 通知

第 57 条 明示信託に類似する法人の実質的支配者の特定

第 58 条 明示信託及び類似の法的取極めの実質的支配者の特定

第 59 条 受益者の種類の特定

第 60 条 裁量信託における権限の対象者及び既定取得者の特定

第 61 条 集団投資事業の実質的支配者の特定

第 62 条 実質的支配者情報

第 63 条 法人の義務

第 64 条 受託者の義務

第 65 条 法人及び法的取極めの義務の例外

第 66 条 ノミニーの義務

第 67 条 外国法人及び外国法的取極め

第 68 条 罰則

第 5 章 報告義務

第 69 条 疑いの届出

第 70 条 特定の類型の特定事業者による疑いの届出に関する特則

第 71 条 取引の実行の差控え

第 72 条 FIU への開示

第 73 条 開示の禁止

第 74 条 特定の高価値物品の取引に関する閾値に基づく届出

第 6 章 情報共有

第 75 条 情報共有のためのパートナーシップの枠組みにおける情報の交換

第 7 章 データ保護及び記録の保存

第 76 条 個人データの取扱い

第 77 条 記録の保存

第 78 条 管轄当局への記録の提供

第 8 章 匿名の手段から生ずるリスクを軽減するための措置

第 79 条 匿名口座並びに無記名株式及び無記名新株予約権証券

第 80 条 物品又はサービスと引換えの高額現金支払の制限

第 9 章 最終規定

第 1 節 FIU と欧州検察庁（EPPO）との協力

第 81 条 FIU と EPPO との協力

第 82 条 EPPO に対する情報の要請

第 2 節 FIU と欧州不正対策局（OLAF）との協力

第 83 条 FIU と OLAF との協力

第 84 条 OLAF に対する情報の要請

第 3 節 その他の規定

第 85 条 委任の行使

第 86 条 委員会手続

第 87 条 見直し

第 88 条 報告書

第 89 条 指令(EU)2015/849 との関係

第 90 条 発効及び適用

附属書

附属書 I リスク変数の例示的な一覧

附属書 II 低リスク要因

附属書 III 高リスク要因

附属書 IV 第 2 条第 1 項第 54 号に規定する高価値物品の一覧

附属書 V 第 2 条第 1 項第 55 号に規定する貴金属

附属書 VI 相関表

第 1 章 総則

第 1 節 対象事項及び定義

第 1 条 対象事項

本規則は、次の事項に関する規則を定める。

- (a) マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するために特定事業者が適用すべき措置
- (b) 法人、明示信託及び類似の法的取極めに関する実質的支配者の透明性に関する要件
- (c) 匿名の手段の悪用を制限するための措置

第 2 条 定義

1. 本規則の適用上、次の定義を適用する。

- (1) 「マネーロンダリング」とは、指令(EU)2018/1673 第 3 条第 1 項及び第 5 項に規定する行為（当該行為の幫助及び教唆、扇動並びに未遂を含む。）をいい、洗浄される財産を生み出した活動が加盟国の領域において行われたか第三国の領域において行われたかを問わない。当該行為の要素として必要とされる認識、故意又は目的は、客観的な事実関係から推認することができる。
- (2) 「テロ資金供与」とは、指令(EU)2017/541 第 11 条に規定する行為（当該行為の幫助及び教唆、扇動並びに未遂を含む。）をいい、加盟国の領域において行われたか第三国の領域において行われたかを問わない。当該行為の要素として必要とされる認識、故意又は目的は、客観的な事実関係から推認することができる。
- (3) 「犯罪行為」とは、指令(EU)2018/1673 第 2 条第 1 号に定義する犯罪行為並びに指令(EU)2017/1371 第 3 条第 2 項に定義する EU の財政的利益に影響を及ぼす詐欺、同指令第 4 条第 2 項に定義する受動的及び能動的腐敗並びに同条第 3 項第 2 段に定義する横領をいう。
- (4) 「資金」又は「財産」とは、指令(EU)2018/1673 第 2 条第 2 号に定義する財産をいう。
- (5) 「信用機関」とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 規則(EU)No 575/2013 第 4 条第 1 項第 1 号に定義する信用機関
 - (b) 規則(EU)No 575/2013 第 4 条第 1 項第 17 号に定義する信用機関の支店であって、EU 域内に所在するもの（その本店が加盟国に所在するか第三国に所在するかを問わない。）

(6) 「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 信用機関又は投資会社以外の事業者であって、欧州議会及び理事会の指令 2013/36/EU¹ の附属書 I の第 2 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号に掲げる活動の一以上（両替業者（bureaux de change）の活動を含み、指令(EU)2015/2366 の附属書 I の第 8 号に規定する活動を除く。）を行うもの、又は持分の取得を主たる活動とする事業者（金融持株会社、混合金融持株会社及び金融混合事業持株会社を含む。）

(b) 欧州議会及び理事会の指令 2009/138/EC²第 13 条第 1 号に定義する保険事業者であって、同指令の対象となる生命保険その他の投資関連保険の活動を行う限りにおけるもの（指令 2009/138/EC 第 212 条第 1 項(f)及び(g)にそれぞれ定義する保険持株会社及び混合事業保険持株会社を含む。）

(c) 指令(EU)2016/97 第 2 条第 1 項第 3 号に定義する保険仲介者であって、生命保険その他の投資関連保険サービスに関して行動するもの。ただし、保険料又は顧客に宛てた金額を收受せず、かつ、一以上の保険事業者又は仲介者の責任の下でそれぞれに関係する商品について行動する保険仲介者を除く。

(d) 欧州議会及び理事会の指令 2014/65/EU³第 4 条第 1 項第 1 号に定義する投資会社

(e) 集団投資事業者、特に次に掲げるもの

(i) 指令 2009/65/EC 第 1 条第 2 項に定義する譲渡可能証券の集団投資事業（UCITS）及び同指令第 2 条第 1 項(b)に定義するその管理会社、又は同指令に従って認可された投資会社であって管理会社を指定していないものであって、EU 域内において UCITS の受益証券を購入のために提供するもの

(ii) 指令 2011/61/EU 第 4 条第 1 項(a)に定義するオルタナティブ投資ファンド及び同項(b)に定義するそのオルタナティブ投資ファンド運用者であって、同指令第 2 条に定める適用範囲に含まれるもの

¹ 信用機関の業務へのアクセス並びに信用機関及び投資会社の健全性監督に関し、指令 2002/87/EC を改正し、並びに指令 2006/48/EC 及び指令 2006/49/EC を廃止する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会の指令 2013/36/EU（OJ L 176, 27.6.2013, p. 338）

² 保険業及び再保険業の開始及び遂行に関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/138/EC（ソルベンシー II）（OJ L 335, 17.12.2009, p. 1）

³ 金融商品市場に関し、並びに指令 2002/92/EC 及び指令 2011/61/EU を改正する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/65/EU（OJ L 173, 12.6.2014, p. 349）

(f) 欧州議会及び理事会の規則(EU)No 909/2014⁴第 2 条第 1 項第 1 号に定義する中央証券預託機関

(g) 欧州議会及び理事会の指令 2014/17/EU⁵第 4 条第 2 号並びに欧州議会及び理事会の指令 2008/48/EC⁶第 3 条(b)に定義する与信者

(h) 指令 2014/17/EU 第 4 条第 5 号及び指令 2008/48/EC 第 3 条(f)に定義する与信仲介者であって、与信契約に関連して指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金を保有するもの。ただし、一以上の与信者又は与信仲介者の責任の下で活動を行う与信仲介者を除く。

(i) 暗号資産サービス事業者

(j) (a)から(i)までに規定する金融機関の支店であって、EU 域内に所在するもの（その本店が加盟国に所在するか第三国に所在するかを問わない。）

(7) 「暗号資産」とは、規則(EU)2023/1114 第 3 条第 1 項第 5 号に定義する暗号資産をいう。ただし、同規則第 2 条第 4 項に掲げる類型に該当する場合を除く。

(8) 「暗号資産サービス」とは、規則(EU)2023/1114 第 3 条第 1 項第 16 号に定義する暗号資産サービスをいう。ただし、同規則第 3 条第 1 項第 16 号(h)に規定する暗号資産に関する助言の提供を除く。

(9) 「暗号資産サービス事業者」とは、規則(EU)2023/1114 第 3 条第 1 項第 15 号に定義する暗号資産サービス事業者であって、一以上の暗号資産サービスを行うものをいう。

(10) 「金融混合事業持株会社」とは、金融持株会社又は混合金融持株会社以外の事業者であって、他の事業者の子会社ではなく、かつ、その子会社に少なくとも一の信用機関又は金融機関を含むものをいう。

(11) 「信託又はカンパニーサービス事業者」とは、その事業として、第三者に対し次に掲げるサービスのいずれかを提供する自然人又は法人をいう。

(a) 会社その他の法人の設立

⁴ EU における証券決済の改善及び中央証券預託機関に関し、並びに指令 98/26/EC 及び指令 2014/65/EU 並びに規則(EU)No 236/2012 を改正する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 909/2014（OJ L 257, 28.8.2014, p. 1）

⁵ 居住用不動産に係る消費者向け信用契約に関し、並びに指令 2008/48/EC 及び指令 2013/36/EU 並びに規則(EU)No 1093/2010 を改正する 2014 年 2 月 4 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/17/EU（OJ L 60, 28.2.2014, p. 34）

⁶ 消費者向け信用契約に関し、並びに理事会指令 87/102/EEC を廃止する 2008 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令 2008/48/EC（OJ L 133, 22.5.2008, p. 66）

(b) 会社の取締役若しくは秘書役、組合の組合員又は他の法人に関する類似の地位として行動し、又は他の者がそのように行動するよう手配すること。

(c) 会社、組合その他の法人又は法的取極めのために、登録上の事務所、事業上の住所、通信用の住所若しくは管理上の住所を提供すること、及びその他の関連するサービスを提供すること。

(d) 明示信託の受託者として行動し、若しくは他の者がそのように行動するよう手配すること、又は類似の法的取極めのために同等の職務を遂行すること。

(e) 他の者のためのノミニー株主として行動し、又は他の者がそのように行動するよう手配すること。

(12) 「ギャンブルサービス」とは、偶然性のあるゲーム（技能の要素を伴うものを含む。）において金銭的価値を有する賭け金を賭けることを伴うサービス（宝くじ、カジノゲーム、ポーカーゲーム及び賭け取引等）であって、物理的な場所において、又は遠隔のいかなる手段により、電子的手段その他の通信を容易にするいかなる技術により、かつ、サービスの受領者の個別の要求に応じて提供されるものをいう。

(13) 「非金融混合事業持株会社」とは、金融持株会社又は混合金融持株会社以外の事業者であって、他の事業者の子会社ではなく、かつ、その子会社に第3条第3号に規定する特定事業者を少なくとも一含むものをいう。

(14) 「セルフホスト型アドレス」とは、規則(EU)2023/1113 第3条第20号に定義するセルフホスト型アドレスをいう。

(15) 「クラウドファンディング・サービス事業者」とは、規則(EU)2020/1503 第2条第1項(e)に定義するクラウドファンディング・サービス事業者をいう。

(16) 「クラウドファンディング仲介者」とは、クラウドファンディング・サービス事業者以外の事業者であって、公衆又は限られた数の資金提供者に開かれたインターネットに基づく情報システムを通じて、次に掲げる者を結び付け、又はその結び付けを容易にすることを事業とするものをいう。

(a) プロジェクト所有者、すなわち、特定の目的を目指す一組の又は一組のあらかじめ定められた事業から成るプロジェクト（特定の大義又は催事のための資金調達を含み、当該プロジェクトが公衆に提案されるか限られた数の資金提供者に提案されるかを問わない。）のための資金を求める自然人又は法人

(b) 資金提供者、すなわち、貸付け（利息の有無を問わない。）又は寄附（当該寄附により寄附者が非物質的な利益を受ける権利を得る場合を含む。）を通じてプロジェクトの資金調達に寄与する自然人又は法人

(17) 「電子マネー」とは、欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC⁷第 2 条第 2 号に定義する電子マネーをいう。ただし、同指令第 1 条第 4 項及び第 5 項に規定する金銭的価値を除く。

(18) 「拠点」とは、特定事業者が、その本店が所在する国以外の加盟国又は第三国において、無期限に、かつ、安定したインフラストラクチャーを通じて、第 3 条の対象となる経済活動を実際に遂行することをいい、次に掲げるものを含む。

(a) 支店又は子会社

(b) 信用機関及び金融機関の場合には、健全性規制の下で拠点に該当するインフラストラクチャー

(19) 「取引関係」とは、特定事業者の職業上の活動に関連する事業上、職業上又は商業上の関係であって、特定事業者と顧客との間で設定され（書面による契約がない場合を含む。）、かつ、接触が確立された時点において反復性若しくは継続性の要素を有することが見込まれるもの又はその後にそのような要素を有するに至るものをいう。

(20) 「関連取引」とは、特定の期間にわたる二以上の取引であって、同一若しくは類似の発信元、送付先及び目的又はその他の関連する特徴を有するものをいう。

(21) 「第三国」とは、EU の一部ではなく、かつ、独自の AML/CFT に関する法令又は執行体制を有する法域、独立国又は自治領域をいう。

(22) 「コルレス関係」とは、次に掲げるものをいう。

(a) コルレス先としての一の信用機関による、コルレス先としての他の信用機関に対する銀行サービスの提供（当座勘定その他の負債勘定及び関連するサービス（資金管理、指令 (EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する国際的な資金の送金、小切手の清算、ペイヤブル・スルー・アカウント及び外国為替サービス等）の提供を含む。）

(b) 信用機関及び金融機関間の関係（コルレス先機関によってコルレス先機関に類似のサービスが提供される場合を含み、かつ、証券取引若しくは指令 (EU)2015/2366 第 4 条第

⁷ 電子マネー機関の業務の開始、遂行及び健全性監督に関し、指令 2005/60/EC 及び指令 2006/48/EC を改正し、並びに指令 2000/46/EC を廃止する 2009 年 9 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC（OJ L 267, 10.10.2009, p. 7）

25 号に定義する資金の送金、暗号資産の取引又は暗号資産の移転のために設定される関係を含む。)

(23) 「シェル機関」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 暗号資産サービス事業者以外の信用機関及び金融機関については、信用機関若しくは金融機関又は信用機関及び金融機関が行う活動と同等の活動を行う機関であって、実質的な意思決定及び経営を伴う物理的な存在を有しない法域において設立され、かつ、規制された金融グループに属していないもの

(b) 暗号資産サービス事業者については、規則(EU)2023/1114 第 110 条に従って欧州証券市場監督機構が設置する登録簿にその名称が記載されている事業体、又は第三国の事業体であって、当該第三国において免許を受けず、若しくは登録されず、かつ、AML/CFT の監督の対象となることなく暗号資産サービスを提供するもの

(24) 「暗号資産口座」とは、規則(EU)2023/1113 第 3 条第 19 号に定義する暗号資産口座をいう。

(25) 「匿名性強化コイン」とは、暗号資産移転情報を、組織的に又は任意に匿名化するように設計された機能を内蔵する暗号資産をいう。

(26) 「仮想 IBAN」とは、支払を、当該識別子とは異なる IBAN により識別される支払口座に転送させる識別子をいう。

(27) 「取引主体識別子 (LEI)」とは、ISO 17442 規格に基づき法人に付与される一意の英数字の参照コードをいう。

(28) 「実質的支配者」とは、法人又は明示信託若しくは類似の法的取極めを最終的に所有し、又は支配する自然人をいう。

(29) 「明示信託」とは、委託者が、受益者の利益のために又は特定の目的のために資産を受託者の支配の下に置くため、生前に又は死亡を原因として、通常は書面の形式により、意図的に設定した信託をいう。

(30) 「権限の対象者 (objects of a power)」とは、裁量信託において受託者が受益者を選択することができる範囲の自然人若しくは法人又は自然人若しくは法人の集団をいう。

(31) 「既定取得者 (default taker)」とは、受託者がその裁量権を行使しなかった場合に裁量信託の受益者となる自然人若しくは法人又は自然人若しくは法人の集団をいう。

(32) 「法的取極め」とは、明示信託又は明示信託に類似する構造若しくは機能を有する取極め（フィデューシー（fiducie）並びに一定の種類のトロイハント（Treuhant）及びフィデicomiso（fideicomiso）を含む。）をいう。

(33) 「基本情報」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 法人に関しては、

(i) 当該法人の法的形態及び名称

(ii) 設立証書及び定款（定款が別個の文書に含まれている場合）

(iii) 登記上の事務所又は公式の事務所の所在地及び、これと異なる場合には、主たる営業所の所在地並びに設立国

(iv) 法定代理人の一覧

(v) 該当する場合には、株主又は社員の一覧（各株主が保有する株式の数及び当該株式の種類並びにこれに付随する議決権の性質に関する情報を含む。）

(vi) 入手可能な場合には、登録番号、欧州固有識別子、納税者番号及び取引主体識別子（LEI）

(vii) 財団の場合には、当該財団がその目的を追求するために保有する資産

(b) 法的取極めに関しては、

(i) 当該法的取極めの名称又は固有識別子

(ii) 信託証書又はこれに相当するもの

(iii) 当該法的取極めの目的（目的がある場合）

(iv) 当該法的取極めにおいて保有され、又は当該法的取極めを通じて管理される資産

(v) 明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれに相当する地位を有する者の居住地及び、これと異なる場合には、当該明示信託又は類似の法的取極めが管理されている場所

(34) 「PEP」とは、重要な公的職務を委ねられている自然人又は委ねられていた自然人をいい、当該重要な公的職務には次に掲げるものを含む。

(a) 加盟国においては、

(i) 国家元首、政府の長、大臣及び副大臣又は大臣補佐

(ii) 議会又は類似の立法機関の構成員

(iii) 国の執行機関若しくは立法機関、又は少なくとも 5 万人の住民を有する選挙区を代表する地域若しくは地方の執行機関若しくは立法機関において議席を有する政党の統治機関の構成員

(iv) 最高裁判所、憲法裁判所その他の高位の司法機関であって、その決定が、例外的な状況にある場合を除き、更なる上訴の対象とならないものの構成員

(v) 会計検査院の構成員又は中央銀行の理事会の構成員

(vi) 大使、代理大使及び軍の高級将校

(vii) 国により、又は、企業が指令 2013/34/EU 第 3 条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項に定義する中規模若しくは大規模の企業若しくは中規模若しくは大規模のグループに該当する場合には地域若しくは地方の機関により、同指令第 22 条に掲げる関係のいずれかに基づいて支配されている企業の運営機関、経営機関又は監督機関の構成員

(viii) 少なくとも 5 万人の住民を有する地域及び地方の機関（市町村連合及び大都市圏を含む。）の長

(ix) 加盟国が定めるその他の重要な公的職務

(b) 国際機関においては、

(i) 国際機関の最高位の職員、その代理者及び理事会の構成員又はこれに相当する職務

(ii) 加盟国又は EU に対する代表者

(c) EU レベルにおいては、

(a)(i)、(ii)、(iv)、(v)及び(vi)に掲げるものに相当する EU の機関及び組織のレベルにおける職務

(d) 第三国においては、

(a)に掲げるものに相当する職務

(35) 「家族構成員」とは、次に掲げる者をいう。

(a) 配偶者又は登録パートナーシップ、シビル・ユニオン若しくはこれらに類似する取極めにおける相手方

(b) 子及び当該子の配偶者又は当該子との登録パートナーシップ、シビル・ユニオン若しくはこれらに類似する取極めにおける相手方

(c) 親

(d) 第 34 号(a)(i)に規定する職務並びに EU レベル又は第三国におけるこれに相当する職務については、兄弟姉妹

(36) 「密接な関係者であることが知られている者」とは、次に掲げる者をいう。

(a) PEP と共同して法人若しくは法的取極めの実質的支配者となっていること、又は PEP とその他の密接な事業上の関係を有することが知られている自然人

(b) PEP の事実上の利益のために設定されたことが知られている法人又は法的取極めについて、単独で実質的支配者となっている自然人

(37) 「経営機関」とは、特定事業者の機関であって、国内法に従って任命され、当該特定事業者の戦略、目的及び全体的な方向性を定める権限を有し、並びに経営上の意思決定を監督し、及び監視するものをいい、当該特定事業者の事業を実際に指揮する者を含む。当該機関が存在しない場合には、当該特定事業者の事業を実際に指揮する者をいう。

(38) 「経営機能を行使する経営機関」とは、特定事業者の日常的な経営について責任を負う経営機関をいう。

(39) 「監督機能における経営機関」とは、経営上の意思決定を監督し、及び監視する役割において行動する経営機関をいう。

(40) 「上級管理職」とは、経営機能を行使する経営機関の構成員並びに当該特定事業者のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクへのエクスポージャーについて十分な知識を有し、かつ、当該リスクへのエクスポージャーに影響を及ぼす決定を行うのに十分な地位にある役員及び従業員をいう。

(41) 「グループ」とは、親会社、その子会社及び指令 2013/34/EU 第 22 条にいう関係により相互に結び付いている企業から成る企業集団をいう。

(42) 「親会社」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 本店が EU 域内に所在するグループについては、指令 2013/34/EU 第 2 条第 9 号に定義する親会社である特定事業者であって、それ自体が EU 域内の他の企業の子会社でないもの。ただし、少なくとも一の子会社が特定事業者である場合に限る。

(b) 本店が EU 域外に所在するグループについては、少なくとも二の子会社が EU 域内で設立された特定事業者である場合において、EU 域内で設立された当該グループ内の企業であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 特定事業者であること。

(ii) EU 域内で設立された特定事業者である他の企業の子会社でない企業であること。

(iii) グループ内において十分な重要性を有し、かつ、本規則の要件の対象となるグループの業務について十分な理解を有すること。

(iv) 本規則第 2 章第 2 節に基づくグループ全体の要件を実施する責任を与えられていること。

(43) 「現金」とは、欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1672⁸第 2 条第 1 項(a)に定義する現金をいう。

(44) 「管轄当局」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 金融情報ユニット（FIU）

(b) 監督当局

(c) マネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与を捜査し、若しくは訴追する職務を有する公的機関、又は犯罪資産を追跡し、差し押さえ、若しくは凍結し、及び没収する職務を有する公的機関

(d) マネーロンダリング又はテロ資金供与との闘いについて指定された責任を有する公的機関

(45) 「監督当局（supervisor）」とは、特定事業者による本規則の要件の遵守を確保することを目的とする責任を委ねられた機関をいい、規則(EU)2024/1620 第 5 条第 2 項において AMLA に委ねられた任務を遂行する場合の AMLA を含む。

(46) 「監督当局（supervisory authority）」とは、公的機関である監督当局（supervisor）、指令(EU)2024/1640 第 37 条に従って自主規制機関による監督機能の遂行を監督する公的機関、又は監督当局として行動する場合の AMLA をいう。

⁸ EU に出入りする現金の規制に関し、並びに規則(EC)No 1889/2005 を廃止する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1672（OJ L 284, 12.11.2018, p. 6）

(47)「自主規制機関」とは、ある職業の構成員を代表し、並びにその構成員の規律、一定の監督機能又は監視機能の遂行及び当該構成員に関する規則の執行の確保において役割を有する機関をいう。

(48)「資金その他の資産」とは、あらゆる資産をいい、金融資産、経済的資源（石油その他の天然資源を含む。）、有体であるか無体であるか、動産であるか不動産であるかを問わず、また、その取得方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産、及び当該資金その他の資産に対する権原又は権利を証明するあらゆる形式（電子的又はデジタルの形式を含む。）の法的文書又は証書（銀行預金債権、トラベラーズチェック、銀行小切手、郵便為替、株式、証券、債券、手形又は信用状を含むが、これらに限られない。）並びに当該資金その他の資産から生じ、若しくはこれにより生み出される利息、配当その他の収入又は価値、及び資金、物品又はサービスを取得するために潜在的に使用され得るその他のあらゆる資産を含むが、これらに限られない。

(49)「標的型金融制裁」とは、欧州連合条約（TEU）第 29 条に基づいて採択された理事会決定及び欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 215 条に基づいて採択された理事会規則に従い、指定された者及び団体に対して行われる資産凍結並びに当該者及び団体の利益のために直接又は間接に資金その他の資産を利用可能にすることの禁止の双方をいう。

(50)「国連金融制裁」とは、次に掲げるものに従い、指定され、又はリストに掲載された者及び団体に対して行われる資産凍結並びに当該者及び団体の利益のために直接又は間接に資金その他の資産を利用可能にすることの禁止の双方をいう。

(a) 国連安全保障理事会決議第 1267 号（1999 年）及びその後継決議

(b) 国連安全保障理事会決議第 1373 号（2001 年）（関連する制裁を当該者又は団体に適用する旨の決定及び当該決定の公表を含む。）

(c) 拡散金融に関する国連金融制裁

(51)「拡散金融に関する国連金融制裁」とは、次に掲げるものに従い、指定され、又はリストに掲載された者及び団体に対して行われる資産凍結並びに当該者及び団体の利益のために直接又は間接に資金その他の資産を利用可能にすることの禁止の双方をいう。

(a) 国連安全保障理事会決議第 1718 号（2006 年）及びその後継決議

(b) 国連安全保障理事会決議第 2231 号（2015 年）及びその後継決議

(c) 大量破壊兵器の拡散への資金供与に関連して資産凍結及び資金その他の資産を利用可能にすることの禁止を課すその他の国連安全保障理事会決議

(52)「プロサッカークラブ」とは、ライセンスを付与され、加盟国の国内サッカーリーグに参加しているサッカークラブであって、その選手及びスタッフが契約により雇用され、かつ、その役務の対価として報酬を受けているものであり、又はこれを所有し、若しくは運営する法人をいう。

(53)「サッカー代理人」とは、報酬を得て仲介サービスを提供し、サッカー選手のための契約の締結に向けた交渉においてサッカー選手若しくはプロサッカークラブを代理し、又はサッカー選手の移籍に関する合意の締結に向けた交渉においてプロサッカークラブを代理する自然人又は法人をいう。

(54)「高価値物品」とは、附属書 IV に掲げる物品をいう。

(55)「貴金属及び宝石」とは、附属書 V に掲げる金属及び石をいう。

(56)「文化財」とは、理事会規則(EC)No 116/2009⁹の附属書 I に掲げる物品をいう。

(57)「情報共有のためのパートナーシップ」とは、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及びこれらとの闘いを目的として、国内レベルであるか国境を越えるものであるかを問わず、また、当該パートナーシップの形態のいかんを問わず、特定事業者間及び、該当する場合には、特定事業者と第 44 号(a)、(b)及び(c)に規定する管轄当局との間における情報の共有及び取扱いを可能にする仕組みをいう。

2. 第 1 項第 34 号に規定する重要な公的職務は、中位の職員又はこれより下位の職員を対象とするものと解してはならない。

3. 加盟国は、その行政組織及びリスクによって正当化される場合には、次に掲げる重要な公的職務の指定について、より低い閾値を設定することができる。

(a) 第 1 項第 34 号(a)(iii)に規定する、地域又は地方のレベルで代表される政党の統治機関の構成員

(b) 第 1 項第 34 号(a)(viii)に規定する、地域及び地方の機関の長

加盟国は、当該より低い閾値を欧州委員会に通知しなければならない。

4. 本条第 1 項第 34 号(a)(vii)に関し、加盟国は、その行政組織及びリスクによって正当化される場合には、地域又は地方の機関により支配される企業の特定について、指令 2013/34/EU 第 3 条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項に定めるものより低い閾値を設定することができる。

加盟国は、当該より低い閾値を欧州委員会に通知しなければならない。

⁹ 文化財の輸出に関する 2008 年 12 月 18 日の理事会規則(EC)No 116/2009（OJ L 39, 10.2.2009, p. 1）

5. 加盟国は、その社会的及び文化的構造並びにリスクによって正当化される場合には、第 1 項第 35 号(d)に規定する、PEP の家族構成員としての兄弟姉妹の指定について、より広い範囲を適用することができる。

加盟国は、当該より広い範囲を欧州委員会に通知しなければならない。

第 2 節 適用範囲

第 3 条 特定事業者

次に掲げる事業者は、本規則の適用上、特定事業者とみなされる。

(1) 信用機関

(2) 金融機関

(3) その職業活動の遂行において行動する次に掲げる自然人又は法人

(a) 監査人、外部会計士及び税務顧問並びに、主たる事業又は職業活動として、直接に又は当該者と関係を有する他の者を通じて、税務に関する実質的な援助、支援又は助言を提供することを引き受けるその他の自然人又は法人（弁護士等の独立の法律専門家を含む。）

(b) 公証人、弁護士その他の独立の法律専門家であって、その顧客のために、かつ、その顧客に代わって行動することにより金融取引若しくは不動産取引に関与する場合、又は次に掲げる事項のいずれかに関する取引の計画若しくは実行においてその顧客を補助することにより関与する場合におけるもの

(i) 不動産又は事業体の売買

(ii) 顧客の金銭、証券その他の資産（暗号資産を含む。）の管理

(iii) 銀行口座、貯蓄口座、証券口座又は暗号資産口座の開設又は管理

(iv) 会社の設立、運営又は管理に必要な出資の取りまとめ

(v) 信託、会社、財団又は類似の構造の創設、設立、運営又は管理

(c) 信託又はカンパニーサービス事業者

(d) 不動産業者その他の不動産専門職であって、不動産取引の仲介者として行動する範囲におけるもの（月額賃料が、支払手段のいかんを問わず、10,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨額となる取引についての不動産の賃貸に関するものを含む。）

(e) 通常の又は主たる職業活動として貴金属及び宝石の取引を行う者

- (f) 通常の又は主たる職業活動として高価値物品の取引を行う者
- (g) ギャンブルサービス事業者
- (h) クラウドファンディング・サービス事業者及びクラウドファンディング仲介業者
- (i) 取引又は関連する取引の価額が 10,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨額となる場合において、文化財の取引を行い、又はその取引の仲介者として行動する者（画廊及び競売会社によりこれが行われる場合を含む。）
- (j) 取引又は関連する取引の価額が 10,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨額となる場合において、自由地域及び保税倉庫内において、文化財及び高価値物品の保管若しくは取引を行い、又はその取引の仲介者として行動する者
- (k) 抵当信用及び消費者信用の信用仲介業者（信用機関及び金融機関を除く。）。ただし、一若しくは複数の債権者又は信用仲介業者の責任の下で活動を行う信用仲介業者を除く。
- (l) 投資移民事業者であって、あらゆる種類の投資（資本の移転、不動産の購入若しくは賃借、国債への投資、法人への投資、公益のための活動への寄附若しくは基金の拠出及び国家予算への拠出を含む。）と引換えに加盟国における居住権を取得しようとする第三国国民を代理し、又はこれに仲介サービスを提供することを許可されているもの
- (m) 非金融混合事業持株会社
- (n) サッカー代理人
- (o) 次に掲げる取引に関するプロサッカークラブ
 - (i) 投資家との取引
 - (ii) スポンサーとの取引
 - (iii) サッカー代理人その他の仲介者との取引
 - (iv) サッカー選手の移籍を目的とする取引

第4条 一定のギャンブルサービス事業者に対する適用除外

1. 加盟国は、ギャンブルサービスの性質及び、適当な場合には、その業務の規模によりもたらされるリスクが低いことが証明されていることに基づき、当該ギャンブルサービスの事業者を本規則に定める要件の全部又は一部から除外することを決定することができる。

第1段に規定する適用除外は、次に掲げるものには適用しない。

- (a) カジノ

(b) オンラインギャンブルサービス又はスポーツギャンブルサービスを提供することを主たる活動とするギャンブルサービス事業者。ただし、次に掲げるものを除く。

(i) 公的機関を通じてであるか国により支配される企業又は組織を通じてであるかを問わず、国により運営されるオンラインギャンブルサービス

(ii) その組織、運営及び管理が国により規制されているオンラインギャンブルサービス

2. 第 1 項の適用上、加盟国は、次に掲げる事項を評価するギャンブルサービスのリスク評価を実施しなければならない。

(a) 当該ギャンブルサービスのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威及び脆弱性並びに軽減要因

(b) 取引の規模及び使用される支払方法に関連するリスク

(c) 当該ギャンブルサービスが管理されている地理的区域（その国境を越える側面並びに他の加盟国又は第三国からのアクセス可能性を含む。）

加盟国は、本項第 1 段に規定するリスク評価を実施するに当たっては、指令(EU)2024/1640 第 7 条に従って欧州委員会が実施する EU レベルのリスク評価の結果を考慮しなければならない。

3. 加盟国は、本条に従って付与された適用除外が濫用されないことを確保するため、リスクベースの監視活動を確認し、又はその他の適切な措置を講じなければならない。

第 5 条 一定のプロサッカークラブに対する適用除外

1. 加盟国は、国内サッカーリーグの最上位部に参加しているプロサッカークラブであって、直前の 2 暦年の各年における年間総売上高が 5,000,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額未満であるものについて、当該プロサッカークラブの性質及び業務の規模によりもたらされるリスクが低いことが証明されていることに基づき、本規則に定める要件の全部又は一部から除外することを決定することができる。

加盟国は、国内サッカーリーグの最上位部より下位の部に参加しているプロサッカークラブについて、当該プロサッカークラブの性質及び業務の規模によりもたらされるリスクが低いことが証明されていることに基づき、本規則に定める要件の全部又は一部から除外することを決定することができる。

2. 第 1 項の適用上、加盟国は、次に掲げる事項を評価するプロサッカークラブのリスク評価を実施しなければならない。

(a) 当該プロサッカークラブのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威及び脆弱性並びに軽減要因

(b) 取引の規模及び国境を越える性質に関連するリスク

加盟国は、本項第 1 段に規定するリスク評価を実施するに当たっては、指令(EU)2024/1640 第 7 条に従って欧州委員会が実施する EU レベルのリスク評価の結果を考慮しなければならない。

3. 加盟国は、本条に従って付与された適用除外が濫用されないことを確保するため、リスクベースの監視活動を確立し、又はその他の適切な措置を講じなければならない。

第 6 条 一定の金融活動に対する適用除外

1. 加盟国は、指令(EU)2015/2366 第 4 条第 22 号に定義する送金の活動に従事する者を除き、指令 2013/36/EU の附属書 I 第 2 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号に掲げる金融活動に臨時的に又は極めて限定的に従事する法人又は自然人であって、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクがほとんどないものを、次に掲げる基準の全てが満たされることを条件として、本規則に定める要件から除外することを決定することができる。

(a) 当該金融活動が絶対額において限定されていること。

(b) 当該金融活動が取引単位で限定されていること。

(c) 当該金融活動が当該者の主たる活動でないこと。

(d) 当該金融活動が当該者の主たる活動に付随し、かつ、これに直接関連するものであること。

(e) 当該者の主たる活動が本規則第 3 条第 3 号(a)から(d)まで又は(g)に規定する活動でないこと。

(f) 当該金融活動が当該者の主たる活動の顧客に対してのみ提供され、かつ、公衆一般に対して提供されていないこと。

2. 第 1 項(a)の適用上、加盟国は、当該金融活動の総売上高が十分に低い閾値を超えないことを要求しなければならない。当該閾値は、金融活動の種類に応じて、国内レベルで設定しなければならない。

3. 第 1 項(b)の適用上、加盟国は、取引が単一の操作により行われるか関連する取引を通じて行われるかを問わず、顧客ごと及び単一の取引ごとの上限閾値を適用しなければならない。当該上限閾値は、金融活動の種類に応じて、国内レベルで設定しなければならない。当該上限閾値は、当該種類の取引がマネーロンダリング又はテロ資金供与にとって実質的な

く、かつ、非効率な方法となることを確保するため十分に低いものでなければならず、また、支払手段のいかんを問わず、1,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超えてはならない。

4. 第 1 項(c)の適用上、加盟国は、当該金融活動の売上高が、当該自然人又は法人の総売上高の 5%を超えないことを要求しなければならない。

5. 加盟国は、本条の適用上マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクを評価するに当たっては、その性質上、マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために利用され、又は悪用される可能性が特に高いと考えられる金融活動に特別な注意を払わなければならない。

6. 加盟国は、本条に従って付与された適用除外が濫用されないことを確保するため、リスクベースの監視活動を確立し、又はその他の適切な措置を講じなければならない。

第 7 条 適用除外の事前通知

1. 加盟国は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に従って付与しようとする適用除外を、遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。当該通知には、当該適用除外を裏付けるために当該加盟国が実施した関連するリスク評価に基づく正当化理由を含めなければならない。

2. 欧州委員会は、第 1 項に規定する通知から 2 か月以内に、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

(a) 当該加盟国が示した正当化理由に基づき、当該適用除外を付与することができることを確認すること。

(b) 理由を付した決定により、当該適用除外を付与することができない旨を宣言すること。

第 1 段の適用上、欧州委員会は、通知を行った加盟国に対し、追加の情報を要求することができる。

3. 加盟国は、本条第 2 項(a)に従った欧州委員会による確認を受領したときは、当該適用除外を付与する決定を採択することができる。当該決定には、その根拠となる理由を記載しなければならない。加盟国は、当該決定を定期的に、かつ、いかなる場合においても指令 (EU)2024/1640 第 8 条に従って国家リスク評価を更新する際に、見直さなければならない。

4. 加盟国は、2027 年 10 月 10 日までに、2027 年 7 月 10 日において効力を有する指令 (EU)2015/849 第 2 条第 2 項及び第 3 項に従って付与された適用除外を欧州委員会に通知しなければならない。

5. 欧州委員会は、本条に従って付与された適用除外の一覧を毎年欧州連合官報に公表し、かつ、当該一覧をそのウェブサイト上で公に利用可能にしなければならない。

第 3 節 国境を越える業務

第 8 条 国境を越える業務の通知及び国内法の適用

1. 他の加盟国の領域内で初めて活動を行おうとする特定事業者は、当該他の加盟国において行おうとする活動について、その本国加盟国の監督当局に通知しなければならない。当該通知は、当該特定事業者が当該活動を行うための措置を講じ次第速やかに、また、拠点の場合には当該活動の開始の少なくとも 3 か月前に、提出しなければならない。特定事業者は、当該他の加盟国において当該活動を開始したときは、直ちにその本国加盟国の監督当局に通知しなければならない。

第 1 段の規定は、他の EU 法令に基づく開業の自由及びサービス提供の自由の行使のための特定の通知手続の対象となる特定事業者、又は当該特定事業者が当該他の加盟国の領域内で業務を行うために特定の認可要件の対象となる場合には、適用しない。

2. 第 1 項に基づいて伝達された情報についての計画された変更は、当該特定事業者が、当該変更を行う少なくとも 1 か月前に本国加盟国の監督当局に伝達しなければならない。

3. 本規則が加盟国に対して特定事業者に適用される追加の規則を採択することを認めている場合には、特定事業者は、自らが設立されている加盟国の国内規則を遵守しなければならない。

4. 特定事業者は、複数の加盟国において拠点を運営する場合には、各拠点がその所在する加盟国の規則を適用することを確保しなければならない。

5. 指令(EU)2024/1640 第 38 条第 1 項に規定する特定事業者は、自らが設立されている加盟国以外の加盟国において、サービス提供の自由に基づき、当該他の加盟国に所在する代理人、販売業者その他の種類のインフラストラクチャーを通じて業務を行う場合には、当該活動に関して、自らがサービスを提供する加盟国の規則を適用しなければならない。ただし、同指令第 38 条第 2 項が適用される場合には、その本店が所在する加盟国の規則を適用しなければならない。

6. 特定事業者は、指令(EU)2024/1640 第 41 条に従って中央連絡窓口を任命することを要求される場合には、当該中央連絡窓口が当該特定事業者に代わって適用法の遵守を確保することができることを確保しなければならない。

第 2 章 特定事業者の内部方針、手続及び管理

第 1 節 内部方針、手続及び管理、リスク評価並びに職員

第 9 条 内部方針、手続及び管理の範囲

1. 特定事業者は、本規則、規則(EU)2023/1113 及び監督当局が発する行政行為の遵守を確保するため、特に次に掲げることのために、内部方針、手続及び管理を整備しなければならない。

(a) EU、加盟国及び特定事業者のレベルにおいて特定されたマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを効果的に軽減し、及び管理すること。

(b) 標的型金融制裁を適用する義務に加えて、標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを軽減し、及び管理すること。

第 1 段に規定する方針、手続及び管理は、事業の性質（そのリスク及び複雑性を含む。）及び特定事業者の規模に比例したものでなければならず、かつ、本規則の適用範囲に含まれる当該特定事業者の全ての活動を対象としなければならない。

2. 第 1 項に規定する方針、手続及び管理には、次に掲げるものを含めなければならない。

(a) 内部方針及び手続（特に次に掲げるものを含む。）

(i) 事業全体のリスク評価の実施及び更新

(ii) 当該特定事業者のリスク管理の枠組み

(iii) 本規則第 3 章を実施するための顧客調査（顧客、実質的支配者又はその者のために若しくはその者の利益のために取引若しくは活動が行われている者が、PEP 又はその家族構成員若しくは密接な関係者であることが知られている者であるか否かを判断するための手続を含む。）

(iv) 疑わしい取引の届出

(v) 外部委託及び他の特定事業者が行った顧客調査への依拠

(vi) 記録の保存並びに第 76 条及び第 77 条に従った個人データの取扱いに関する方針

(vii) 本項(b)に従った当該内部方針及び手続の遵守の監視及び管理、不備の特定及び管理並びに是正措置の実施

(viii) 職員を採用し、及び一定の任務及び職務に配置する際並びに代理人及び販売業者を任命する際に、遂行される任務及び職務に関連するリスクに比例して、それらの者が良好な評判を有することを確認すること。

(ix) 当該特定事業者の内部方針、手続及び管理の内部における周知（その AML/CFT 方針の実施に関与する代理人、販売業者及びサービス提供者に対するものを含む。）

(x) 本規則、規則(EU)2023/1113 及び監督当局が発する行政行為の要件を遵守するために当該特定事業者において講じられている措置に関する、従業員及び、関連する場合には、代理人及び販売業者の研修に関する方針

(b) 本項(a)に規定する内部方針及び手続並びに当該特定事業者において講じられている管理を検証するための内部管理及び独立した監査機能。独立した監査機能がない場合には、特定事業者は、外部の専門家にこの検証を実施させることができる。

第 1 段に定める内部方針、手続及び管理は、書面に記録しなければならない。内部方針は、経営機能を行行使する経営機関が承認しなければならない。内部手続及び管理は、少なくともコンプライアンス・マネージャーのレベルで承認しなければならない。

3. 特定事業者は、内部方針、手続及び管理を最新のものに維持し、弱点が特定された場合にはこれを強化しなければならない。

4. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、特定事業者が、その内部方針、手続及び管理の範囲、特にコンプライアンス機能に割り当てられる職員に関して決定する際に、その事業の性質（そのリスク及び複雑性を含む。）及びその規模に基づいて考慮すべき要素に関するガイドラインを発出しなければならない。当該ガイドラインは、特定事業者の性質及び規模により次に掲げる状況についても特定しなければならない。

(i) 内部統制は、営業部門、コンプライアンス部門及び監査部門の各段階において組織されるものとする。

(ii) 独立した監査機能は、外部の専門家が遂行することができること。

第 10 条 事業全体のリスク評価

1. 特定事業者は、その事業の性質（そのリスク及び複雑性を含む。）及びその規模に比例した適切な措置を講じ、少なくとも次に掲げる事項を考慮して、自らがさらされているマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを特定し、及び評価しなければならない。

(a) 附属書 I に定めるリスク変数並びに附属書 II 及び附属書 III に定めるリスク要因

(b) 指令(EU)2024/1640 第 7 条に従って欧州委員会が実施する EU レベルのリスク評価の結果

(c) 指令(EU)2024/1640 第 8 条に従って加盟国が実施する国家リスク評価の結果及び加盟国が実施する関連する部門別リスク評価の結果

(d) AML/CFT の分野における国際的な基準設定主体が公表する関連情報又は EU レベルにおいて欧州委員会若しくは AMLA が公表する関連刊行物

(e) 管轄当局が提供するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関する情報

(f) 顧客基盤に関する情報

特定事業者は、新たな商品、サービス若しくは業務慣行（新たな提供経路並びに新たな若しくは開発途上の技術の使用を、新規の若しくは既存の商品及びサービスと併せて行う場合を含む。）を開始する前に、又は既存のサービス若しくは商品を新たな顧客層に対し若しくは新たな地理的地域において提供し始める前に、特に、それに関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定し、及び評価し、並びに当該リスクを管理し、及び低減するための適切な措置を講じなければならない。

2. 第 1 項に従って特定事業者が作成する事業全体のリスク評価は、文書化し、最新の状態に保ち、及び定期的に見直さなければならない。当該見直しには、内部又は外部の事象が、特定事業者の活動、商品、取引、提供経路、顧客又は活動の地理的区域に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに重大な影響を及ぼす場合の見直しを含む。事業全体のリスク評価は、要請に応じて監督当局が利用できるようにしなければならない。

事業全体のリスク評価は、コンプライアンス役員が作成し、経営機能を行行使する経営機関が承認し、及び、監督機能を担う経営機関が存在する場合には、当該経営機関に伝達しなければならない。

3. 監督当局は、信用機関、金融機関、クラウドファンディング・サービス事業者及びクラウドファンディング仲介者を除き、当該部門に固有の具体的なリスクが明確であり、かつ、理解されている場合には、個別の文書化された事業全体のリスク評価を要しない旨を決定することができる。

4. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、第 1 項に従って特定事業者が作成する事業全体のリスク評価の内容に関する最低要件及び事業全体のリスク評価を実施する際に考慮すべき追加的な情報源に関するガイドラインを発出しなければならない。

第 11 条 コンプライアンス機能

1. 特定事業者は、経営機能を行使する経営機関の構成員の 1 人であって、本規則、規則 (EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の遵守を確保する責任を負う者（以下「コンプライアンス・マネージャー」という。）を任命しなければならない。

コンプライアンス・マネージャーは、特定事業者の内部方針、手続及び統制が特定事業者のリスク・エクスポージャーと整合していること並びにそれらが実施されていることを確保しなければならない。コンプライアンス・マネージャーは、そのために十分な人的資源及び物的資源が配分されることも確保しなければならない。コンプライアンス・マネージャーは、当該方針、手続及び統制における重大な又は重要な弱点に関する情報を受領する責任を負う。

経営機能を行使する経営機関がその決定について集团的に責任を負う機関である場合には、コンプライアンス・マネージャーは、当該経営機関を補佐し、及び当該経営機関に助言し、並びに本条に規定する決定を準備する責任を負う。

2. 特定事業者は、経営機能を行使する経営機関により任命され、かつ、十分に高い組織上の地位を有するコンプライアンス役員を置かなければならない。コンプライアンス役員は、特定事業者の AML/CFT 要件の日常的な運用における方針、手続及び統制（標的型金融制裁の実施に関するものを含む。）について責任を負い、並びに管轄当局の連絡窓口となるものとする。コンプライアンス役員は、第 69 条第 6 項に従って FIU に疑わしい取引を届け出る責任も負う。

指令(EU)2024/1640 第 6 条又はその他の EU 法令に基づきその上級管理職又は実質的支配者について審査を受ける特定事業者の場合には、コンプライアンス役員は、当該要件を遵守していることについて検証を受けなければならない。

特定事業者の規模及びその活動のリスクの低さにより正当化される場合には、グループの一部である特定事業者は、当該グループ内の他の事業体においてコンプライアンス役員の職務を遂行する個人を、そのコンプライアンス役員として任命することができる。

コンプライアンス役員は、経営機能を行使する経営機関に対する事前の通知の後にのみ解任することができる。特定事業者は、コンプライアンス役員の解任を監督当局に通知しなければならない。その際、当該決定が本規則に基づき割り当てられた任務の遂行に関連するものであるか否かを明示しなければならない。コンプライアンス役員は、自らの発意により又は要請に応じて、解任に関する情報を監督当局に提供することができる。監督当局は、当該情報を、本項第 2 段及び指令(EU)2024/1640 第 37 条第 4 項に基づくその任務を遂行するために使用することができる。

3. 特定事業者は、コンプライアンス機能に対し、その任務の効果的な遂行のため、特定事業者の規模、性質及びリスクに比例して、適切な資源（人員及び技術を含む。）を提供しなければならず、並びに当該機能について責任を負う者に対し、特定事業者の内部方針、手続及び統制の実効性を確保するために必要なあらゆる措置を提案する権限が付与されることを確保しなければならない。

4. 特定事業者は、コンプライアンス役員が報復、差別その他のあらゆる不公正な取扱いから保護されること並びにコンプライアンス役員の決定が特定事業者の商業的利益により損なわれ、又は不当な影響を受けないことを確保するための措置を講じなければならない。

5. 特定事業者は、コンプライアンス役員及び第9条第2項(b)に規定する監査機能について責任を負う者が、経営機能を行使する経営機関に対し、及び、監督機能を担う経営機関が存在する場合には当該経営機関に対し、独立して直接報告することができること並びに具体的なリスクの進展が特定事業者に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、懸念を提起し、及び経営機関に警告することができることを確保しなければならない。

特定事業者は、本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の実施に直接又は間接に参加する者が、その任務を遂行するために必要な全ての情報及びデータにアクセスできることを確保しなければならない。

6. コンプライアンス・マネージャーは、特定事業者の内部方針、手続及び統制の実施について、経営機関に対し定期的に報告しなければならない。特に、コンプライアンス・マネージャーは、年1回、又は適切な場合にはより頻繁に、コンプライアンス役員が作成した特定事業者の内部方針、手続及び統制の実施に関する報告書を経営機関に提出しなければならず、並びにあらゆる見直しの結果について当該機関に常に情報を提供しなければならない。コンプライアンス・マネージャーは、特定されたあらゆる欠陥を適時に是正するために必要な行動をとらなければならない。

7. 特定事業者の事業の性質（そのリスク及び複雑性を含む。）及びその規模により正当化される場合には、コンプライアンス・マネージャー及びコンプライアンス役員の職務は、同一の自然人が遂行することができる。当該職務は、他の職務と兼務することができる。

特定事業者が自然人である場合又はその活動が1人の自然人のみにより遂行される法人である場合には、その者が本条に基づく任務を遂行する責任を負う。

第12条 要件の認識

特定事業者は、その職務上必要とされる従業員又はこれに相当する地位にある者（その代理人及び販売業者を含む。）が、本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為から生ずる要件並びに特定事業者において整備されている事業全体のリスク評

価、内部方針、手続及び統制（本規則の目的のための個人データの取扱いに関するものを含む。）を認識することを確保するための措置を講じなければならない。

第 1 段に規定する措置には、従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）が、マネーロンダリング又はテロ資金供与に関連する可能性のある業務を認識することを助け、及びそのような場合にどのように対処すべきかを指導するための具体的かつ継続的な研修プログラムに参加することを含まなければならない。当該研修プログラムは、その者の職務又は活動及び特定事業者がさらされているマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに適したものでなければならず、並びに適切に文書化されなければならない。

第 13 条 従業員の適格性

1. 特定事業者による本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の遵守に直接参加する従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）は、遂行する任務に関連するリスクに見合った評価であって、その内容がコンプライアンス役員により承認されたものを、次に掲げる事項について受けなければならない。

(a) その職務を効果的に遂行するための個人の技能、知識及び専門性

(b) 良好な評判、誠実性及び高潔性

第 1 段に規定する評価は、当該従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）が活動を開始する前に実施しなければならず、並びに定期的に繰り返さなければならない。その後の評価の強度は、その者に委ねられた任務及びその者が遂行する職務に関連するリスクに基づいて決定されなければならない。

2. 特定事業者による本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の遵守に関連する任務を委ねられた従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）は、特定事業者の顧客又は見込顧客との間に築かれた密接な私的又は職業上の関係をコンプライアンス役員に通知しなければならず、かつ、当該顧客に関し特定事業者の遵守に関連するいかなる任務も行わないようにされなければならない。

3. 特定事業者は、特定事業者による本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の遵守に関連する任務の遂行に影響を及ぼすおそれのある利益相反を防止し、及び管理するための手続を整備しなければならない。

4. 本条は、特定事業者が自然人である場合又はその活動が 1 人の自然人のみにより遂行される法人である場合には、適用しない。

第 14 条 違反の通報及び通報者の保護

1. 欧州議会及び理事会の指令(EU)2019/1937¹⁰は、本規則、規則(EU)2023/1113 及びいずれかの監督当局が発出する行政行為の違反の通報並びに当該違反を通報する者の保護について適用する。
2. 特定事業者は、指令(EU)2019/1937 に定める要件を満たす内部通報経路を設置しなければならない。
3. 第 2 項は、特定事業者が自然人である場合又はその活動が 1 人の自然人のみにより遂行される法人である場合には、適用しない。

第 15 条 特定の従業員の状況

第 3 条第 3 号に掲げるいずれかの類型に該当する自然人が法人の従業員として職業的活動を行う場合には、本規則に定める要件は、当該自然人ではなく当該法人に適用する。

第 2 節 グループに適用される規定

第 16 条 グループ全体の要件

1. 親会社は、本章第 1 節に規定する内部手続、リスク評価及び職員に関する要件が、加盟国における、及び本店が EU 域内に所在するグループについては第三国における、グループの全ての支店及び子会社において適用されることを確保しなければならない。このため、親会社は、グループの全ての支店及び子会社が実施した事業全体のリスク評価を考慮して、グループ全体のリスク評価を実施し、並びにグループ全体の方針、手続及び統制（データ保護に関するもの、AML/CFT 目的のためのグループ内における情報共有に関するもの並びにグループ内の従業員が本規則から生ずる要件を認識することを確保するためのものを含む。）を策定し、及び実施しなければならない。グループ内の特定事業者は、その特性及びそれらがさらされているリスクを考慮して、当該グループ全体の方針、手続及び統制を実施しなければならない。

第 1 段に規定するグループ全体の方針、手続及び統制並びにグループ全体のリスク評価は、それぞれ第 9 条及び第 10 条に掲げる全ての要素を含まなければならない。

第 1 段の適用上、グループが複数の加盟国に、及び本店が EU 域内に所在するグループについては第三国に、拠点を有する場合には、親会社は、グループの拠点が所在する全ての加盟国又は第三国の当局が公表する情報を考慮しなければならない。

2. コンプライアンス機能は、グループの段階において設置されなければならない。当該機能には、グループの段階におけるコンプライアンス・マネージャー及び、グループの段階で行

¹⁰ EU 法の違反を通報する者の保護に関する 2019 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2019/1937（OJ L 305, 26.11.2019, p. 17）

われる活動により正当化される場合には、コンプライアンス役員を含まなければならない。コンプライアンス機能の範囲に関する決定は、文書化されなければならない。

第 1 段に規定するコンプライアンス・マネージャーは、グループ全体の方針、手続及び統制の実施について、親会社の経営機能を行行使する経営機関に対し定期的に報告しなければならない。コンプライアンス・マネージャーは、少なくとも年 1 回、特定事業者の内部方針、手続及び統制の実施に関する報告書を提出しなければならない。並びに特定されたあらゆる欠陥を適時に是正するために必要な行動をとらなければならない。経営機能を行行使する経営機関がその決定について集团的に責任を負う機関である場合には、コンプライアンス・マネージャーは、当該経営機関を補佐し、及び当該経営機関に助言し、並びに本条の実施に必要な決定を準備しなければならない。

3. 第 1 項に規定する情報の共有に関する方針、手続及び統制は、グループ内の特定事業者に対し、当該共有が顧客調査並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク管理の目的に関連する場合には、情報を交換することを義務付けるものでなければならない。グループ内における情報の共有は、FIU から別段の指示がない限り、特に、顧客、その実質的支配者又は顧客がその者のために行動する者の身元及び特性、取引関係及び臨時取引の性質及び目的並びに資金が犯罪行為の収益であり、又はテロ資金供与に関連しているとの疑いであって第 69 条に従って FIU に届け出られたもの（その基礎となる分析を伴うもの）を対象としなければならない。

グループ全体の方針、手続及び統制は、グループ内の特定事業者でない事業体が、同一グループ内の特定事業者に対し、当該共有が当該特定事業者による本規則に定める要件の遵守に関連する場合に、情報を提供することを妨げるものであってはならない。

親会社は、第 1 段及び第 2 段に従って交換される情報が、秘密性、データ保護及び情報の使用に関し十分な保証（その開示を防止するための保証を含む。）の対象となることを確保するためのグループ全体の方針、手続及び統制を整備しなければならない。

4. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準案を策定し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準案は、グループ全体の方針、手続及び統制の最低要件（グループ内における情報共有に関する最低基準を含む。）、第 2 条第 1 項第 42 号(b)が対象とする場合における親会社を特定するための基準並びに共通の所有、経営又はコンプライアンス管理を共有する構造（ネットワーク又はパートナーシップを含む。）の一部である事業体に本条の規定が適用される条件及びそれらの場合における EU 域内の親会社を特定するための基準を明確にするものでなければならない。

5. 欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従って本条第 4 項に規定する規制技術基準を採択することにより、本規則を補完する権限を委任される。

第 17 条 第三国における支店及び子会社

1. 特定事業者の支店又は子会社が、AML/CFT の最低要件が本規則に定める要件よりも厳格でない第三国に所在する場合には、親会社は、当該支店又は子会社が本規則に定める要件（データ保護に関する要件を含む。）又はこれと同等の要件を遵守することを確保しなければならない。
2. 第三国の法律が本規則の遵守を認めない場合には、親会社は、当該第三国における支店及び子会社がマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクに効果的に対処することを確保するための追加的な措置を講じなければならない。並びに当該追加的な措置をその本国加盟国の監督当局に通知しなければならない。本国加盟国の監督当局は、当該追加的な措置が十分でないと認める場合には、追加的な監督上の措置を行使しなければならない。当該措置には、グループに対し、取引関係を開始しないこと、既存の取引関係を終了すること若しくは取引を行わないこと又は当該第三国における業務を閉鎖することを求めることを含む。
3. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準案を策定し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準案は、本条第 2 項に規定する追加的な措置の種類（第三国の法律が第 16 条に基づき求められる措置の実施を認めない場合に特定事業者がとるべき最低限の行動及びそのような場合に求められる追加的な監督上の措置を含む。）を明確にするものでなければならない。
4. 欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までに従って本条第 3 項に規定する規制技術基準を採択することにより、本規則を補完する権限を委任される。

第 3 節 外部委託

第 18 条 外部委託

1. 特定事業者は、本規則から生ずる任務をサービス提供者に外部委託することができる。特定事業者は、サービス提供者が外部委託された任務の遂行を開始する前に、当該外部委託を監督当局に通知しなければならない。
2. 本条に基づく任務を遂行する場合には、サービス提供者は、特定事業者の一部とみなされる。これには、サービス提供者が特定事業者に代わって顧客調査を実施する目的で指令(EU)2024/1640 第 10 条に規定する中央登録簿（以下「中央登録簿」という。）を参照することを要する場合を含む。

特定事業者は、サービス提供者が遂行する外部委託された任務に関連するいかなる行為（作為であるか不作為であるかを問わない。）についても、引き続き全面的に責任を負う。

特定事業者は、外部委託された各任務について、サービス提供者が行う活動の根拠及びその実施において採られる手法を理解していること並びに当該活動が特定事業者のさらされてい

る具体的なリスクを低減するものであることを、監督当局に対し証明することができなければならない。

3. 第 1 項に従って外部委託された任務は、本規則及び規則(EU)2023/1113 の要件を遵守するための特定事業者の方針及び手続の質並びに当該方針及び手続を検証するために整備された統制の質を著しく損なうような方法で行われてはならない。次に掲げる任務は、いかなる場合においても外部委託してはならない。

(a) 第 10 条第 2 項に基づく特定事業者の事業全体のリスク評価の提案及び承認

(b) 第 9 条に基づく特定事業者の内部方針、手続及び統制の承認

(c) 顧客に付与するリスク・プロファイルに関する決定

(d) 顧客と取引関係を開始し、又は臨時取引を行う旨の決定

(e) 第 69 条に基づく疑わしい活動の FIU への届出又は第 74 条及び第 80 条に基づく基準額に基づく報告。ただし、当該活動が同一グループに属し、かつ、同一加盟国に設立された他の特定事業者に外部委託される場合は、この限りでない。

(f) 疑わしい又は異常な取引及び活動の検知のための基準の承認

4. 特定事業者は、第 1 項に従って任務を外部委託する前に、サービス提供者が外部委託される任務を遂行するために十分な資格を有していることを確認しなければならない。

特定事業者は、第 1 項に従って任務を外部委託する場合には、サービス提供者及びその後の再委託先サービス提供者が、特定事業者が採択した方針及び手続を適用することを確保しなければならない。当該任務の遂行の条件は、特定事業者とサービス提供者との間の書面による合意において定めなければならない。特定事業者は、サービス提供者による当該方針及び手続の効果的な実施を確認するため、定期的な統制を行わなければならない。当該統制の頻度は、外部委託された任務の重要性に基づいて決定されなければならない。

5. 特定事業者は、外部委託が、特定事業者による本規則及び規則(EU)2023/1113 の遵守を監督当局が監視し、及び追跡する能力を著しく損なうような方法で行われないことを確保しなければならない。

6. 第 1 項の規定にかかわらず、特定事業者は、本規則に基づく要件から生ずる任務を、第 3 章第 2 節に従って特定された第三国に居住し、又は設立されたサービス提供者に外部委託してはならない。ただし、次に掲げる条件の全てが満たされる場合は、この限りでない。

(a) 特定事業者が、同一グループの一部であるサービス提供者に対してのみ任務を外部委託すること。

(b) グループが、本規則又は第三国における同等の規則を完全に遵守した AML/CFT の方針及び手続、顧客調査措置並びに記録保存に関する規則を適用していること。

(c) 本項(b)に規定する要件の効果的な実施が、指令(EU)2024/1640 第 4 章に従い、本国加盟国の監督当局によりグループの段階において監督されていること。

7. 第 3 項の規定にかかわらず、集団投資事業が法人格を有しない場合又は取締役会のみを有し、かつ、申込みの処理及び投資家からの指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金の収集を他の事業体に委任している場合には、当該集団投資事業は、第 3 項(c)、(d)及び(e)に規定する任務をそのサービス提供者の 1 つに外部委託することができる。

本項第 1 段に規定する外部委託は、集団投資事業が第 1 項に従って当該任務を外部委託する意図を監督当局に通知し、かつ、監督当局が次に掲げる事項を考慮して当該外部委託を承認した後にのみ、行うことができる。

(a) マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止に関するサービス提供者の資源、経験及び知識

(b) 集団投資事業が行う活動又は取引の種類に関するサービス提供者の知識

8. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項に関し、特定事業者を名宛人とするガイドラインを発出しなければならない。

(a) 本条に従った外部委託関係（その後のあらゆる外部委託関係を含む。）の構築、そのガバナンス並びにサービス提供者による機能、特に重要とみなされるべき機能の実施を監視するための手続

(b) 外部委託契約における特定事業者及びサービス提供者の役割及び責任

(c) 外部委託に対する監督上のアプローチ及び重要な機能の外部委託に関する監督上の期待

第 3 章 顧客調査

第 1 節 総則

第 19 条 顧客調査措置の適用

1. 特定事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、顧客調査措置を適用しなければならない。

(a) 取引関係を開始するとき。

(b) 少なくとも 10,000 ユーロ若しくはこれに相当する国内通貨建ての額又は第 9 項に従って定められるより低い額の臨時取引を行うとき。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

(c) 法人の設立若しくは法的取極めの設定に参加するとき、又は第 3 条第 3 号(a)、(b)若しくは(c)に規定する特定事業者については、法人の所有権の移転に参加するとき。取引の価額を問わない。

(d) マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いがあるとき。いかなる適用除外、免除又は基準額にもかかわらない。

(e) 以前に取得した顧客識別データの真実性又は適切性について疑義があるとき。

(f) 特定事業者がやり取りをする者が顧客又は顧客に代わって行動する権限を有する者であるか否かについて疑義があるとき。

2. 第 1 項に規定する場合に加え、信用機関及び金融機関（暗号資産サービス事業者を除く。）は、規則(EU)2023/1113 第 3 条第 9 号に定義する資金移転に該当する臨時取引であって、少なくとも 1,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額に達するものを開始し、又は実行するときは、顧客調査措置を適用しなければならない。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

3. 第 1 項(b)の規定にかかわらず、暗号資産サービス事業者は、次に掲げることをしなければならない。

(a) 少なくとも 1,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額に達する臨時取引を行うときは、顧客調査措置を適用すること。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

(b) 価額が 1,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額未満の臨時取引を行うときは、少なくとも第 20 条第 1 項(a)に規定する顧客調査措置を適用すること。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

4. 第 1 項(b)の規定にかかわらず、特定事業者は、少なくとも 3,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額に達する現金による臨時取引を行うときは、少なくとも第 20 条第 1 項(a)に規定する顧客調査措置を適用しなければならない。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

本項第 1 段は、加盟国が第 80 条第 2 項及び第 3 項に従って 3,000 ユーロ以下又はこれに相当する国内通貨建ての額以下の高額現金支払の上限を設けている場合には、適用しない。ただし、同条第 4 項(b)が対象とする場合を除く。

5. 第 1 項に規定する場合に加え、ギャンブルサービス事業者は、少なくとも 2,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額に達する取引を行うときは、賞金の受領若しくは賭金の賭け又はその双方に際して、顧客調査措置を適用しなければならない。当該取引が単一の操作により行われるか、関連する複数の取引により行われるかを問わない。

6. 本章の適用上、特定事業者は、次に掲げる者をその顧客とみなさなければならない。

(a) 第 3 条第 3 号(e)、(f)及び(i)に規定する特定事業者並びに同号(j)に規定する高価値物品を取引する者の場合には、その直接の顧客に加え、物品の供給者

(b) 取引を仲介する公証人、弁護士その他の独立法律専門家の場合であって、その者が当該取引を仲介する唯一の公証人、弁護士その他の独立法律専門家である限りにおいては、当該取引の両当事者

(c) 不動産業者の場合には、当該取引の両当事者

(d) 支払指図伝達サービス事業者が行う支払指図伝達サービスに関しては、加盟店

(e) クラウドファンディング・サービス事業者及びクラウドファンディング仲介者に関しては、クラウドファンディング・プラットフォームを通じて資金を求める自然人又は法人及び資金を提供する自然人又は法人の双方

7. 監督当局は、直接に又は当該加盟国の他の当局と協力して、商品の性質により示される低いリスクが証明されたことに基づき、次に掲げるリスク低減条件の全てが満たされる場合には、電子マネーに関し、特定事業者に対し、第 20 条第 1 項(a)、(b)及び(c)に規定する顧客調査措置の全部又は一部の適用を免除することができる。

(a) 当該支払手段が再チャージ可能なものでなく、かつ、電子的に保存される金額が 150 ユーロ又はこれに相当する国内通貨の額を超えないこと

(b) 当該支払手段が、発行者により、又はサービス提供者のネットワーク内で提供される物品又はサービスを購入するためにのみ使用されること

(c) 当該支払手段が支払口座に紐付けられておらず、かつ、保存された金額を現金又は暗号資産と交換することを認めないこと

(d) 発行者が、通常でない又は疑わしい取引の探知を可能とするために、取引又は取引関係について十分な監視を行っていること

8. ギャンブルサービス事業者は、取引を特定の顧客に帰属させることを可能とするシステムを整備していることを条件として、カジノその他の物理的なギャンブル施設への入場時に顧

客を特定し、及び顧客の本人確認を検証することにより、第 20 条第 1 項(a)に規定する顧客調査措置を適用する義務を履行することができる。

9. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のため欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(a) より高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクと関連付けられ、かつ、第 1 項 (b)に定める金額よりも低い金額が適用される特定事業者、業種又は取引

(b) 関連する臨時取引の金額

(c) 臨時取引及び取引関係を特定するために考慮すべき基準

(d) 関連する取引を特定するための基準

AMLA は、第 1 段に規定する規制技術基準の案を作成するに当たっては、異なる種類の特定事業者のビジネスモデルの固有リスクの水準、及び指令(EU)2024/1640 第 7 条に従って欧州委員会が実施した EU レベルのリスク評価を十分に考慮しなければならない。

10. 欧州委員会に対し、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までの規定に従い、本条第 9 項に規定する規制技術基準を採択することにより本規則を補完する権限を委任する。

第 20 条 顧客調査措置

1. 特定事業者は、顧客調査を実施する目的のため、次に掲げる措置のすべてを適用しなければならない。

(a) 顧客を特定し、及び顧客の本人確認を検証すること

(b) 実質的支配者を特定し、及び、特定事業者が実質的支配者が誰であるかを知っていること並びに顧客の所有及び支配の構造を理解していることについて納得するよう、その本人確認を検証するための合理的な措置をとること

(c) 取引関係又は臨時取引の目的及び意図された性質を評価し、並びに、適切な場合には、これに関する情報を取得し、及びこれを理解すること

(d) 顧客又は実質的支配者が標的型金融制裁の対象であるかどうか、並びに、法人である顧客又は法的取極めの当事者の場合においては、標的型金融制裁の対象である自然人又は法人が、個別に又は共同して、当該法人を支配しているかどうか、又は当該法人の所有権の 50%を超える部分若しくは当該法人における過半数の持分を有しているかどうかを検証すること

(e) 顧客の事業（事業者の場合においては、事業活動を行っているかどうかを含む。）の性質、又は顧客の雇用若しくは職業の性質を評価し、及び、適切な場合には、これに関する情報を取得すること

(f) 実施されている取引が、顧客、事業及びリスクプロファイル（必要な場合には、資金源を含む。）に関する特定事業者の知識と整合的であることを確保するため、取引関係の全期間を通じて行われた取引の精査を含め、取引関係の継続的な監視を行うこと

(g) 顧客、顧客の実質的支配者及び、関連する場合には、取引若しくは活動がその者のために若しくはその者の利益のために行われている者が、PEP、その家族構成員又は密接な関係者であることが知られている者であるかどうかを判断すること

(h) 取引又は活動が顧客以外の自然人のために又はその利益のために行われている場合には、当該自然人を特定し、及びその本人確認を検証すること

(i) 顧客のために行動すると称する者が、そのような権限を与えられていることを検証し、並びにその者を特定し、及びその本人確認を検証すること

2. 特定事業者は、顧客並びに取引関係又は臨時取引の具体的な特性を考慮し、かつ、第 10 条に従って特定事業者が行う事業全体のリスク評価、並びに附属書 I に定めるマネーロンダリング及びテロ資金供与の変数並びに附属書 II 及び附属書 III に定めるリスク要因を勘案して、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの個別分析に基づき、第 1 項に規定する措置の範囲を決定しなければならない。

特定事業者は、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの増大を特定した場合には、本章第 4 節に従って強化された顧客調査措置を適用しなければならない。より低いリスクの状況が特定された場合には、特定事業者は、本章第 3 節に従って簡素化された顧客調査措置を適用することができる。

3. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、取引関係を開始し、又は臨時取引を実施する際に特定事業者が考慮すべきリスク変数及びリスク要因に関するガイドラインを発出しなければならない。

4. 特定事業者は、とられた措置が、特定されたマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに照らして適切であることを、常にその監督当局に対して証明することができなければならない。

第 21 条 顧客調査措置を適用する要件を遵守することができない場合

1. 特定事業者は、第 20 条第 1 項に定める顧客調査措置を適用する要件を遵守することができない場合には、取引の実施又は取引関係の確立を差し控えなければならない、並びに取引関

係を終了し、及び第 69 条に従い当該顧客に関して疑わしい取引を FIU に届け出ることを検討しなければならない。

本項第 1 段に基づく取引関係の終了は、特定事業者に対して支払われるべき、指令 (EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金の受領を禁止するものではない。

特定事業者が顧客の資産を保護する義務を負う場合には、取引関係の終了は、顧客の資産の処分を求めるものと解してはならない。

生命保険契約の場合においては、特定事業者は、必要なときは、取引関係の終了に代わる措置として、第 20 条第 1 項に定める顧客調査措置が遵守されるまで、受益者への支払を含め、顧客のための取引の実行を差し控えなければならない。

2. 第 1 項の規定は、公証人、弁護士、その他の独立した法律専門家、監査人、外部会計士及び税務顧問については、これらの者がその依頼人の法的地位を確認し、又は司法手続（当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。）において若しくは司法手続に関して当該依頼人を弁護し、若しくは代理する職務を遂行する限りにおいて、適用しない。

第 1 段の規定は、同段に規定する特定事業者が次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(a) マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関与する場合

(b) マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の目的のために法的助言を提供する場合

(c) 依頼人がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の目的のために法的助言を求めていることを知っている場合。この場合において、認識又は目的は、客観的な事実関係から推認することができる。

3. 特定事業者は、顧客調査措置を適用する要件を遵守するためにとった行動の記録（行った決定並びに関連する裏付書類及び根拠の記録を含む。）を保存しなければならない。特定事業者が保有する書類、データ又は情報は、第 26 条に従って顧客調査が見直されるたびに更新されなければならない。

本項第 1 段に定める記録を保存する義務は、特定事業者が取引関係の開始を拒否し、取引関係を終了し、又は第 1 項に従って代替措置を適用する状況についても適用する。

4. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、欧州銀行監督機構と共同で、信用機関及び金融機関が指令 2014/92/EU の要件を実施するに当たり AML/CFT に関する規則の遵守を確保するた

めにとることができる措置（デリスキングの慣行により最も影響を受ける取引関係に関するものを含む。）に関する共同ガイドラインを発出しなければならない。

第 22 条 顧客及び実質的支配者の特定及び本人確認の検証

1. 第 3 節に基づく措置が適用されるより低いリスクの場合を除き、かつ、第 4 節に基づくより高いリスクの場合における追加的措置の適用にかかわらず、特定事業者は、顧客、顧客のために行動すると称する者、及び取引又は活動がその者のために若しくはその者の利益のために行われている自然人を特定するため、少なくとも次に掲げる情報を取得しなければならない。

(a) 自然人については、次に掲げる情報

(i) すべての名及び姓

(ii) 出生地及び完全な生年月日

(iii) 国籍、又は該当する場合には無国籍及び難民若しくは補充的保護の地位、並びに該当する場合には国民識別番号

(iv) 通常の居住地、又は、EU において適法な居住に基づく固定した住所を有しない場合には、当該自然人に連絡することができる郵便宛先、並びに、入手可能な場合には、納税者番号

(b) 法人については、次に掲げる情報

(i) 当該法人の法的形態及び名称

(ii) 登記上の事務所又は公式の事務所の所在地、及び、これと異なる場合には主たる営業所、並びに設立国

(iii) 当該法人の法定代理人の氏名、並びに、入手可能な場合には、登録番号、納税者番号及び取引主体識別子（LEI）

(iv) ノミニーの形式で株式又は取締役の地位を保有する者の氏名（ノミニー株主又はノミニー取締役としての地位への言及を含む。）

(c) 明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者については、次に掲げる情報

(i) 当該法的取極めに関する基本情報。ただし、当該法的取極めにおいて保有され、又はこれを通じて管理される資産に関しては、取引関係又は臨時取引の文脈において管理されることとなる資産のみを特定するものとする。

(ii) 受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者の居住地の住所、及び、これと異なる場合には、当該明示信託又は類似の法的取極めが管理される場所、当該法的取極めを規律し、及び拘束する権限、並びに、入手可能な場合には、納税者番号及び取引主体識別子（LEI）

(d) 国内法に基づき法的能力を有するその他の団体については、次に掲げる情報

(i) 名称、及び登記上の事務所又はこれと同等のものの所在地

(ii) 当該団体を代表する権限を与えられた者の氏名、並びに、該当する場合には、法的形態、納税者番号、登録番号、取引主体識別子（LEI）及び設立証書又はこれと同等のもの

2. 特定事業者は、法人又は法的取極めの実質的支配者を特定する目的のため、第 62 条第 1 項第 2 段(a)に規定する情報を収集しなければならない。

特定事業者は、あらゆる可能な特定的手段を尽くした後に、いかなる自然人も実質的支配者として特定されない場合、又は特定された者が実質的支配者であることについて疑義がある場合には、実質的支配者が特定されなかったことを記録し、並びに当該法人において上級管理職員の地位にあるすべての自然人を特定し、及びその本人確認を検証しなければならない。

第 2 段に規定する本人確認の検証の実施により、特定事業者が当該法人の実質的支配について疑義を有していることが顧客に内報されるおそれがある場合には、特定事業者は、上級管理職員の本人確認の検証を差し控え、その代わりに、実質的支配者及び上級管理職員の本人確認を確定するためにとった手順を記録しなければならない。特定事業者は、とった行動及び特定の過程で遭遇した困難であって、上級管理職員の特定に頼ることとなったものの記録を保存しなければならない。

3. 信用機関及び金融機関は、その発行する仮想 IBAN を使用する自然人又は法人、及び関連する銀行口座又は支払口座を特定し、及びその本人確認を検証するための情報を取得しなければならない。

他の信用機関又は金融機関が発行した仮想 IBAN が支払を転送する先の銀行口座又は支払口座を管理する信用機関又は金融機関は、当該仮想 IBAN を使用する自然人を特定し、及びその本人確認を検証する情報を、当該仮想 IBAN を発行する機関から、遅滞なく、かついかなる場合においても当該情報を要求した日から 5 営業日以内に取得することができることを確保しなければならない。

4. 特定の特性又は類型によって指定される信託又は類似の法人若しくは法的取極めの受益者の場合においては、特定事業者は、支払の時点又は受益者による確定した権利の行使の時点

において受益者の本人確認を確定することができるよう、当該受益者に関する十分な情報を取得しなければならない。

5. 裁量信託の場合においては、特定事業者は、受託者による裁量権の行使の時点、又は受託者が裁量権を行使しなかったことにより既定取得者（default takers）が受益者となる時点において受益者の本人確認を確定することができるよう、権限の対象者（objects of a power）及び既定取得者に関する十分な情報を取得しなければならない。

6. 特定事業者は、顧客及び顧客のために行動すると称する者の本人確認の検証に必要な情報、書類及びデータを、次に掲げるいずれかの手段により取得しなければならない。

(a) 身分証明書、旅券若しくはこれと同等のものの提出、及び、関連する場合には、信頼でき、かつ、独立した情報源からの情報（直接アクセスしたものであるか、顧客により提供されたものであるかを問わない。）の取得

(b) 保証レベル「相当（substantial）」又は「高（high）」に関して規則(EU) No 910/2014 の要件を満たす電子識別手段、及び同規則に定める関連する適格トラストサービスの使用

7. 特定事業者は、実質的支配者及び、関連する場合には、取引又は活動がその者のために若しくはその者の利益のために行われている者の本人確認を、次に掲げるいずれかの方法により検証しなければならない。

(a) 第 6 項に従う方法

(b) 顧客又はその他の信頼できる情報源（中央登録簿以外の公的登録簿を含む。）から必要な情報、書類及びデータを取得するための合理的な措置をとる方法

特定事業者は、臨時取引又は取引関係及び実質的支配者がもたらすリスク（所有構造に関するリスクを含む。）を考慮して、参照すべき情報の範囲を決定しなければならない。

本項第 1 段に定める検証の手段に加えて、特定事業者は、中央登録簿を参照することにより、実質的支配者に関する情報を検証しなければならない。

第 23 条 顧客及び実質的支配者の本人確認の検証の時期

1. 顧客、実質的支配者及び第 20 条第 1 項(h)及び(i)に基づく者の本人確認の検証は、取引関係の確立又は臨時取引の実施の前に行わなければならない。当該義務は、本章第 3 節に基づくより低いリスクの状況には、当該より低いリスクが当該検証の延期を正当化することを条件として、適用しない。

不動産業者については、第 1 段に規定する検証は、売主又は賃貸人により申込みが承諾された後に、かつ、いかなる場合においても資金又は財産が移転される前に実施しなければならない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、顧客及び実質的支配者の本人確認の検証は、通常の業務の遂行を中断しないために必要な場合であって、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクがほとんどないときは、取引関係の確立の間に完了することができる。この場合においては、当該手続は、最初の接触の後、実行可能な限り速やかに完了しなければならない。

3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、信用機関又は金融機関は、第 20 条第 1 項(a)及び(b)に定める顧客調査措置の完全な遵守が得られるまで、顧客により又は顧客のために取引が実行されないことを確保するための適切な保護措置が講じられていることを条件として、顧客が求めるところにより、口座（譲渡可能証券の取引を可能とする口座を含む。）を開設することができる。

4. 特定事業者は、第 51 条、第 57 条、第 58 条、第 61 条及び第 67 条に規定する法人又は明示信託の受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者であって、指令(EU)2024/1640 第 10 条に従った実質的支配者情報の登録の対象となるものと新たな取引関係を開始するときは、常に、有効な登録の証明又は登録の有効性を確認する最近発行された登録簿の抄本を収集しなければならない。

第 24 条 実質的支配者登録簿に含まれる情報との不一致の報告

1. 特定事業者は、中央登録簿において入手可能な情報と、第 20 条第 1 項(b)及び第 22 条第 7 項に従って特定事業者が収集する情報との間に発見した不一致を、中央登録簿に報告しなければならない。

第 1 段に規定する不一致は、不当に遅延することなく、かついかなる場合においてもその探知から 14 暦日以内に報告されなければならない。特定事業者は、当該不一致を報告する際には、その報告に、当該不一致を示す取得した情報、並びに誰が実質的支配者であり、及び、該当する場合には、誰がノミニー株主及びノミニー取締役であると考えるか、並びにその理由を添付しなければならない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、特定事業者は、特定された不一致が次のいずれかに該当する場合には、中央登録簿への不一致の報告を差し控え、その代わりに顧客に追加情報を要求することができる。

(a) 誤記、翻字の方法の相違、又は実質的支配者若しくはその地位の特定に影響を及ぼさない軽微な不正確さに限られる場合

(b) 古いデータに起因するものであるが、実質的支配者が他の信頼できる情報源から特定事業者知られており、かつ、何らかの情報を隠匿する意図があると疑う根拠がない場合

特定事業者は、中央登録簿の実質的支配者情報が不正確であると結論付けた場合には、第 63 条、第 64 条及び第 67 条に従い、不当に遅延することなく、かついかなる場合においても 14 暦日以内に、正確な情報を中央登録簿に提出するよう顧客に求めなければならない。

本項の規定は、本章第 4 節に基づく措置が適用されるより高いリスクの場合には、適用しない。

3. 顧客が第 2 項第 2 段に規定する期限内に正確な情報を提出しなかった場合には、特定事業者は、第 1 項第 2 段に従い、当該不一致を中央登録簿に報告しなければならない。

4. 本条の規定は、公証人、弁護士、その他の独立した法律専門家、監査人、外部会計士及び税務顧問については、依頼人の法的地位を確認する過程において、又は司法手続（当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。）において若しくは司法手続に関して当該依頼人を弁護し、若しくは代理する職務を遂行する過程において、当該依頼人から受領し、又は当該依頼人について取得する情報に関しては、当該情報が当該手続の前、途中又は後のいずれに受領され、又は取得されたかを問わず、適用しない。

ただし、本条の要件は、本項第 1 段に規定する特定事業者が第 21 条第 2 項第 2 段に該当するいずれかの状況において法的助言を提供する場合には、適用する。

第 25 条 取引関係又は臨時取引の目的及び意図された性質の特定

特定事業者は、取引関係を開始し、又は臨時取引を実行する前に、その目的及び意図された性質を理解していることを確認しなければならない。そのため、特定事業者は、必要な場合には、次に掲げる事項に関する情報を取得しなければならない。

(a) 臨時取引又は取引関係の目的及び経済的合理性

(b) 予定される活動の見積額

(c) 資金源

(d) 資金の行き先

(e) 顧客の事業活動又は職業

本条第 1 段(a)の適用上、第 74 条の対象となる特定事業者は、同条に規定する高価値物品の意図された用途が商業目的であるか非商業目的であるかを判断するため、情報を収集しなければならない。

第 26 条 取引関係の継続的な監視及び顧客が実行する取引の監視

1. 特定事業者は、取引関係（取引関係の全期間を通じて顧客により行われた取引を含む。）の継続的な監視を行い、当該取引が、顧客、顧客の事業活動及びリスクプロファイルに関す

る特定事業者の知識、並びに、必要な場合には、資金の出所及び行き先に関する情報と整合的であることを確保し、並びに第 69 条第 2 項に従ってより徹底した評価の対象とされるべき取引を探知しなければならない。

取引関係が複数の商品又はサービスに及ぶ場合には、特定事業者は、顧客調査措置がそれらの商品及びサービスのすべてを対象とすることを確保しなければならない。

グループに属する特定事業者は、当該グループ内の他の事業体（特定事業者であるか、AML/CFT 要件の対象でない事業者であるかを問わない。）の顧客でもある顧客と取引関係を有する場合には、その顧客との取引関係を監視する目的のため、当該他の取引関係に関する情報を考慮しなければならない。

2. 特定事業者は、第 1 項に規定する継続的な監視の文脈において、顧客の関連する書類、データ又は情報が最新の状態に保たれることを確保しなければならない。

第 1 段に基づく顧客情報の更新の間隔は、取引関係がもたらすリスクに応じたものでなければならず、いかなる場合においても次に掲げる期間を超えてはならない。

(a) 本章第 4 節に基づく措置が適用されるより高いリスクの顧客については、1 年

(b) その他のすべての顧客については、5 年

3. 特定事業者は、第 2 項に定める要件に加えて、次に掲げる場合には、顧客情報を見直し、及び、関連する場合には、更新しなければならない。

(a) 顧客の関連する状況に変化がある場合

(b) 特定事業者が、実質的支配者に関する関連情報を見直す目的のため、又は理事会指令 2011/16/EU¹¹を遵守するため、当該暦年の間に顧客に連絡する法的義務を負う場合

(c) 特定事業者が顧客に関する関連する事実を認識した場合

4. 特定事業者は、本条第 1 項に規定する継続的な監視に加えて、第 20 条第 1 項(d)に定める条件が満たされているかどうかを定期的に検証しなければならない。当該検証の頻度は、特定事業者及び取引関係の標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクへのエクスポージャーに見合ったものでなければならない。

信用機関及び金融機関については、第 1 段に規定する検証は、標的型金融制裁に関する新たな指定がなされるたびに実施しなければならない。

¹¹ 税務分野における行政協力に関し、並びに指令 77/799/EEC を廃止する 2011 年 2 月 15 日の理事会指令 2011/16/EU（OJ L 64, 11.3.2011, p. 1）

本項の要件は、標的型金融制裁を適用する義務、又は標的型金融制裁のリストと顧客基盤との照合に関する他の EU 法令若しくは国内法に基づくより厳格な要件に代わるものではない。

5. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、取引関係の継続的な監視及び当該取引関係の文脈において実行される取引の監視に関するガイドラインを発出しなければならない。

第 27 条 国連の金融制裁の対象である顧客に関する暫定措置

1. 国連の金融制裁の対象である顧客、国連の金融制裁の対象である自然人若しくは法人若しくは団体により支配されている顧客、又は国連の金融制裁の対象である自然人若しくは法人若しくは団体が、個別に又は共同して、所有権の 50%を超える部分若しくは過半数の持分を有する顧客に関して、特定事業者は、次に掲げる事項の記録を保存しなければならない。

(a) 国連の金融制裁が公表された時点において、特定事業者が当該顧客のために管理している資金その他の資産

(b) 当該顧客により試みられた取引

(c) 当該顧客のために実行された取引

2. 特定事業者は、国連の金融制裁が公表された時点から、EU において関連する標的型金融制裁が適用される時点までの間、本条の規定を適用しなければならない。

第 28 条 顧客調査の実施に必要な情報に関する規制技術基準

1. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、規制技術基準の案を作成し、採択のため欧州委員会に提出しなければならない。当該規制技術基準の案は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(a) 第 20 条に従って特定事業者に適用される要件、並びに第 22 条及び第 25 条並びに第 33 条第 1 項及び第 34 条第 4 項に従って標準的な、簡素化された及び強化された顧客調査を実施する目的のために収集すべき情報（より低いリスクの状況における最低限の要件を含む。）

(b) 指令(EU)2024/1640 第 7 条に従って欧州委員会が実施した EU レベルのリスク評価の結果を考慮した、本規則第 33 条第 1 項に従いより低いリスクの状況において特定事業者が適用することができる簡素化された顧客調査措置の種類（特定の類型の特定事業者及び商品又はサービスに適用される措置を含む。）

(c) 第 19 条第 7 項に基づく適用除外の範囲を決定する際に監督当局が考慮すべき、電子マネー手段の特徴に関連するリスク要因

(d) 第 22 条第 6 項及び第 7 項の適用上、自然人又は法人の識別データを検証するために使用することができる、信頼でき、かつ、独立した情報源

(e) 標準的な、簡素化された及び強化された顧客調査の場合において第 20 条第 1 項(a)及び(b)の要件を満たすために、第 22 条第 6 項(b)に規定する電子識別手段及び関連する適格トラストサービスが備えなければならない属性のリスト

2. 第 1 項(a)及び(b)に規定する要件及び措置は、次に掲げる基準に基づくものとする。

(a) 提供されるサービスに伴う固有リスク

(b) 顧客の類型に関連するリスク

(c) 取引の性質、金額及び反復性

(d) 取引関係又は臨時取引の遂行のために使用されるチャネル

3. AMLA は、規制技術基準を定期的に見直し、及び、必要な場合には、とりわけイノベーション及び技術の発展を考慮するため、当該基準を更新するための案を作成し、欧州委員会に提出しなければならない。

4. 欧州委員会に対し、規則(EU)2024/1620 第 49 条から第 52 条までの規定に従い、本条第 1 項及び第 3 項に規定する規制技術基準を採択することにより本規則を補完する権限を委任する。

第 2 節 第三国政策及び EU 域外からのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威

第 29 条 国内の AML/CFT 制度に重大な戦略上の欠陥を有する第三国の特定

1. 国内の AML/CFT 制度に重大な戦略上の欠陥を有する第三国は、欧州委員会により特定され、「高リスク第三国」として指定されるものとする。

2. 欧州委員会は、本条第 1 項に規定する第三国を特定するため、次に掲げる場合には、第 85 条に従い、本規則を補完する委任法令を採択する権限を有する。

(a) 当該第三国の AML/CFT に関する法的及び制度的枠組みにおいて、重大な戦略上の欠陥が特定された場合

(b) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクへの対処における当該第三国の AML/CFT 制度の有効性において、又は拡散金融に関する国連の金融制裁の不履行若しくは回避のリスクを評価し、及び軽減するための当該第三国の制度において、重大な戦略上の欠陥が特定された場合

(c) (a)及び(b)に基づき特定された重大な戦略上の欠陥が持続的な性質のものであり、かつ、これを軽減するための措置がとられておらず、かつ、とられつつもない場合

当該委任法令は、欧州委員会が第 1 段(a)、(b)又は(c)の基準が満たされていることを確認した日から 20 暦日以内に採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、第 2 項の適用上、マネーロンダリングの防止及びテロ資金供与への対策の分野において権限を有する国際機関及び基準設定主体による、強化された顧客調査措置及び追加的な軽減措置（「対抗措置」）の適用の要請、並びにこれらの者が作成した関連する評価、審査、報告書又は公式声明を考慮しなければならない。

4. 第 2 項に規定する基準に従って第三国が特定された場合には、特定事業者は、当該第三国の自然人又は法人が関与する取引関係又は臨時取引に関し、第 34 条第 4 項に掲げる強化された顧客調査措置を適用しなければならない。

5. 第 2 項に規定する委任法令は、第 35 条に掲げる対抗措置の中から、各高リスク第三国に起因する特定のリスクを軽減する特定の対抗措置を特定しなければならない。

6. 加盟国は、欧州委員会が第 2 項に規定する基準に従って特定した第三国がもたらす特定のマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクであって、第 5 項に規定する対抗措置によって対処されていないものを特定した場合には、その領域内に設立された特定事業者に対し、当該第三国に起因する特定のリスクを軽減するための特定の追加的対抗措置を適用するよう求めることができる。特定されたリスク及びこれに対応する対抗措置は、当該対抗措置が適用された日から 5 日以内に欧州委員会に通知しなければならない。

7. 欧州委員会は、第 5 項の規定に従って特定された特定の対抗措置が当該第三国の AML/CFT の枠組みの変化を考慮したものであり、かつ、リスクに対して比例的かつ適切なものであることを確保するため、第 2 項に規定する委任法令を定期的に見直さなければならない。

欧州委員会は、第 6 項の規定に従って通知を受けたときは、国別のリスクが EU の域内市場の健全性に影響を及ぼすか否かを判断するため、受領した情報を評価しなければならない。欧州委員会は、適当な場合には、当該追加的なリスクを軽減するために必要な対抗措置を追加することにより、第 2 項に規定する委任法令を見直さなければならない。欧州委員会は、加盟国が第 6 項の規定に基づき適用する特定の追加的措置が当該第三国に起因する特定のリスクを軽減するために必要でないと認めるときは、実施法令により、当該加盟国が当該特定の追加的対抗措置を終了させなければならない旨を決定することができる。

第 30 条 国内の AML/CFT 制度にコンプライアンス上の弱点を有する第三国の特定

1. 国内の AML/CFT 制度にコンプライアンス上の弱点を有する第三国は、欧州委員会が特定するものとする。
 2. 欧州委員会は、第 1 項に規定する第三国を特定するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 85 条に従い、本規則を補完する委任法令を採択する権限を有する。
 - (a) 当該第三国の法的及び制度的な AML/CFT の枠組みにおけるコンプライアンス上の弱点が特定されたこと。
 - (b) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクへの対処における当該第三国の AML/CFT 体制の有効性、又は拡散金融に関する国際連合の金融制裁の不履行若しくは回避のリスクを評価し、及び軽減するための当該第三国の体制におけるコンプライアンス上の弱点が特定されたこと。
- 当該委任法令は、欧州委員会が第 1 段(a)又は(b)の基準が満たされていることを確認した日から 20 暦日以内に採択されなければならない。
3. 欧州委員会は、第 2 項に規定する委任法令を作成するに当たっては、その評価の基礎として、マネーロンダリングの防止及びテロ資金供与対策の分野において権限を有する国際機関及び基準設定主体による強化された監視の下にある法域に関する情報並びにこれらの者が作成した関連する評価、審査、報告書又は公式声明を考慮しなければならない。
 4. 第 2 項に規定する委任法令は、当該第三国の自然人又は法人が関与する取引関係又は臨時取引に関連するリスクを軽減するために特定事業者が適用しなければならない特定の強化された顧客調査措置を、第 34 条第 4 項に掲げるものの中から特定しなければならない。
 5. 欧州委員会は、第 4 項の規定に従って特定された特定の強化された顧客調査措置が当該第三国の AML/CFT の枠組みの変化を考慮したものであり、かつ、リスクに対して比例的かつ適切なものであることを確保するため、第 2 項に規定する委任法令を定期的に見直さなければならない。

第 31 条 EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらす第三国の特定

1. 欧州委員会は、第 85 条に従い、例外的な場合において、第三国が EU の金融システム及び域内市場の適正な機能に対してもたらす特定かつ重大な脅威であって第 29 条及び第 30 条の規定によっては軽減することができないものを軽減することが不可欠であると認める当該第三国を特定することにより、本規則を補完する委任法令を採択する権限を有する。
2. 欧州委員会は、第 1 項に規定する委任法令を作成するに当たっては、特に次に掲げる基準を考慮しなければならない。

(a) 当該第三国の法的及び制度的な AML/CFT の枠組み、特に次に掲げるもの

(i) マネーロンダリング及びテロ資金供与の犯罪化

(ii) 顧客調査に関する措置

(iii) 記録の保存に関する要件

(iv) 疑わしい取引の届出に関する要件

(v) 管轄当局が法人及び法的取極めの実質的支配に関する正確かつ適時の情報を入手できること

(b) マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を目的とする当該第三国の管轄当局の権限及び手続（適切に効果的で、比例的で、かつ、抑止力のある制裁を含む。）並びに加盟国の管轄当局との協力及び情報交換における当該第三国の実務

(c) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクへの対処における当該第三国の AML/CFT 体制の有効性

3. 欧州委員会は、第 1 項に規定する脅威の水準を判断するため、AMLA に対し、第三国がもたらす脅威の水準により EU の金融システムの健全性に生ずる特定の影響を評価することを目的とする意見を採択するよう要請することができる。

4. AMLA は、第 29 条及び第 30 条の規定に従って特定された第三国以外の第三国が EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらすことを特定した場合には、欧州委員会に対し、特定した脅威及び欧州委員会が第 1 項の規定に従って当該第三国を特定すべきであるとする理由を記載した意見を送付することができる。

欧州委員会は、第 1 段に規定する第三国を特定しないことを決定した場合には、AMLA に対し、その理由を示さなければならない。

5. 欧州委員会は、第 1 項に規定する委任法令を作成するに当たっては、特に、マネーロンダリングの防止及びテロ資金供与対策の分野において権限を有する国際機関及び基準設定主体が作成した関連する評価、審査又は報告書を考慮しなければならない。

6. 当該第三国からの特定された特定かつ重大な脅威が重大な戦略上の欠陥に該当する場合には、第 29 条第 4 項の規定を適用し、本条第 1 項に規定する委任法令は、第 29 条第 5 項に規定する特定の対抗措置を特定しなければならない。

7. 当該第三国からの特定された特定かつ重大な脅威がコンプライアンス上の弱点に該当する場合には、第 1 項に規定する委任法令は、当該第三国の自然人又は法人が関与する取引関係

又は臨時取引に関連するリスクを軽減するために特定事業者が適用しなければならない特定の強化された顧客調査措置を、第 34 条第 4 項に掲げるものの中から特定しなければならない。

8. 欧州委員会は、第 6 項に規定する対抗措置及び第 7 項に規定する強化された顧客調査措置が当該第三国の AML/CFT の枠組みの変化を考慮したものであり、かつ、リスクに対して比例かつ適切なものであることを確保するため、第 1 項に規定する委任法令を定期的に見直さなければならない。

9. 欧州委員会は、実施法令により、本条の規定に従った第三国の特定のための方法論を採択することができる。当該実施法令は、特に次に掲げる事項を定めなければならない。

(a) 第 2 項に規定する基準の評価方法

(b) 評価対象である第三国との相互連絡の手続

(c) EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらす第三国の特定への加盟国及び AMLA の関与の手続

本項第 1 段に規定する実施法令は、第 86 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

第 32 条 マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク、傾向及び手口に関するガイドライン

1. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、特定事業者がさらされている EU 域外のあらゆる地理的地域に関わるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク、傾向及び手口を明らかにするガイドラインを発出しなければならない。AMLA は、特に、附属書 III に掲げるリスク要因を考慮しなければならない。より高いリスクの状況が特定された場合には、当該ガイドラインは、当該リスクを軽減するために特定事業者が適用を検討しなければならない強化された顧客調査措置を含めなければならない。

2. AMLA は、第 1 項に規定するガイドラインを少なくとも 2 年ごとに見直さなければならない。

3. AMLA は、第 1 項に規定するガイドラインを発出し、及び見直すに当たっては、EU の機関、組織、事務所及び専門機関並びにマネーロンダリングの防止及びテロ資金供与対策の分野において権限を有する国際機関及び基準設定主体の評価、審査又は報告書を考慮しなければならない。

第 3 節 簡素化された顧客調査

第 33 条 簡素化された顧客調査措置

1. 特定事業者は、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに定めるリスク要因を考慮して、取引関係又は取引のリスクの程度が低い場合には、次に掲げる簡素化された顧客調査措置を適用することができる。

(a) 取引関係の確立後に顧客及び実質的支配者の本人確認を検証すること。ただし、特定されたより低い特定のリスクが当該延期を正当化するものであった場合に限り、かつ、いかなる場合においても、取引関係の確立から 60 日以内に行わなければならない。

(b) 顧客の特定情報の更新の頻度を減らすこと。

(c) 取引関係若しくは臨時取引の目的及び意図された性質を特定するために収集する情報の量を減らし、又は確立された取引若しくは取引関係の類型からこれを推認すること。

(d) 顧客が行う取引の精査の頻度又は程度を減らすこと。

(e) 第 28 条の規定に従って AMLA が特定したその他の関連する簡素化された顧客調査措置を適用すること。

第 1 段に規定する措置は、事業の性質及び規模並びに特定されたより低いリスクの特定の要素に比例したものでなければならない。ただし、特定事業者は、異常な又は疑わしい取引を発見することができるよう、取引及び取引関係について十分な監視を行わなければならない。

2. 特定事業者は、第 9 条の規定に従って定められた内部手続に、より低いリスクを示す様々な種類の顧客に関してとらなければならない簡素化された検証の特定の措置が含まれることを確保しなければならない。特定事業者は、より低いリスクの追加的要因を考慮する旨の決定を文書化しなければならない。

3. 特定事業者は、第 1 項(a)に規定する簡素化された顧客調査措置を適用するため、検証が行われる前に顧客のためにサービスを提供し、又は取引を実行することができる条件に関し、リスク管理手続を採用しなければならない。当該リスク管理手続には、実行することができる取引の金額、件数若しくは類型を制限すること、又は取引が当該取引関係について想定される標準に沿ったものであることを確保するために取引を監視することによるものを含む。

4. 特定事業者は、簡素化された顧客調査措置の適用のための条件が引き続き存在することを定期的に検証しなければならない。当該検証の頻度は、事業の性質及び規模並びに当該特定の関係がもたらすリスクに見合ったものでなければならない。

5. 特定事業者は、次に掲げるいずれかの状況においては、簡素化された顧客調査措置を適用してはならない。

(a) 特定事業者が、特定の段階で顧客若しくは実質的支配者が提供した情報の真実性について疑いを有し、又は当該情報に関する矛盾を発見した場合

(b) より低いリスクを示す要因がもはや存在しない場合

(c) 顧客の取引の監視及び取引関係に関連して収集された情報により、より低いリスクのシナリオが排除される場合

(d) マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いがある場合

(e) 顧客又は顧客のために行動する者が標的型金融制裁を潜脱し、又は回避しようとしている疑いがある場合

第 4 節 強化された顧客調査

第 34 条 強化された顧客調査措置の適用範囲

1. 特定事業者は、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 36 条から第 46 条までに規定する場合並びに第 20 条第 2 項第 2 段の規定に従って特定事業者が特定したその他のより高いリスクの場合には、当該リスクを適切に管理し、及び軽減するため、強化された顧客調査措置を適用しなければならない。

2. 特定事業者は、次に掲げる条件の少なくとも一つを満たす全ての取引について、関係する資金の出所及び行先並びに当該取引の目的を調査しなければならない。

(a) 取引が複雑な性質のものであること。

(b) 取引が異常に大規模であること。

(c) 取引が異常なパターンで行われていること。

(d) 取引に明白な経済的又は合法的な目的がないこと。

3. 特定事業者は、本章第 2 節の対象となる場合を除き、取引関係又は臨時取引がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを評価するに当たっては、少なくとも、附属書 III に定める潜在的により高いリスクの要因及び第 32 条の規定に従って AMLA が採択したガイドライン並びに FIU が発出する通知及び第 10 条に基づく事業全体のリスク評価の結果その他のより高いリスクの指標を考慮しなければならない。

4. 特定事業者は、本章第 2 節の対象となる場合を除き、本条第 1 項に規定するより高いリスクの場合には、特定されたより高いリスクに比例した強化された顧客調査措置を適用しなければならない。当該措置には、次に掲げる措置を含めることができる。

- (a) 顧客及び実質的支配者に関する追加的な情報を取得すること。
- (b) 取引関係の意図された性質に関する追加的な情報を取得すること。
- (c) 顧客及び実質的支配者の資金源及び富の源泉に関する追加的な情報を取得すること。
- (d) 意図された又は実行された取引の理由及び当該取引と取引関係との整合性に関する情報を取得すること。
- (e) 取引関係の確立又は継続について上級管理職の承認を得ること。
- (f) 適用される管理の回数及び時期を増やし、並びに更なる調査を要する取引のパターンを選定することにより、取引関係の強化された監視を行うこと。
- (g) 最初の支払が、本規則に定めるものよりも厳格さにおいて劣らない顧客調査の基準に服する信用機関における顧客名義の口座を通じて行われることを求めること。

5. より高いリスクを有すると特定された取引関係が、金融資産、投資可能資産若しくは不動産資産又はこれらの組合せにより（当該顧客の私邸を除く。）少なくとも 5,000 万ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の額の価値を有する総資産を保有する顧客のための個別化されたサービスを通じて、少なくとも 500 万ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の額の価値を有する資産を取り扱うことを伴う場合には、信用機関、金融機関並びに信託又はカンパニーサービス事業者は、第 4 項の規定に従って適用される強化された顧客調査措置に加え、次に掲げる強化された顧客調査措置を適用しなければならない。

- (a) 当該顧客に提供される個別化されたサービス及び商品に関連するリスクを軽減するための手続を含む特定の措置
- (b) 当該顧客の資金源に関する追加的な情報を取得すること。
- (c) 当該顧客と、当該顧客に関する特定事業者のコンプライアンスに係る業務を行う当該特定事業者の上級管理職又は従業員との間の利益相反を防止し、及び管理すること。

AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、顧客が金融資産、投資可能資産又は不動産資産により少なくとも 5,000 万ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の額の価値を有する総資産を保有しているか否かを確認するために信用機関、金融機関並びに信託又はカンパニーサービス事業者がとるべき措置及び当該価値の算定方法に関するガイドラインを発出しなければならない。

6. 加盟国は、本章第 2 節の対象となる場合を除き、指令(EU)2024/1640 第 8 条の規定に従い、加盟国が実施する分野別リスク評価の結果としての場合を含め、より高いリスクの場合を特定したときは、特定事業者に対し、強化された顧客調査措置を適用するよう求め、及び適当な場合には当該措置を具体的に定めることができる。加盟国は、その領域内に設立された特定事業者に強化された顧客調査の要件を課す決定を、その採択から 1 か月以内に、当該決定の基礎となるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの正当化理由を付して、欧州委員会及び AMLA に通知しなければならない。

第 1 段の規定に従って加盟国が特定したリスクが EU 域外に起因する可能性が高く、かつ、EU の金融システムに影響を及ぼすおそれがある場合には、AMLA は、欧州委員会の要請により、又は自らの発意により、第 32 条の規定に従って採択されたガイドラインの更新を検討しなければならない。

7. 欧州委員会は、本条第 6 項第 1 段の規定による加盟国の通知を考慮して、EU 全体に影響を及ぼす本条第 1 項に規定するより高いリスクの追加的な場合及び当該場合に特定事業者が適用すべき強化された顧客調査措置を特定したときは、第 85 条に従い、本規則を補完する委任法令を採択する権限を有する。

8. 強化された顧客調査措置は、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に規定する第三国に所在する EU 域内に設立された特定事業者の支店又は子会社に関しては、当該支店又は子会社が第 17 条に従ってグループ全体の方針、手続及び管理を完全に遵守している場合には、自動的に発動されてはならない。

第 35 条 EU 域外からのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威を軽減するための対抗措置

欧州委員会は、第 29 条及び第 31 条の適用上、次に掲げる対抗措置の中から選択することができる。

(a) 高リスク第三国及び、該当する場合には、EU の金融システムに対して脅威をもたらすその他の国に関わる者及び法人に対して特定事業者が適用すべき対抗措置であって、次に掲げるもの

(i) 強化された顧客調査の追加的要素の適用

(ii) 強化された関連する報告の仕組み又は金融取引の体系的な報告の導入

(iii) 当該第三国の自然人又は法人との取引関係又は取引の制限

(b) 高リスク第三国及び、該当する場合には、EU の金融システムに対して脅威をもたらすその他の国に関して加盟国が適用すべき対抗措置であって、次に掲げるもの

- (i) 当該国の特定事業者の子会社、支店若しくは駐在員事務所の設立を拒否すること、又はその他の方法で、当該特定事業者が適切な AML/CFT 制度を有しない第三国のものであるという事実を考慮すること。
- (ii) 特定事業者が当該第三国に支店若しくは駐在員事務所を設立することを禁止すること、又はその他の方法で、当該支店若しくは駐在員事務所が適切な AML/CFT 制度を有しない第三国に所在することとなるという事実を考慮すること。
- (iii) 当該第三国に所在する特定事業者の支店及び子会社について、監督上の検査の強化又は外部監査要件の強化を求めること。
- (iv) 金融グループに対し、当該第三国に所在するその支店及び子会社のいずれかに関し、外部監査要件の強化を求めること。
- (v) 信用機関及び金融機関に対し、当該第三国のコルレス先機関とのコルレス関係を見直し、及び修正し、又は必要な場合には終了するよう求めること。

第 36 条 国境を越えるコルレス関係に関する特定の強化された顧客調査措置

信用機関及び金融機関は、第三国のコルレス先機関との間の支払の実行を伴う国境を越えるコルレス関係（証券取引又は資金移転のために確立された関係を含む。）に関しては、第 20 条に定める顧客調査措置に加え、取引関係を開始するに当たり、次に掲げることを行わなければならない。

- (a) コルレス先機関の事業の性質を十分に理解し、並びに公に入手可能な情報から当該機関の評判及び監督の質を判断するため、当該コルレス先機関に関する十分な情報を収集すること。
- (b) コルレス先機関の AML/CFT に係る管理を評価すること。
- (c) 新たなコルレス関係を確立する前に上級管理職の承認を得ること。
- (d) 各機関のそれぞれの責任を文書化すること。
- (e) ペイヤブル・スルー・アカウントに関しては、コルレス先機関が、コルレス機関の口座に直接アクセスする顧客について本人確認を検証し、及び継続的な顧客調査を実施していること並びに要請に応じて関連する顧客調査データをコルレス機関に提供することができることを確認すること。

信用機関及び金融機関は、AML/CFT 方針に関する理由により国境を越えるコルレス関係を終了することを決定した場合には、その決定を文書化しなければならない。

第 37 条 暗号資産サービス事業者のための国境を越えるコルレス関係に関する特定の強化された顧客調査措置

1. 暗号資産サービス事業者は、第 36 条の規定にかかわらず、EU 域内に設立されておらず、かつ、類似のサービス（暗号資産の移転を含む。）を提供するコルレス先事業体との間の暗号資産サービスの実行を伴う国境を越えるコルレス関係に関しては、第 20 条に定める顧客調査措置に加え、取引関係を開始するに当たり、次に掲げることを行わなければならない。

- (a) コルレス先事業体が免許を受け、又は登録されているか否かを判断すること。
- (b) コルレス先事業体の事業の性質を十分に理解し、並びに公に入手可能な情報から当該事業体の評判及び監督の質を判断するため、当該コルレス先事業体に関する十分な情報を収集すること。
- (c) コルレス先事業体の AML/CFT に係る管理を評価すること。
- (d) 新たなコルレス関係を確立する前に上級管理職の承認を得ること。
- (e) コルレス関係の各当事者のそれぞれの責任を文書化すること。
- (f) ペイヤブル・スルー暗号資産口座に関しては、コルレス先事業体が、コルレス事業体の口座に直接アクセスする顧客について本人確認を検証し、及び継続的な顧客調査を実施していること並びに要請に応じて関連する顧客調査データをコルレス事業体に提供することができることを確認すること。

暗号資産サービス事業者は、AML/CFT 方針に関する理由によりコルレス関係を終了することを決定した場合には、その決定を文書化しなければならない。

暗号資産サービス事業者は、定期的に、又はコルレス先事業体に関して新たなリスクが生じたときは、コルレス関係に係る顧客調査情報を更新しなければならない。

2. 暗号資産サービス事業者は、リスクに応じて、コルレス先事業体に関連するリスクを軽減するためにとるべき適切な措置を判断するため、第 1 項の規定に従って収集した情報を考慮しなければならない。

3. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、第 1 項に規定する評価を実施するため及び第 2 項に規定するリスク軽減措置のために暗号資産サービス事業者が考慮しなければならない基準及び要素（コルレス先事業体が登録されておらず、又は免許を受けていないことを特定したときに暗号資産サービス事業者がとるべき最低限の行動を含む。）を具体的に定めるガイドラインを発出しなければならない。

第 38 条 個別の第三国コルレス先機関に関する特定の措置

1. 信用機関及び金融機関は、第 36 条又は第 37 条の規定に従ってコルレス関係を有する第三国コルレス先機関であって、本条第 2 項の規定に従って AMLA が勧告を発出したものに関し、本条第 6 項に定める措置を適用しなければならない。

2. AMLA は、第三国のコルレス先機関が次に掲げるいずれかの状況に該当する懸念がある場合には、信用機関及び金融機関に宛てた勧告を発出しなければならない。

(a) AML/CFT 要件の重大な、反復した又は組織的な違反をしていること。

(b) AML/CFT 要件の重大な、反復した又は組織的な違反をもたらすおそれのある弱点を内部方針、手続及び管理に有していること。

(c) 当該第三国コルレス先機関がさらされているマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクに見合わない内部方針、手続及び管理を整備していること。

3. 第 2 項に規定する勧告は、次に掲げる条件の全てが満たされる場合に発出されなければならない。

(a) 金融監督当局（監督活動を行う場合の AMLA を含む。）が、その監督活動に関連して入手可能な情報に基づき、第三国コルレス先機関が第 2 項に掲げるいずれかの状況に該当し、かつ、コルレス関係のリスク・エクスポージャーに影響を及ぼすおそれがあると認めること。

(b) 本項(a)に規定する金融監督当局が入手可能な情報の評価に基づき、当該第三国コルレス先機関が第 2 項に掲げるいずれかの状況に該当し、かつ、コルレス関係のリスク・エクスポージャーに影響を及ぼすおそれがあることについて、EU 域内の金融監督当局の間で合意があること。

4. AMLA は、第 2 項に規定する勧告を発出する前に、コルレス先機関を担当する第三国の監督当局と協議し、AML/CFT の方針、手続及び管理並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクを軽減するためにコルレス先機関が整備している顧客調査措置の適切性並びに講じられるべき是正措置に関する当該監督当局自身の見解及び当該コルレス先機関の見解を提供するよう要請しなければならない。2 か月以内に回答がない場合又は提供された回答が、当該第三国コルレス先機関が満足のいく AML/CFT の方針、手続及び管理を実施し、並びにコルレス関係に影響を及ぼすおそれのある当該機関がさらされているリスクを軽減するために適切な顧客調査措置を適用することができることを示していない場合には、AMLA は、勧告の発出を進めなければならない。

5. AMLA は、第 2 項に規定する勧告の対象とした第三国コルレス先機関がもはや第 3 項に定める条件を満たさないと認めるときは、速やかに当該勧告を撤回しなければならない。

6. 信用機関及び金融機関は、第 1 項に規定する第三国コルレス先機関に関し、次に掲げることを行わなければならない。

(a) 当該第三国コルレス先機関との新たな取引関係を開始することを差し控えること。ただし、第 36 条又は第 37 条に基づき収集した情報に基づき、当該第三国コルレス先機関との取引関係に適用される軽減措置及び当該第三国コルレス先機関において整備されている措置が、当該取引関係に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを適切に軽減することができる結論付けた場合は、この限りでない。

(b) 当該第三国コルレス先機関との継続中の取引関係については、次に掲げることを行うこと。

(i) 第 36 条又は第 37 条の規定に従って、コルレス先機関に関する情報を見直し、及び更新すること。

(ii) 取引関係を終了すること。ただし、(i)に基づき収集した情報に基づき、当該第三国コルレス先機関との取引関係に適用される軽減措置及び当該第三国コルレス先機関において整備されている措置が、当該取引関係に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを適切に軽減することができる結論付けた場合は、この限りでない。

(c) AMLA による勧告を受けてコルレス関係がもたらすリスクに関して導き出した結論及び (a)又は(b)の規定に従ってとった措置について、コルレス先機関に通知すること。

信用機関及び金融機関は、AMLA が第 5 項の規定に従って勧告を撤回した場合には、第三国コルレス先機関が第 3 項に定める条件のいずれかを満たすか否かについての評価を見直さなければならない。

7. 信用機関及び金融機関は、本条の規定に従ってとった全ての決定を文書化しなければならない。

第 39 条 シェル機関とのコルレス関係の禁止

1. 信用機関及び金融機関は、シェル機関とのコルレス関係を開始し、又は継続してはならない。信用機関及び金融機関は、シェル機関による口座の使用を認めていることが知られている信用機関又は金融機関とのコルレス関係を開始し、又は継続しないことを確保するため、適切な措置をとらなければならない。

2. 第 1 項に定める要件に加え、暗号資産サービス事業者は、その口座がシェル機関により暗号資産サービスを提供するために利用されないことを確保しなければならない。そのため、暗号資産サービス事業者は、規制されていない暗号資産サービスの提供のためにその口座を利用しようとするあらゆる試みを検知するための内部方針、手続及び統制を整備しなければならない。

第 40 条 セルフホスト型アドレスとの取引に関するリスクを低減するための措置

1. 暗号資産サービス事業者は、セルフホスト型アドレスに向けた、又はセルフホスト型アドレスを発信元とする暗号資産の移転に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定し、及び評価しなければならない。そのため、暗号資産サービス事業者は、内部方針、手続及び統制を整備しなければならない。

暗号資産サービス事業者は、特定されたリスクに見合った低減措置を適用しなければならない。当該低減措置には、次に掲げるもののうち一又は二以上を含めなければならない。

(a) セルフホスト型アドレスから若しくはセルフホスト型アドレスへ行われた移転の送付人若しくは受取人又は当該送付人若しくは受取人の実質的支配者を特定し、及びその本人確認を検証するためのリスクベースの措置（第三者への依拠によるものを含む。）を講ずること。

(b) 暗号資産の移転元及び移転先に関する追加情報を求めること。

(c) セルフホスト型アドレスとの取引について、強化された継続的な監視を行うこと。

(d) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを低減し、及び管理するためのその他のあらゆる措置

2. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、第 1 項に規定する低減措置を具体化するためのガイドラインを発出しなければならない。当該ガイドラインには、次に掲げる事項を含むものとする。

(a) セルフホスト型アドレスから又はセルフホスト型アドレスへ行われた移転の送付人又は受取人の特定及び本人確認の検証のための基準及び手段（第三者への依拠によるものを含む。）であって、最新の技術的發展を考慮したもの

(b) セルフホスト型アドレスが顧客により所有され、又は支配されているか否かを検証するための基準及び手段

第 41 条 投資による居住権制度の申請者に関する特則

第 20 条に定める顧客調査措置に加え、移転、財産の購入若しくは賃借、国債への投資、法人への投資、公益に資する活動への寄附若しくは基金拠出又は国家予算への拠出を含むあらゆる種類の投資と引換えに加盟国における居住権を申請している過程にある第三国国民である顧客に関し、特定事業者は、少なくとも、第 34 条第 4 項(a)、(c)、(e)及び(f)に定める強化された顧客調査措置を適用しなければならない。

第 42 条 PEP に関する特則

1. 第 20 条に定める顧客調査措置に加え、特定事業者は、PEP との臨時取引又は取引関係に関し、次に掲げる措置を適用しなければならない。

(a) PEP との臨時取引の実施又は取引関係の確立若しくは継続について、上級管理職の承認を得ること。

(b) PEP との取引関係又は臨時取引に係る富の源泉及び資金源を確認するための適切な措置を講ずること。

(c) 当該取引関係について、強化された継続的な監視を行うこと。

2. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項に関するガイドラインを発出しなければならない。

(a) 密接な関係者であることが知られている者の特定のための基準

(b) PEP、家族構成員又は密接な関係者であることが知られている者の特定の類型に関連するリスクの水準（第 45 条の適用上、当該者がもはや重要な公的職務を委ねられていない場合に当該リスクをどのように評価すべきかに関する指針を含む。）

第 43 条 重要な公的職務の一覧

1. 各加盟国は、第 2 条第 1 項第 34 号の適用上、その国内の法律、規則及び行政規定に従い重要な公的職務に該当する具体的な職務を示す一覧を発行し、及び最新のものに維持しなければならない。加盟国は、その領域において認証された各国際機関に対し、第 2 条第 1 項第 34 号の適用上、当該国際機関における重要な公的職務の一覧を発行し、及び最新のものに維持するよう要請しなければならない。当該一覧には、加盟国レベルで認証された第三国及び国際団体の代表者に委ねられ得るあらゆる職務も含めなければならない。加盟国は、当該一覧及びこれに対するあらゆる変更を、欧州委員会及び AMLA に通知しなければならない。

2. 欧州委員会は、実施法令により、第 1 項に基づく加盟国の重要な公的職務の一覧の作成及び通知のための様式を定めることができる。当該実施法令は、第 86 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、第 1 項に基づき加盟国が通知した一覧が重要な公的職務の共通の追加的な類型を特定し、かつ、当該重要な公的職務の類型が EU 全体にとって関連性を有する場合には、第 2 条第 1 項第 34 号を補完するため、第 85 条に従って委任法令を採択する権限を有する。

欧州委員会は、第 1 段に基づき委任法令を作成するに当たっては、AMLA と協議しなければならない。

4. 欧州委員会は、EU のレベルにおいて重要な公的職務に該当する具体的な職務の一覧を作成し、及び最新のものに維持しなければならない。当該一覧には、EU のレベルで認証された第三国及び国際団体の代表者に委ねられ得るあらゆる職務も含めなければならない。

5. 欧州委員会は、本条第 1 項及び第 4 項に規定する一覧に基づき、第 2 条第 1 項第 34 号の適用上、全ての重要な公的職務の単一の一覧を取りまとめなければならない。欧州委員会は、当該単一の一覧を欧州連合官報に公表しなければならない。AMLA は、当該一覧をそのウェブサイト上で公衆が利用できるようにしなければならない。

第 44 条 保険契約の受益者である PEP

特定事業者は、生命保険その他の投資関連保険の契約の受益者又は、該当する場合には、当該受益者の実質的支配者が PEP であるか否かを判断するための合理的な措置を講じなければならない。当該措置は、遅くとも保険金の支払の時又は当該保険契約の全部若しくは一部の譲渡の時までに講じられなければならない。より高いリスクが特定された場合には、特定事業者は、第 20 条に定める顧客調査措置を適用することに加え、次に掲げる措置を講じなければならない。

(a) 保険金の支払の前に上級管理職に報告すること。

(b) 保険契約者との取引関係全体について、強化された精査を行うこと。

第 45 条 PEP でなくなった者に関する措置

1. PEP がもはや EU、加盟国、第三国又は国際機関から重要な公的職務を委ねられていない場合には、特定事業者は、第 20 条に従ったマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの評価において、当該者の従前の職務の結果として当該者がもたらす継続的なリスクを考慮しなければならない。

2. 特定事業者は、PEP によりもたらされるリスクを低減するため、本条第 1 項に規定するリスクがもはや存在しなくなる時まで、ただし、いかなる場合においても当該個人が重要な公的職務を委ねられなくなった時から 12 か月以上の間、第 34 条第 4 項に規定する措置のうち一又は二以上を適用しなければならない。

3. 第 2 項に規定する義務は、特定事業者が、過去に EU、加盟国、第三国又は国際機関から重要な公的職務を委ねられていた者との間で臨時取引を行い、又は取引関係に入る場合について準用する。

第 46 条 PEP の家族構成員及び密接な関係者であることが知られている者

第 42 条、第 44 条及び第 45 条に規定する措置は、PEP の家族構成員又は密接な関係者であることが知られている者についても適用する。

第 5 節

特定の顧客調査に関する規定

第 47 条 生命保険その他の投資関連保険分野に関する細則

生命保険その他の投資関連保険業務については、特定事業者は、顧客及び実質的支配者について求められる顧客調査措置に加え、生命保険その他の投資関連保険の契約の受益者が特定され、又は指定され次第、当該受益者について次に掲げる顧客調査措置を適用しなければならない。

(a) 具体的に名指しされた者又は法的取極めとして特定された受益者の場合には、当該者又は法的取極めの名称を記録すること。

(b) 特性若しくは種類又はその他の手段により指定された受益者の場合には、保険金の支払の時に当該受益者の身元を確認することができるよう、当該受益者に関する十分な情報を取得すること。

第 1 段の適用上、受益者及び、該当する場合には、その実質的支配者の本人確認の検証は、保険金の支払の時に行わなければならない。生命保険その他の投資関連保険の全部又は一部が第三者に譲渡される場合には、当該譲渡を認識している特定事業者は、譲渡された保険契約の価値を自己の利益のために受け取る自然人、法人又は法的取極めへの譲渡の時に、実質的支配者を特定しなければならない。

第 6 節 他の特定事業者が実施した顧客調査への依拠

第 48 条 他の特定事業者への依拠に関する一般規定

1. 特定事業者は、次に掲げる条件を満たす場合には、第 20 条第 1 項(a)、(b)及び(c)に定める顧客調査の要件を満たすため、加盟国に所在するか第三国に所在するかを問わず、他の特定事業者に依拠することができる。

(a) 当該他の特定事業者が、本規則に定める顧客調査の要件及び記録保存の要件、又は当該他の特定事業者が第三国に居住し若しくは設立されている場合にはこれと同等の要件を適用していること。

(b) 当該他の特定事業者による AML/CFT 要件の遵守が、指令(EU)2024/1640 第 4 章と整合的な方法で監督されていること。

顧客調査の要件を満たすことについての最終的な責任は、他の特定事業者に依拠する特定事業者に引き続き帰属する。

2. 特定事業者は、第三国に所在する他の特定事業者に依拠することを決定するに当たっては、附属書 II 及び附属書 III に掲げる地理的リスク要因並びに欧州委員会、AMLA 又はその他の管轄当局が提供する関連情報又は指針を考慮しなければならない。

3. グループの一部である特定事業者の場合には、本条及び第 49 条の要件の遵守は、次に掲げる全ての条件が満たされることを条件として、グループ全体の方針、手続及び統制を通じて確保することができる。

(a) 当該特定事業者が、同一のグループの一部である特定事業者が提供する情報のみに依拠していること。

(b) 当該グループが、本規則又は第三国における同等の規則に完全に適合した AML/CFT の方針及び手続、顧客調査措置並びに記録保存に関する規則を適用していること。

(c) 本項(b)に規定する要件の実効的な実施が、グループレベルにおいて、指令 (EU)2024/1640 第 4 章に従って本国加盟国の監督当局により、又は第三国の規則に従って当該第三国の監督当局により監督されていること。

4. 特定事業者は、本章第 2 節に従って特定された第三国に設立された特定事業者に依拠してはならない。ただし、その支店及び子会社が当該第三国に設立されている EU 内に設立された特定事業者は、第 3 項に定める全ての条件が満たされる場合には、当該支店及び子会社に依拠することができる。

第 49 条 他の特定事業者への依拠の手続

1. 特定事業者は、依拠される特定事業者から、第 20 条第 1 項(a)、(b)及び(c)に定める顧客調査措置又は紹介される業務に関する全ての必要な情報を取得しなければならない。

2. 他の特定事業者に依拠する特定事業者は、依拠される特定事業者が、要請に応じて次に掲げるものを提供することを確保するため、全ての必要な手段を講じなければならない。

(a) 顧客を特定するために収集された情報の写し

(b) 顧客及び、該当する場合には、顧客の実質的支配者又は顧客がその者のために行動する者の本人確認を検証するために用いられた全ての裏付け書類又は信頼できる情報源（電子識別手段及び規則(EU)No 910/2014 に定める関連するトラストサービスを通じて取得されたデータを含む。）

(c) 取引関係の目的及び意図された性質に関して収集されたあらゆる情報

3. 第 1 項及び第 2 項に規定する情報は、依拠される特定事業者により、遅滞なく、かついかなる場合においても 5 営業日以内に提供されなければならない。

4. 第 1 項及び第 2 項に掲げる情報及び書類の伝送のための条件は、特定事業者間の書面による合意において具体化されなければならない。

5. 特定事業者がそのグループの一部である特定事業者に依拠する場合には、第 48 条第 3 項に定める条件が満たされることを条件として、書面による合意は、グループレベルで定められた内部手続をもって代えることができる。

第 50 条 他の特定事業者への依拠に関するガイドライン

AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、特定事業者を名宛人として、次に掲げる事項に関するガイドラインを発出しなければならない。

(a) 特定事業者が他の特定事業者により収集された情報に依拠するために許容される条件
(非対面の顧客調査の場合を含む。)

(b) 他の特定事業者への依拠の状況に関する特定事業者の役割及び責任

(c) 他の特定事業者への依拠に対する監督上のアプローチ

第 4 章 実質的支配の透明性

第 51 条 法人の実質的支配者の特定

法人の実質的支配者は、次のいずれかに該当する自然人とする。

(a) 会社事業体において、直接又は間接に、所有権を有する者

(b) 所有権により、又はその他の手段により、会社事業体又はその他の法人を直接又は間接に支配する者

第 1 段(b)に規定するその他の手段による支配は、所有権又は所有権による支配の存在とは独立に、かつ、これと並行して特定されなければならない。

第 52 条 所有権による実質的支配

1. 第 51 条第 1 段(a)の適用上、「会社事業体における所有権」とは、会社事業体における株式若しくは議決権又はその他の所有権（利益、その他の内部資源又は清算残余財産の分配を受ける権利を含む。）の 25%以上の直接又は間接の所有をいう。間接的な所有は、第 54 条が適用される場合を除き、実質的支配者が株式又は議決権を保有する事業体の連鎖における中間事業体が保有する株式若しくは議決権又はその他の所有権を乗じ、かつ、それらの様々な連鎖から得られた結果を合算することにより算定する。

会社事業体において所有権が存在するか否かを評価するに当たっては、所有の全ての階層における全ての株式保有を考慮しなければならない。

2. 加盟国は、指令(EU)2024/1640 第 8 条第 4 項(c)に基づき、より高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている会社事業体の類型を（その事業を行う分野に基づくものを含む。）特定した場合には、その旨を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、2029 年 7 月 10 日までに、当該法人の類型に関連するリスクが域内市場にとって関連性を有するか否かを評価し、当該リスクを低減するためにより低い閾値が適切であると結論付ける場合には、次に掲げるものを特定することにより本規則を改正するため、第 85 条に従って委任法令を採択しなければならない。

(a) より高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関連し、かつ、より低い閾値が適用される会社事業体の類型

(b) 関連する閾値

第 1 段に規定するより低い閾値は、会社事業体における所有権の最大 15%に設定されなければならない。ただし、欧州委員会がリスクに基づきより高い閾値がより比例的であると結論付ける場合は、この限りでなく、その場合の閾値はいかなる場合においても 25%未満に設定されなければならない。

3. 欧州委員会は、第 2 項に規定する委任法令が、より高いリスクに関連する会社事業体の関連する類型を特定し、かつ、関連する閾値が当該リスクに見合ったものであることを確保するため、当該委任法令を定期的に見直さなければならない。

4. その形態及び構造に鑑みて所有を算定することが適切でなく、又は可能でない会社事業体以外の法人の場合には、実質的支配者は、第 57 条が適用される場合を除き、第 53 条第 3 項及び第 4 項に基づき、その他の手段により当該法人を直接又は間接に支配する自然人とする。

第 53 条 支配による実質的支配

1. 会社事業体又はその他の法人に対する支配は、所有権により、又はその他の手段により行使されるものとする。

2. 本章の適用上、次の定義を適用する。

(a) 「法人の支配」とは、直接又は間接に、法人内において重大な影響力を行使し、及び関連する決定を課すことができる可能性をいう。

(b) 「法人の間接的な支配」とは、所有構造における、又は所有構造の様々な連鎖における中間法人の支配であって、当該構造の各階層において直接の支配が特定されるものをいう。

(c) 「会社事業体の所有権による支配」とは、会社事業体における株式若しくは議決権又はその他の所有権の 50%に 1 を加えたものの直接又は間接的所有をいう。

3. その他の手段による法人の支配には、いかなる場合においても、次に掲げるものを行使する可能性が含まれる。

(a) 会社事業体の場合には、当該会社事業体における議決権の過半数（共同して行動する者により共有されているか否かを問わない。）

(b) 法人の取締役会若しくは管理、経営若しくは監督の機関又はこれらに類する役員の構成員の過半数を任命し、又は解任する権利

(c) 会社事業体の株式に付随する関連する拒否権又は決定権

(d) 法人の利益の分配に関する決定又は法人における資産の移転をもたらす決定

4. 第 3 項に加え、法人の支配は、その他の手段により行使され得る。法人の個別の状況及びその構造に応じ、その他の支配の手段には、次に掲げるものが含まれ得る。

(a) 所有者、社員若しくは法人との間の正式若しくは非公式の合意、定款の規定、組合契約、シンジケーション契約、又は法人の具体的な特性に応じたこれらと同等の書類若しくは合意、並びに議決に関する取決め

(b) 家族構成員間の関係

(c) 正式又は非公式のノミニーの取極めの利用

本項の適用上、「正式なノミニーの取極め」とは、ノミネーター（指名者）とノミニーとの間の契約又はこれと同等の取極めであって、当該ノミネーターが、ノミニーに対し、取締役、株主又は委託者としての資格を含む一定の資格において自己のために行動するよう指示を与える法人又は自然人であり、当該ノミニーが、ノミネーターから自己のために行動するよう指示された法人又は自然人であるものをいう。

第 54 条 所有構造における所有権と支配の併存

会社事業体が多層的な所有構造を通じて所有され、かつ、当該構造の一又は二以上の連鎖において、所有権と支配とが当該連鎖の異なる階層に関して併存する場合には、実質的支配者は、次に掲げる者とする。

(a) 所有権により、又はその他の手段により、会社事業体において単独で又は累積的に直接の所有権を有する法人を直接又は間接に支配する自然人

(b) 所有権により、又はその他の手段により、会社事業体を直接又は間接に支配する会社事業体において、単独で又は累積的に、直接又は間接に、所有権を有する自然人

第 55 条 法的取極め又は類似の法人が関与する所有構造

第 57 条に規定する法人又は法的取極めが、会社事業体において単独で若しくは累積的に所有権を有し、又は所有権により若しくはその他の手段により、会社事業体を直接若しくは間接に支配する場合には、実質的支配者は、第 57 条に規定する法人又は法的取極めの実質的支配者である自然人とする。

第 56 条 通知

各加盟国は、2027 年 10 月 10 日までに、第 51 条及び第 52 条第 4 項に従って実質的支配者が特定される、その国内法に基づき存在する法人の種類の一覧を欧州委員会に通知しなければならない。当該通知には、事業体の具体的な類型、特性の説明及び、該当する場合には、当該加盟国の国内法に基づく法的根拠を含めなければならない。当該通知には、会社事業体以外の法人の具体的な形態及び構造を理由として第 63 条第 4 項に基づくメカニズムが適用されるか否かの表示を、その理由についての詳細な正当化事由とともに含めなければならない。

欧州委員会は、第 1 段に規定する通知を他の加盟国に伝達しなければならない。

第 57 条 明示信託に類似する法人の実質的支配者の特定

1. 第 51 条に規定するもの以外の法人であって、財団等の明示信託に類似するもの場合には、実質的支配者は、次に掲げる全ての自然人とする。

- (a) 設立者
- (b) 経営機能における経営機関の構成員
- (c) 監督機能における経営機関の構成員
- (d) 受益者。ただし、第 59 条が適用される場合を除く。
- (e) 当該法人を直接又は間接に支配するその他のあらゆる自然人

2. 第 1 項に規定する法人が多層的な支配構造に属し、第 1 項に掲げる地位のいずれかが法人により保有されている場合には、第 1 項に規定する法人の実質的支配者は、次に掲げる者とする。

- (a) 第 1 項に掲げる自然人
- (b) 第 1 項に掲げる地位のいずれかを占める法人の実質的支配者

3. 加盟国は、2027 年 10 月 10 日までに、第 1 項に従って実質的支配者が特定される法人の種類の一覧を欧州委員会に通知しなければならない。

第 1 段に規定する通知には、次に掲げる事項についての説明を添付しなければならない。

- (a) 当該法人の形態及び基本的特徴
- (b) 当該法人を設立することができる手続
- (c) 当該法人に関する基本情報及び実質的支配者情報にアクセスするための手続
- (d) 当該法人の実質的支配者に関する情報を含む中央登録簿を閲覧することができるウェブサイト及び当該登録簿を担当する機関の連絡先

4. 欧州委員会は、実施法令により、本条の要件の対象とされるべき加盟国の法律に準拠する法人の種類の一覧を採択することができる。当該実施法令は、第 86 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

第 58 条 明示信託及び類似の法的取極めの実質的支配者の特定

1. 明示信託の実質的支配者は、次に掲げる全ての自然人とする。

- (a) 委託者
 - (b) 受託者
 - (c) 保護者がある場合には、その保護者
 - (d) 受益者。ただし、第 59 条又は第 60 条が適用される場合を除く。
 - (e) 直接若しくは間接の所有により、又はその他の手段（支配又は所有の連鎖を通じたものを含む。）により、明示信託に対して最終的な支配を行使するその他のあらゆる自然人
2. 明示信託に類似するその他の法的取極めの実質的支配者は、第 1 項に規定する者と同等の又は類似の地位を有する自然人とする。
3. 法的取極めが多層的な支配構造に属し、かつ、第 1 項に掲げる地位のいずれかが法人により保有されている場合には、当該法的取極めの実質的支配者は、次に掲げる者とする。

- (a) 第 1 項に掲げる自然人
- (b) 第 1 項に掲げる地位のいずれかを占める法人の実質的支配者

4. 加盟国は、2027 年 10 月 10 日までに、その法律に準拠する明示信託に類似する法的取極めの種類の一覧を欧州委員会に通知しなければならない。

当該通知には、次に掲げる事項についての説明を添付しなければならない。

- (a) 当該法的取極めの形態及び基本的特徴
- (b) 当該法的取極めを設定することができる手続

(c) 当該法的取極めに関する基本情報及び実質的支配者情報にアクセスするための手続

(d) 当該法的取極めの実質的支配者に関する情報を含む中央登録簿を閲覧することができるウェブサイト及び当該登録簿を担当する機関の連絡先

当該通知には、当該加盟国が、通知された法的取極めを明示信託に類似するものとみなす理由及びその法律に準拠するその他の法的取極めが明示信託に類似しないと結論付けた理由を詳述した正当化事由も添付しなければならない。

5. 欧州委員会は、実施法令により、明示信託と同一の実質的支配の透明性に関する要件の対象とされるべき加盟国の法律に準拠する法的取極めの種類の一覧を、本条第 4 項第 2 段に規定する情報を添えて採択することができる。当該実施法令は、第 86 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

第 59 条 受益者の種類の特定

1. 第 57 条に基づく明示信託に類似する法人、又は、裁量信託を除き、第 58 条に基づく明示信託及び類似の法的取極めの場合において、受益者が未だ決定されていないときは、受益者の種類及びその一般的な特性を特定しなければならない。当該種類に属する受益者は、特定され、又は指定され次第、実質的支配者となる。

2. 次に掲げる場合には、受益者の種類及びその特性のみを特定しなければならない。

(a) 指令(EU)2016/2341 の適用範囲内の年金制度

(b) 従業員による金融上の所有又は参加の制度。ただし、加盟国が、適切なリスク評価を経て、マネーロンダリング又はテロ資金供与のために悪用されるリスクが低いと結論付けている場合に限る。

(c) 第 57 条に基づく明示信託に類似する法人並びに第 58 条に基づく明示信託及び類似の法的取極め。ただし、次に掲げる条件を満たす場合に限る。

(i) 当該法人、明示信託又は類似の法的取極めが非営利又は慈善の目的のために設定されていること。

(ii) 適切なリスク評価を経て、加盟国が、当該法人、明示信託又は類似の法的取極めの類型がマネーロンダリング又はテロ資金供与のために悪用されるリスクが低いと結論付けていること。

3. 加盟国は、第 2 項に基づく法人、明示信託又は類似の法的取極めの類型を、具体的なリスク評価に基づく正当化事由とともに、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該通知を他の加盟国に伝達しなければならない。

第 60 条 裁量信託における権限の対象者及び既定取得者の特定

裁量信託の場合において、受益者が未だ選定されていないときは、権限の対象者（objects of a power）及び既定取得者（default takers）を特定しなければならない。権限の対象者のうちの受益者は、選定され次第、実質的支配者となる。既定取得者は、受託者がその裁量を行行使しない場合には、実質的支配者となる。

裁量信託が第 59 条第 2 項に定める条件を満たす場合には、権限の対象者及び既定取得者の種類のみを特定しなければならない。当該裁量信託の類型は、同条第 3 項に従って欧州委員会に通知されなければならない。

第 61 条 集団投資事業の実質的支配者の特定

第 51 条第 1 段及び第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、集団投資事業の実質的支配者は、次に掲げる条件のうち一又は二以上を満たす自然人とする。

- (a) 集団投資事業において保有される受益証券の 25%以上を直接又は間接に保有していること。
- (b) 集団投資事業の投資方針を決定し、又はこれに影響を及ぼす能力を有していること。
- (c) その他の手段により集団投資事業の活動を支配していること。

第 62 条 実質的支配者情報

1. 法人及び明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者は、自らが保有し、第 3 章に従った顧客調査の手続の文脈において特定事業者に提供し、又は中央登録簿に提出する実質的支配者情報が、適切、正確かつ最新のものであることを確保しなければならない。

第 1 段に規定する実質的支配者情報には、次に掲げるものを含めなければならない。

- (a) 実質的支配者の全ての名及び姓、出生地及び完全な生年月日、住所、居住国及び国籍（複数の国籍を含む。）、旅券又は国民身分証明書等の身分証明書の番号並びに、存在する場合には、当該者の通常の居住国により当該者に付与された固有の個人識別番号及び当該番号の出所の概要
- (b) 法人又は法的取極めにおいて保有される実質的な利益の性質及び程度（所有権によるものであるか、その他の手段による支配によるものであるかを問わない。）並びに当該実質的な利益を保有するに至った日
- (c) 当該自然人が第 22 条第 1 項(b)に従い実質的支配者である法人に関する情報、又は当該自然人が実質的支配者である法的取極めの場合には、当該法的取極めに関する基本情報

(d) 所有及び支配の構造が複数の法人又は法的取極めを含む場合には、当該構造の説明（当該構造の一部をなす個々の法人又は法的取極めの名称及び、存在する場合には、識別番号を含む。）並びにそれらの間の関係の説明（保有される持分の割合を含む。）

(e) 第 59 条に基づき受益者の類型が特定される場合には、当該受益者の類型の特性の概要

(f) 第 60 条に基づき権限の対象者及び既定取得者が特定される場合には、次に掲げる情報

(i) 自然人については、その名及び姓

(ii) 法人及び法的取極めについては、その名称

(iii) 権限の対象者又は既定取得者の類型については、その説明

2. 法人及び明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、法人の設立又は法的取極めの設定から 28 暦日以内に、適切、正確かつ最新の実質的支配者情報を取得しなければならない。当該情報は、速やかに、かついかなる場合においても当該情報に変更があった日から 28 暦日以内に、また毎年、更新されなければならない。

第 63 条 法人の義務

1. EU において設立された全ての法人は、適切、正確かつ最新の実質的支配者情報を取得し、及び保持しなければならない。

法人は、特定事業者が第 3 章に従い顧客調査措置を適用している場合には、当該特定事業者に対し、その法律上の所有者に関する情報に加えて、実質的支配者に関する情報を提供しなければならない。

2. 法人は、その設立後、不当に遅滞することなく、実質的支配者情報を中央登録簿に報告しなければならない。当該情報の変更は、不当に遅滞することなく、かついかなる場合においても当該変更から 28 暦日以内に、中央登録簿に報告されなければならない。法人は、その実質的支配者に関する最新の情報を保持していることを定期的に検証しなければならない。当該検証は、独立した手続としてであるか、財務諸表の提出等の他の定期的な手続の一部としてであるかを問わず、少なくとも毎年行われなければならない。

法人の実質的支配者並びに法人の所有又は支配の構造の一部をなす法人及び、法的取極めの場合には、その受託者又はこれと同等の地位を有する者は、当該法人に対し、当該法人が本章の要件を遵守し、又は指令(EU)2024/1640 第 10 条第 4 項に従い受領した追加情報の要請に応答するために必要な全ての情報を提供しなければならない。

3. 第 51 条から第 57 条までに基づく全ての可能な特定手段を尽くしたにもかかわらず、いずれの者も実質的支配者として特定されない場合、又は特定された者が実質的支配者であるこ

とについて法人の側に相当かつ正当な不確実性がある場合には、法人は、その実質的支配者を特定するために講じた措置の記録を保存しなければならない。

4. 本条第 3 項に規定する場合において、本規則第 20 条及び指令(EU)2024/1640 第 10 条に従い実質的支配者情報を提供するときは、法人は、次に掲げるものを提供しなければならない。

(a) 実質的支配者が存在しない旨又は実質的支配者を判定することができなかった旨の陳述書（本規則第 51 条から第 57 条までに従い実質的支配者を判定することができなかった理由及び確認された情報に関する不確実性を構成するものについての正当化理由を添付したもの）

(b) 当該法人において上級管理職員の地位を有する全ての自然人の詳細（本規則第 62 条第 1 項第 2 段(a)に基づき要求される情報と同等のもの）

本項の適用上、「上級管理職員」とは、経営機関の業務執行構成員である自然人並びに法人内において経営機能を行行使し、かつ、当該法人の日常の管理について責任を負い、及び経営機関に対して説明責任を負う自然人をいう。

5. 法人は、本条に従い収集した情報を、要請に応じ、遅滞なく、管轄当局の利用に供しなければならない。

6. 第 4 項に規定する情報は、法人が解散し、又はその他の形で存在しなくなった日から 5 年間、当該法人により文書の保存者として指定された者によるか、管財人若しくは清算人その他当該法人の解散に関与する者によるかを問わず、保存されなければならない。当該情報の保存について責任を負う者の身元及び連絡先の詳細は、中央登録簿に報告されなければならない。

第 64 条 受託者の義務

1. 加盟国において管理される法的取極め又はその受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が加盟国に居住し、若しくは拠点を有する法的取極めの場合には、受託者及び類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、当該法的取極めに関し次に掲げる情報を取得し、及び保持しなければならない。

(a) 当該法的取極めに関する基本情報

(b) 第 62 条に規定する適切、正確かつ最新の実質的支配者情報

(c) 法人又は法的取極めが当該法的取極めの当事者である場合には、当該法人及び法的取極めに関する基本情報及び実質的支配者情報

(d) 当該法的取極めのために行動し、又は当該法的取極めに関して何らかの行為をすることを授權された代理人に関する情報、並びに受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が当該法的取極めのために取引関係を開始する特定事業者に関する情報

第 1 段に規定する情報は、受託者又はこれと同等の地位を有する者の明示信託又は類似の法的取極めへの関与が終了した後 5 年間、保存されなければならない。

2. 受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、明示信託又は類似の法的取極めの設定後、不当に遅滞することなく、かついかなる場合においてもその設定から 28 暦日以内に、実質的支配者情報及び当該法的取極めに関する基本情報を取得し、中央登録簿に報告しなければならない。受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、実質的支配者又は当該法的取極めに関する基本情報のいかなる変更も、不当に遅滞することなく、かついかなる場合においても当該変更から 28 暦日以内に、中央登録簿に報告されることを確保しなければならない。

受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、第 1 項第 1 段に従い当該法的取極めについて保持する情報が更新されていることを定期的に検証しなければならない。当該検証は、独立した手続としてであるか、他の定期的な手続の一部としてであるかを問わず、少なくとも毎年行われなければならない。

3. 第 1 項に規定する受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、特定事業者が第 3 章に従い顧客調査措置を適用している場合には、当該特定事業者に対し、その地位を開示し、並びに実質的支配者及び取引関係又は臨時取引の文脈において管理されることとなる当該法的取極めの資産に関する情報を提供しなければならない。

4. 受託者又はこれと同等の地位を有する者以外の法的取極めの実質的支配者、その代理人及び当該法的取極めにサービスを提供する特定事業者並びに当該法的取極めの多層的な支配構造の一部をなすいかなる者及び、法的取極めの場合には、その受託者は、受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者に対し、当該受託者又はこれと同等の地位を有する者が本章の要件を遵守するために必要な全ての情報及び文書を提供しなければならない。

5. 明示信託の受託者及び類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、本条に従い収集した情報を、要請に応じ、遅滞なく、管轄当局の利用に供しなければならない。

6. 当事者が法人である法的取極めの場合において、第 51 条から第 57 条までに基づく全ての可能な特定手段を尽くした後、いずれの者も当該法人の実質的支配者として特定されないと、又は特定された者が実質的支配者であることについて相当かつ正当な不確実性があるときは、明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者は、その実質的支配者を特定するために講じた措置の記録を保存しなければならない。

7. 本条第 6 項に規定する場合において、本規則第 20 条及び指令(EU)2024/1640 第 10 条に従い実質的支配者情報を提供するときは、明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者は、次に掲げるものを提供しなければならない。

(a) 実質的支配者が存在しない旨又は実質的支配者を判定することができなかった旨の陳述書（本規則第 51 条から第 57 条までに従い実質的支配者を判定することができなかった理由及び確認された情報に関する不確実性を構成するものについての正当化理由を添付したもの）

(b) 当該法的取極めの当事者である法人において上級管理職員の地位を有する全ての自然人の詳細（本規則第 62 条第 1 項第 2 段(a)に基づき要求される情報と同等のもの）

第 65 条 法人及び法的取極めの義務の例外

第 63 条及び第 64 条の規定は、次に掲げるものには、適用しない。

(a) その証券が規制市場における取引を認められている会社。ただし、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

(i) 当該会社に対する支配が、議決権を有する自然人によってのみ行使されていること。

(ii) 他のいかなる法人又は法的取極めも、当該会社の所有又は支配の構造の一部をなしていないこと。

(iii) 第 67 条に基づく外国法人については、本号(i)及び(ii)に規定する要件と同等の要件が国際基準に基づき存在すること。

(b) 欧州議会及び理事会の指令 2014/24/EU¹²第 2 条第 1 項第 4 号に定義する公法上の団体

第 66 条 ノミニーの義務

法人のノミニー株主及びノミニー取締役は、その指名者及び当該指名者の実質的支配者の身元に関する適切、正確かつ最新の情報を維持し、並びにそれらの情報及び自らの地位を当該法人に開示しなければならない。法人は、当該情報を中央登録簿に報告しなければならない。

法人は、特定事業者が第 3 章に従い顧客調査措置を適用している場合には、当該特定事業者に対しても、第 1 段に規定する情報を報告しなければならない。

第 67 条 外国法人及び外国法的取極め

1. EU 域外において設立された法人並びに EU 域外において管理され、又は EU 域外に居住し、若しくは拠点を有する明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地

¹² 公共調達に関し、並びに指令 2004/18/EC を廃止する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/24/EU（OJ L 94, 28.3.2014, p. 65）

位を有する者は、次に掲げる場合には、当該行為が行われる加盟国の中央登録簿に、第 62 条に従い実質的支配者情報を提出しなければならない。

(a) 特定事業者と取引関係を開始する場合

(b) 直接であるか仲介者を通じてであるかを問わず、EU 域内の不動産を取得する場合

(c) 直接であるか仲介者を通じてであるかを問わず、臨時取引の文脈において、第 3 条第 3 号(f)及び(j)に規定する取引を行う者から次に掲げる物品のいずれかを取得する場合

(i) 25 万ユーロ以上又は国内通貨によるその相当額以上の価格の非商業目的の自動車

(ii) 750 万ユーロ以上又は国内通貨によるその相当額以上の価格の非商業目的の船舶

(iii) 750 万ユーロ以上又は国内通貨によるその相当額以上の価格の非商業目的の航空機

(d) EU 域内の契約当局から物品若しくは役務に係る公共契約又はコンセッションを付与される場合

2. 第 1 項(a)の規定にかかわらず、EU 域外において設立された法人が特定事業者と取引関係を開始する場合には、当該法人は、次に掲げる場合に限り、その実質的支配者情報を中央登録簿に提出しなければならない。

(a) 指令(EU)2024/1640 第 7 条及び第 8 条に規定する EU レベルのリスク評価又は関係加盟国の国家リスク評価に従い、中高度又は高度のマネーロンダリング及びテロ資金供与リスクと関連付けられる特定事業者と取引関係を開始する場合

(b) EU レベルのリスク評価又は関係加盟国の国家リスク評価が、当該法人の類型又は EU 域外において設立された当該法人が事業を営む部門が、該当する場合には、中高度又は高度のマネーロンダリング及びテロ資金供与リスクと関連付けられることを特定している場合

3. 実質的支配者情報は、いずれの活動に関連して当該情報が提出されるかを記載した陳述書及び関連文書を添付し、次に掲げる時期に提出されなければならない。

(a) 第 1 項(a)に規定する場合には、取引関係の開始前

(b) 第 1 項(b)及び(c)に規定する場合には、購入の完了前

(c) 第 1 項(d)に規定する場合には、契約の署名前

4. 第 1 項(a)の適用上、特定事業者は、第 2 項に定める条件が満たされる場合には、当該法人にその旨を通知し、並びに取引関係又は臨時取引を進めるために、登録証明書又は中央登録簿に保持されている実質的支配者情報の抄本を要求しなければならない。

5. 第 1 項に該当する場合には、EU 域外において設立された法人並びに EU 域外において管理され、又は EU 域外に居住し、若しくは拠点を有する明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者は、第 1 項に従い中央登録簿に提出した実質的支配者情報のいかなる変更も、不当に遅滞することなく、かついかなる場合においても当該変更から 28 暦日以内に、報告しなければならない。

第 1 段の規定は、次に掲げる期間について適用する。

(a) 第 1 項(a)に規定する場合には、特定事業者との取引関係の全期間

(b) 第 1 項(b)に規定する場合には、当該法人又は法的取極めが当該不動産を所有する期間

(c) 第 1 項(c)に規定する場合には、中央登録簿への当該情報の当初の提出から購入の完了までの期間

(d) 第 1 項(d)に規定する場合には、契約の全期間

6. 法人、明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が、異なる加盟国において第 1 項に定める条件を満たす場合には、一の加盟国が保持する中央登録簿への実質的支配者情報の登録証明書は、登録の十分な証明とみなされる。

7. 2027 年 7 月 10 日において、EU 域外において設立された法人又は EU 域外において管理され、若しくはその受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者が EU 域外に居住し、若しくは拠点を有する法的取極めが、直接であるか仲介者を通じてであるかを問わず、不動産を所有している場合には、当該法人及び法的取極めの実質的支配者情報は、2028 年 1 月 10 日までに、当該提出の正当化理由を添付して中央登録簿に提出されなければならない。

ただし、第 1 段の規定は、2014 年 1 月 1 日より前に EU 域内の不動産を取得した法人又は法的取極めには、適用しない。

加盟国は、リスクに基づき、より早い日を適用することを決定し、欧州委員会にその旨を通知することができる。欧州委員会は、当該決定を他の加盟国に伝達しなければならない。

8. 加盟国は、リスクに基づき、第 1 項(a)に定める義務を 2027 年 7 月 10 日において継続している外国法人との取引関係に拡大し、欧州委員会にその旨を通知することができる。欧州委員会は、当該決定を他の加盟国に伝達しなければならない。

第 68 条 罰則

1. 加盟国は、本章の規定の違反に適用される罰則に関する規則を定め、及びその実施を確保するために必要な全ての措置を講じなければならない。定められる罰則は、効果的で、比例的で、かつ抑止力のあるものでなければならない。

加盟国は、2025 年 1 月 10 日までに、当該罰則に関する規則をその法的根拠とともに欧州委員会に通知し、及びこれに影響を及ぼすその後のいかなる改正も遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

2. 欧州委員会は、2026 年 7 月 10 日までに、第 85 条に従い、次に掲げる事項を定めることにより本規則を補完する委任法令を採択しなければならない。

(a) 罰則の対象となる違反の類型及び当該違反について責任を負う者

(b) 罰則の対象となる違反の重大性の程度を分類するための指標

(c) 罰則の水準を設定する際に考慮すべき基準

欧州委員会は、第 1 段に規定する委任法令が関連する違反の類型を特定し、かつ、関連する罰則が効果的で、抑止力があり、かつ比例的であることを確保するため、当該委任法令を定期的に見直さなければならない。

第 5 章 報告義務

第 69 条 疑いの届出

1. 特定事業者及び、該当する場合には、その取締役及び従業員は、次に掲げる行為を速やかに行うことにより、FIU に全面的に協力しなければならない。

(a) 特定事業者が、資金又は活動が、関係する金額にかかわらず、犯罪行為の収益であること、又はテロ資金供与若しくは犯罪行為に関連していることを知り、疑い、又は疑うに足りる合理的な理由を有する場合に、自らの発意により FIU に届け出ること、及びそのような場合において FIU による追加情報の要請に応答すること。

(b) FIU の要請に応じ、課された期限内に、FIU に対し必要な全ての情報（取引記録に関する情報を含む。）を提供すること。

全ての疑わしい取引（未遂の取引及び顧客調査を実施することができないことから生じる疑いを含む。）は、第 1 段に従い届け出られなければならない。

第 1 段の適用上、特定事業者は、FIU による情報の要請に対し 5 営業日以内に回答しなければならない。正当かつ緊急の場合には、FIU は、当該期限を短縮することができる（24 時間未満とすることを含む。）。

第 3 段の規定にかかわらず、FIU は、正当であると認める場合には、当該延長が FIU の分析を損なわないことを条件として、回答期限を 5 営業日を超えて延長することができる。

2. 第 1 項の適用上、特定事業者は、その顧客が行った取引又は活動を、自らが知り、又は保有している関連する全ての事実及び情報に基づき、かつ、これらに照らして評価しなければならない。必要な場合には、特定事業者は、取引又は活動の緊急性及び自らが拠点をも有する加盟国に影響を及ぼすリスクを考慮して、その評価に優先順位を付けなければならない。

第 1 項(a)に基づく疑いは、顧客及びその相手方の特性、取引若しくは活動の規模及び性質又はその方法及びパターン、複数の取引若しくは活動の間の関連性、資金の出所、仕向先若しくは使途又は特定事業者が知るその他の状況（第 3 章に従い取得した情報（顧客のリスク・プロファイルを含む。）と取引又は活動との整合性を含む。）に基づくものでなければならない。

3. AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、実施技術基準の案を作成し、採択のために欧州委員会に提出しなければならない。当該実施技術基準の案は、第 1 項(a)に基づく疑いの届出及び第 1 項(b)に基づく取引記録の提供に用いられる様式を定めるものとする。

4. 欧州委員会に対し、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、本条第 3 項に規定する実施技術基準を採択する権限を付与する。

5. AMLA は、2027 年 7 月 10 日までに、疑わしい活動又は行動の指標に関するガイドラインを発出しなければならない。当該ガイドラインは、定期的に更新されなければならない。

6. 第 11 条第 2 項に従い任命されたコンプライアンス役員は、本条第 1 項に規定する情報を、当該情報を送付する特定事業者が拠点をも有する領域の属する加盟国の FIU に送付しなければならない。

7. 特定事業者は、第 11 条第 2 項に従い任命されたコンプライアンス役員並びに本条の対象となる任務の遂行に関与する従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）が、当該任務を遂行したことを理由とする報復、差別その他のあらゆる不正な取扱いから保護されることを確保しなければならない。

本項の規定は、第 1 段に規定する者が指令(EU)2019/1937 に基づき受けることができる保護に影響を及ぼすものではない。

8. 情報共有のためのパートナーシップの活動の結果、資金が、関係する金額にかかわらず、犯罪行為の収益であること又はテロ資金供与に関連していることを知り、疑い、又は疑うに足りる合理的な理由が生じた場合には、その顧客の活動に関して疑いを特定した特定事業者は、そのうちの一の者を指定し、第 1 項(a)に基づく FIU への届出の提出を担わせることができる。当該提出には、少なくとも、当該届出の原因となった活動に参加した全ての特定事業者の名称及び連絡先の詳細を含めなければならない。

第 1 段に規定する特定事業者が複数の加盟国に拠点を有する場合には、当該情報は、関係する各 FIU に届け出られなければならない。そのため、特定事業者は、当該 FIU が所在する加盟国の領域内の特定事業者により当該届出が提出されることを確保しなければならない。

特定事業者が第 1 段に基づき FIU に単一の届出を提出する可能性を利用しないことを決定した場合には、当該特定事業者は、その届出において、当該疑いが情報共有のためのパートナーシップの活動の結果である旨に言及しなければならない。

9. 本条第 8 項に規定する特定事業者は、同項に従い提出した届出の写しを第 77 条に従い保存しなければならない。

第 70 条 特定の類型の特定事業者による疑いの届出に関する特則

1. 第 69 条第 1 項の規定にかかわらず、加盟国は、第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者が、第 69 条第 1 項に規定する情報を当該加盟国が指定する自主規制機関に送付することを認めることができる。

指定された自主規制機関は、第 1 段に規定する情報を、速やかに、かつフィルタリングすることなく、FIU に転送しなければならない。

2. 公証人、弁護士、その他の独立の法律専門家、監査人、外部会計士及び税務顧問は、依頼人の法的地位を確認する過程において、又は司法手続において若しくは司法手続に関して当該依頼人を弁護し、若しくは代理する任務（当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。）を遂行する過程において、当該依頼人から受領し、又は当該依頼人について取得する情報に関する限りにおいて、当該情報が当該手続の前、手続中又は手続の後のいずれに受領され、又は取得されたかを問わず、第 69 条第 1 項に定める要件を免除される。

第 1 段に定める免除は、同段に規定する特定事業者が次に掲げる場合には、適用しない。

(a) マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関与する場合

(b) マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の目的のために法的助言を提供する場合

(c) 依頼人がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の目的のために法的助言を求めていることを知っている場合。この場合において、認識又は目的は、客観的な事実の状況から推認することができる。

3. 第 2 項第 2 段に規定する場合に加えて、特定の種類の取引に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のより高いリスクに基づき正当化される場合には、加盟国は、第 2 項第 1 段に規定する免除が当該種類の取引には適用されないことを決定し、及び、適当な場合には、同項に規定する特定事業者に追加的な届出義務を課すことができる。

加盟国は、本項に従い行った決定を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該決定を他の加盟国に伝達しなければならない。

第 71 条 取引の実行の差控え

1. 特定事業者は、犯罪行為の収益又はテロ資金供与に関連することを知り、又は疑う取引について、第 69 条第 1 項第 1 段(a)に従い届出を提出し、かつ、適用される法令に従い FIU 又はその他の管轄当局からの更なる具体的な指示に従うまでの間、その実行を差し控えなければならない。特定事業者は、届出の提出から 3 営業日以内に FIU から反対の指示を受けなかった場合には、当該取引を進めることのリスクを評価した後に、当該取引を実行することができる。

2. 特定事業者が第 1 項に規定する取引の実行を差し控えることが不可能である場合、又は差し控えることにより疑わしい取引の受益者を追及する努力を妨げるおそれがある場合には、当該特定事業者は、当該取引を実行した後直ちに FIU に通知しなければならない。

第 72 条 FIU への開示

第 69 条及び第 70 条に従い特定事業者又は当該特定事業者の従業員若しくは取締役が善意で行う FIU への情報の開示は、契約又は法律、規則若しくは行政上の規定により課された情報の開示に係るいかなる制限の違反も構成せず、また、当該特定事業者又はその取締役若しくは従業員が、基礎となる犯罪行為を正確に認識していなかった場合においても、及び違法な活動が実際に行われたか否かにかかわらず、当該特定事業者又はその取締役若しくは従業員にいかなる種類の責任も生じさせないものとする。

第 73 条 開示の禁止

1. 特定事業者及びその取締役、従業員又はこれに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）は、当該顧客又はその他の第三者に対し、取引若しくは活動が第 69 条に従い評価されている事実若しくは評価された事実、情報が第 69 条若しくは第 70 条に従い送付されている事実、送付される予定である事実若しくは送付された事実又はマネーロンダリング若しくはテロ資金供与に関する分析が行われている事実若しくは行われる可能性がある事実を開示してはならない。

2. 第 1 項の規定は、管轄当局及び監督機能を遂行する場合の自主規制機関への開示、又はマネーロンダリング、テロ資金供与その他の犯罪行為の捜査及び訴追のための開示には、適用しない。

3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、同一のグループに属する特定事業者の間、又は当該事業者と第三国に設立されたその支店及び子会社との間においては、当該支店及び子会社が第 16 条に従いグループ全体の方針及び手続（グループ内で情報を共有するための手続を含む。）を完全に遵守し、かつ、当該グループ全体の方針及び手続が本規則に定める要件を遵守していることを条件として、開示を行うことができる。

4. 本条第 1 項の規定にかかわらず、第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者又は本規則に定めるものと同等の要件を課す第三国の事業者であって、従業員であるか否かを問わず、同一の法人内又は当該者が属し、かつ、共通の所有、経営若しくはコンプライアンス管理を共有する、より大きな組織（ネットワーク又はパートナーシップを含む。）内でその専門的活動を行う者の間においては、開示を行うことができる。

5. 第 3 条第 1 号、第 2 号並びに第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者については、2 以上の特定事業者が関与する同一の取引に関する場合において、本条第 1 項の規定にかかわらず、関係する特定事業者が EU 域内に所在すること、又は本規則に定めるものと同等の要件を課す第三国の事業者との間であること、及びそれらが職業上の守秘義務及び個人データ保護の要件に服することを条件として、当該関係する特定事業者の間において開示を行うことができる。

6. 第 3 条第 3 号(a)及び(b)に規定する特定事業者が依頼人に違法行為に関与することを思いとどまらせようとする場合には、それは、本条第 1 項に規定する開示を構成しない。

第 74 条 特定の高価値物品の取引に関する閾値に基づく届出

1. 高価値物品の取引業者は、次に掲げる高価値物品が非商業目的で取得される場合には、当該高価値物品の売却を伴う全ての取引を FIU に届け出なければならない。

(a) 価格が 250,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨の額以上の自動車

(b) 価格が 7,500,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨の額以上の船舶

(c) 価格が 7,500,000 ユーロ以上又はこれに相当する国内通貨の額以上の航空機

2. 第 1 項に規定する物品の購入又は所有権の移転に関連するサービスを提供する信用機関及び金融機関も、当該物品に関連して顧客のために行う全ての取引を FIU に届け出なければならない。

3. 第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、FIU が課す期限内に行わなければならない。

第 6 章 情報共有

第 75 条 情報共有のためのパートナーシップの枠組みにおける情報の交換

1. 情報共有のためのパートナーシップの構成員は、第 3 章及び第 69 条に基づく義務を遵守する目的のために厳に必要な場合には、基本的権利及び司法手続上の保障に従い、相互に情報を共有することができる。

2. 情報共有のためのパートナーシップに参加しようとする特定事業者は、それぞれの監督当局に通知しなければならない、当該監督当局は、関連する場合には相互に、及び規則

(EU)2016/679 の遵守の検証を担当する当局と協議の上、当該情報共有のためのパートナーシップが本条の遵守を確保するための仕組みを整備していること、及び第 4 項(h)に規定するデータ保護影響評価が実施されていることを検証しなければならない。当該検証は、情報共有のためのパートナーシップの活動の開始前に行わなければならない。関連する場合には、監督当局は、FIU とも協議しなければならない。

EU 法又は国内法に基づく要件の遵守に対する責任は、引き続き情報共有のためのパートナーシップの参加者が負う。

3. 情報共有のためのパートナーシップの枠組みにおいて交換される情報は、次に掲げるものに限られる。

(a) 顧客に関する情報（顧客及び、関連する場合には、顧客の実質的支配者を特定し、及びその本人確認を検証する過程で取得した情報を含む。）

(b) 顧客と特定事業者との間の取引関係又は臨時取引の目的及び意図された性質に関する情報並びに、該当する場合には、顧客の富の源泉及び資金源に関する情報

(c) 顧客の取引に関する情報

(d) 顧客に関連するより高いリスク要因及びより低いリスク要因に関する情報

(e) 第 20 条第 2 項の規定による顧客に関連するリスクについての特定事業者の分析

(f) 第 77 条第 1 項の規定により特定事業者が保有する情報

(g) 第 69 条の規定による疑いに関する情報

第 1 段に規定する情報は、情報共有のためのパートナーシップの活動を実施する目的のために必要な範囲においてのみ交換されるものとする。

4. 情報共有のためのパートナーシップの文脈における情報の共有には、次に掲げる条件が適用される。

(a) 特定事業者は、パートナーシップ内における情報共有の全ての事例を記録しなければならない。

(b) 特定事業者は、本規則の要件を遵守するために、パートナーシップの文脈において受領した情報のみに依拠してはならない。

(c) 特定事業者は、情報共有のためのパートナーシップの他の参加者から受領した情報に基づき、当該情報を評価することなく、顧客との取引関係又は顧客のための臨時取引の実行に影響を与える結論を導き、又は決定を行ってはならない。取引関係を拒絶し、若しくは終了

し、又は臨時取引を実行する決定に至る評価において使用されたパートナーシップの文脈において受領した情報は、第 21 条第 3 項の規定により保存される記録に含められなければならない。当該記録には、当該情報が情報共有のためのパートナーシップに由来する旨の言及が含まれなければならない。

(d) 特定事業者は、いずれの取引がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与に関連し、又は犯罪行為の収益を伴うものであり得るかを評価するため、顧客が関与する取引について自ら評価を行わなければならない。

(e) 特定事業者は、交換される情報の性質及び範囲に比例した水準の安全性及び機密性を確保するため、仮名化を可能とする措置を含む適切な技術的及び組織的措置を講じなければならない。

(f) 情報の共有は、次に掲げる顧客に関してのみ行われるものとする。

(i) EU レベルのリスク評価及び指令(EU)2024/1640 第 7 条及び第 8 条に従って実施される国家リスク評価に基づき特定されたところにより、その行動又は取引活動がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のより高いリスクに関連する顧客

(ii) 本規則第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 36 条から第 46 条までに規定するいずれかの状況に該当する顧客

(iii) マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のより高い水準のリスクに関連するか否かを判断するために、特定事業者が追加情報を収集する必要がある顧客

(g) 人工知能、機械学習技術又はアルゴリズムの使用を通じて生成された情報は、当該処理が適切な人間による監督に服していた場合に限り、共有することができる。

(h) いかなる個人データの取扱いにも先立ち、規則(EU)2016/679 第 35 条に規定するデータ保護影響評価が実施されなければならない。

(i) 情報共有のためのパートナーシップの構成員である管轄当局は、関連する EU 法又は国内法に基づくその任務の遂行のために必要な範囲においてのみ、情報を取得し、提供し、及び交換するものとする。

(j) 本規則第 2 条第 1 項第 44 号(c)に規定する管轄当局が情報共有のためのパートナーシップに参加する場合には、当該管轄当局は、欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/680¹³を国内法化する国内法並びに事前の司法上の許可その他必要とされる国内の手續上の保障を含む国内

¹³ 犯罪の防止、捜査、探知若しくは訴追又は刑罰の執行を目的とする管轄当局による個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関し、並びに理事会枠組決定 2008/977/JHA を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/680（OJ L 119, 4.5.2016, p. 89）

刑事手続法の適用可能な規定に従ってのみ、個人データ及び業務上の情報を取得し、提供し、又は交換するものとする。

(k) 本条第 3 項(g)の規定による疑わしい取引に関する情報の交換は、第 69 条又は第 70 条の規定により疑わしい取引の届出が提出された FIU が当該開示に同意した場合に限り、行われるものとする。

5. 情報共有のためのパートナーシップの文脈において受領した情報は、次に掲げる場合を除き、更に伝達してはならない。

(a) 当該情報が第 49 条第 1 項の規定により他の特定事業者提供される場合

(b) 当該情報が、FIU に提出される届出に含められ、又は第 69 条第 1 項の規定による FIU の要請に応じて提供される場合

(c) 当該情報が規則(EU)2024/1620 第 93 条の規定により AMLA に提供される場合

(d) 当該情報が、国内法に基づき必要とされる事前の許可その他の手続上の保障に従うことを条件として、法執行当局又は司法当局により要求される場合

6. 情報共有のためのパートナーシップに参加する特定事業者は、第 9 条の規定により定める内部方針及び手続において、情報の共有に関する方針及び手続を定めなければならない。当該方針及び手続は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

(a) 共有される情報の範囲を決定するために実施される評価を特定し、並びに情報の性質又は適用される司法上の保障に関連する場合には、パートナーシップの構成員について情報への差別化された又は限定されたアクセスを定めること。

(b) 情報共有のためのパートナーシップの当事者の役割及び責任を記述すること。

(c) 情報を共有することができるより高いリスクの状況を判断するために特定事業者が考慮するリスク評価を特定すること。

第 1 段に規定する内部方針及び手続は、情報共有のためのパートナーシップへの参加に先立って作成されなければならない。

7. 監督当局が必要と認める場合には、情報共有のためのパートナーシップに参加する特定事業者は、当該パートナーシップの機能について独立した監査を委託し、その結果を監督当局と共有しなければならない。

第 7 章 データ保護及び記録の保存

第 76 条 個人データの取扱い

1. 特定事業者は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止する目的のために厳に必要な範囲において、本条第 2 項及び第 3 項に定める保障措置に従うことを条件として、規則(EU)2016/679 第 9 条第 1 項に規定する特別な種類の個人データ及び同規則第 10 条に規定する有罪判決及び犯罪に関する個人データを取り扱うことができる。

2. 特定事業者は、次に掲げる条件を満たす場合には、規則(EU)2016/679 第 9 条の対象となる個人データを取り扱うことができる。

(a) 特定事業者が、その顧客又は顧客となろうとする者に対し、本規則の要件を遵守する目的のために当該種類のデータが取り扱われ得る旨を通知すること。

(b) 当該データが信頼できる情報源に由来し、正確であり、かつ、最新のものであること。

(c) 特定事業者が、当該データに基づき、偏った及び差別的な結果をもたらすような決定を行わないこと。

(d) 特定事業者が、規則(EU)2016/679 第 32 条に従い、特に機密性の観点から、高い水準の安全性を確保する措置を講じること。

3. 特定事業者は、本条第 2 項に定める条件を遵守し、かつ、次に掲げる条件を満たす場合には、規則(EU)2016/679 第 10 条の対象となる個人データを取り扱うことができる。

(a) 当該個人データが、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関連するものであること。

(b) 特定事業者が、公正な裁判を受ける基本的権利、防御権及び無罪推定を考慮して、当該データの取扱いにおいて、申立て、捜査、手続及び有罪判決を区別することを可能とする手続を整備していること。

4. 個人データは、本規則に基づき、マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止の目的のためにのみ特定事業者により取り扱われるものとし、当該目的と両立しない方法で更に取り扱われてはならない。本規則に基づく商業目的のための個人データの取扱いは、禁止される。

5. 特定事業者は、次に掲げる条件を満たす場合には、自動化された処理（規則(EU)2016/679 第 4 条第 4 号に定義するプロファイリングを含む。）又は欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/xxx¹⁴第 3 条第 1 号に定義する AI システムを伴う処理の結果としての決定

¹⁴ 人工知能に関する調和された規則を定め、並びに規則(EC)No 300/2008、規則(EU)No 167/2013、規則(EU)No 168/2013、規則(EU)2018/858、規則(EU)2018/1139 及び規則(EU)2019/2144並びに指令 2014/90/EU、指令(EU)2016/797 及び指令(EU)2020/1828 を改正する xxx の欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/xxx（人工知能法）

を採択することができる。【訳注：原文（英語版・ドイツ語版とも）は「Regulation (EU) 2024/xxx」と番号未記入であるが、脚注(45)の表題（人工知能に関する調和された規則を定める規則）から、規則(EU)2024/1689（人工知能法。2024 年 6 月 13 日。第 3 条第 1 号が「AI システム」の定義）を指すことは明らかである（2026 年 10 月 5 日、EUR-Lex で同規則の表題及び第 3 条第 1 号を確認）。正誤表による補正はされていない。】

(a) 当該システムにより取り扱われるデータが、本規則第 3 章の規定により取得したデータに限られていること。

(b) 顧客との取引関係を開始し、若しくは開始することを拒絶し、若しくは維持し、若しくは顧客のための臨時取引を実行し、若しくは実行することを拒絶し、又は本規則第 20 条の規定により適用される顧客調査措置の程度を引き上げ、若しくは引き下げるいかなる決定も、当該決定の正確性及び適切性を確保するため、有意な人間の介入に服すること。

(c) 顧客が、特定事業者が下した決定についての説明を得ることができ、かつ、当該決定に異議を申し立てることができること。ただし、本規則第 69 条に規定する届出に関しては、この限りでない。

第 77 条 記録の保存

1. 特定事業者は、次に掲げる文書及び情報を保存しなければならない。

(a) 第 3 章の規定による顧客調査の実施において取得した文書及び情報（電子的本人確認手段を通じて取得した情報を含む。）の写し

(b) 第 69 条第 2 項の規定により行った評価の記録（考慮した情報及び状況並びに当該評価の結果を含み、当該評価の結果 FIU に対して疑わしい取引の届出が行われたか否かを問わない。）及び疑わしい取引の届出がある場合には、その写し

(c) 取引を特定するために必要な、適用される国内法に基づき司法手続において証拠能力を有する原本又は写しから成る、取引の裏付けとなる証拠及び記録

(d) 第 6 章の規定により情報共有のためのパートナーシップに参加する場合には、当該パートナーシップの枠組みにおいて取得した文書及び情報の写し並びに情報共有の全ての事例の記録

特定事業者は、本条の規定により保存される文書、情報及び記録が墨消し（redaction）されていないことを確保しなければならない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、特定事業者は、当該情報の保存の性質及び方法により、特定事業者が管轄当局に対し直ちに当該情報を提供することができ、かつ、当該情報が修正又は

（原文は日付・番号が空欄。規則(EU)2024/1689（2024 年 6 月 13 日）を指す。OJ L, 2024/1689, 12.7.2024）

改変され得ないことが確保されることを条件として、情報の写しの保存に代えて、当該情報への参照の保存を行うことを決定することができる。

第 1 段に規定する特例を利用する特定事業者は、第 9 条の規定により作成する内部手続において、写し又は原本に代えて参照を保存する情報の種類、並びに管轄当局の要請に応じて当該情報を提供することができるよう当該情報を検索するための手続を定めなければならない。

3. 第 1 項及び第 2 項に規定する情報は、取引関係の終了の日、臨時取引の実行の日又は取引関係の開始若しくは臨時取引の実行を拒絶した日から起算して 5 年間保存されなければならない。規則(EU)2016/679 に適合する他の EU 法令又は国内法の目的のために収集されたデータの保存期間に影響を及ぼすことなく、特定事業者は、当該 5 年の期間の満了時に個人データを削除しなければならない。

管轄当局は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の防止、探知、捜査又は訴追のために必要であることを条件として、個別の事案ごとに、第 1 段に規定する情報の更なる保存を要求することができる。当該更なる保存期間は、5 年を超えてはならない。

4. 2027 年 7 月 10 日において、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いの防止、探知、捜査又は訴追に関する法的手続が加盟国において係属しており、かつ、特定事業者が当該係属中の手続に関連する情報又は文書を保有している場合には、当該特定事業者は、2027 年 7 月 10 日から 5 年間、当該情報又は文書を保存することができる。

加盟国は、進行中の犯罪捜査及び法的手続に適用される証拠に関する国内刑事法に影響を及ぼすことなく、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いの防止、探知、捜査又は訴追のために当該更なる保存の必要性及び比例性が立証された場合には、当該情報又は文書の更に 5 年間の保存を認め、又は要求することができる。

第 78 条 管轄当局への記録の提供

特定事業者は、自らの FIU 又はその他の管轄当局からの照会であって、特定の者との間で、当該照会前の 5 年間に取引関係を維持しているか若しくは維持していたか否か及び当該関係の性質に関するものに対し、国内法に従い、安全な経路を通じて、かつ、照会の完全な機密性を確保する方法により、完全かつ迅速に回答することを可能とするシステムを整備しなければならない。

第 8 章 匿名の手段から生ずるリスクを軽減するための措置

第 79 条 匿名口座並びに無記名株式及び無記名新株予約権証券

1. 信用機関、金融機関及び暗号資産サービス事業者は、匿名の銀行口座及び支払口座、匿名の通帳、匿名の貸金庫若しくは匿名の暗号資産口座、並びにその他顧客である口座名義人の

匿名化又は取引の匿名化若しくは秘匿性の強化を可能とするいかなる口座（匿名性強化コインを通じたものを含む。）も保有することを禁止される。

既存の匿名の銀行口座若しくは支払口座、信用機関若しくは金融機関が保有する匿名の通帳若しくは匿名の貸金庫、又は暗号資産口座の所有者及び受益者は、当該口座、通帳又は貸金庫がいかなる方法によっても使用される前に、顧客調査措置の対象とされなければならない。

2. 欧州議会及び理事会の規則(EU)2015/751¹⁵第 2 条第 1 号に規定するアクワイアラーとして行動する信用機関及び金融機関は、第三国において発行された匿名のプリペイドカードにより行われる支払を受け入れてはならない。ただし、立証された低いリスクに基づき、本規則第 28 条に従い欧州委員会が採択する規制技術基準において別段の定めがある場合は、この限りでない。

3. 会社は、無記名株式を発行することを禁止され、2029 年 7 月 10 日までに、既存の全ての無記名株式を記名株式に転換し、規則(EU)No 909/2014 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する不動化を行い、又は金融機関に預託しなければならない。ただし、規制市場に上場された証券を有する会社又はその株式が同規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する不動化若しくは同規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定するペーパーレス形式での直接発行を通じて間接保有証券として発行される会社は、新たな無記名株式を発行し、及び既存の無記名株式を維持することを認められる。2029 年 7 月 10 日までに転換、不動化又は預託がされない既存の無記名株式については、当該株式に付随する全ての議決権及び分配を受ける権利は、その転換、不動化又は預託がされるまで自動的に停止される。2030 年 7 月 10 日までに転換、不動化又は預託がされない当該株式は全て消却され、それに対応する額の資本金の減少をもたらす。

会社は、間接保有形式でない無記名新株予約権証券を発行することを禁止される。

第 80 条 物品又はサービスと引換えの高額現金支払の制限

1. 物品の取引又はサービスの提供を行う者は、取引が単一の操作で行われるか、又は関連していると認められる複数の操作で行われるかを問わず、10,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の額までに限り、現金による支払を受け、又は行うことができる。

2. 加盟国は、理事会決定 98/415/EC¹⁶第 2 条第 1 項に従い欧州中央銀行と協議した後、より低い上限を採択することができる。当該より低い上限は、当該措置が国内レベルで導入されてから 3 か月以内に欧州委員会に通知されなければならない。

¹⁵ カードによる支払取引に係るインターチェンジ手数料に関する 2015 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU)2015/751 (OJ L 123, 19.5.2015, p. 1)

¹⁶ 法令案の規定に関する各国当局による欧州中央銀行への諮問に関する 1998 年 6 月 29 日の理事会決定 98/415/EC (OJ L 189, 3.7.1998, p. 42)

3. 第 1 項に定める上限を下回る上限が国内レベルで既に存在する場合には、当該上限は引き続き適用される。加盟国は、2024 年 10 月 10 日までに当該上限を欧州委員会に通知しなければならない。

4. 第 1 項に規定する上限は、次に掲げるものには適用しない。

(a) 職業上の資格において行動していない自然人の間の支払

(b) 信用機関、指令 2009/110/EC 第 2 条第 3 号に定義する電子マネー発行者及び指令 (EU)2015/2366 第 4 条第 11 号に定義する支払サービス提供者の店舗において行われる支払又は預入れ

第 1 段(b)に規定する支払又は預入れであって上限を超えるものは、FIU が課す期限内に FIU に届け出られなければならない。

5. 加盟国は、第 1 項に定める上限又は加盟国が採択したより低い上限に違反した疑いのある、職業上の資格において行動する自然人又は法人に対し、罰則の賦課を含む適切な措置が講じられることを確保しなければならない。

6. 罰則の全体的な水準は、関連する国内法の規定に従い、違反の重大性に比例した結果を生じさせ、もって同種の更なる違反を効果的に抑止するような方法で算定されなければならない。

7. 不可抗力により、指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金による支払手段であって銀行券及び硬貨以外のものが国内レベルで利用できなくなった場合には、加盟国は、第 1 項又は、該当する場合には、本条第 2 項の適用を一時的に停止することができ、遅滞なくその旨を欧州委員会に通知しなければならない。加盟国は、また、指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金による支払手段であって銀行券及び硬貨以外のものが利用できない状態の予想される期間及びその利用可能性を回復するために加盟国が講じた措置を欧州委員会に通知しなければならない。

欧州委員会は、加盟国から伝達された情報に基づき、第 1 項又は、該当する場合には、第 2 項の適用の停止が不可抗力の事案により正当化されないと認める場合には、当該加盟国に宛てて、当該停止の即時の解除を求める決定を採択しなければならない。

第 9 章 最終規定

第 1 節 FIU と欧州検察庁（EPPO）との協力

第 81 条 FIU と EPPO との協力

1. 規則(EU)2017/1939 第 24 条に従い、各 FIU は、同規則第 22 条並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項に従い EPPO がその権限を行使し得るマネーロンダリングその他の犯罪行為が行われている又は行われたと疑うに足りる合理的な理由がある場合には、不当に遅滞することなく、その分析の結果及び関連する追加情報を EPPO に報告しなければならない。

AMLA は、2026 年 7 月 10 日までに、EPPO と協議の上、実施技術基準の案を作成し、採択のため欧州委員会に提出しなければならない。当該実施技術基準の案は、FIU が EPPO に情報を報告するために使用する様式を定めるものとする。

欧州委員会は、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、本項第 2 段に規定する実施技術基準を採択する権限を付与される。

2. FIU は、第 1 項に規定するマネーロンダリングその他の犯罪行為に関する EPPO による情報の要請に対し、適時に回答しなければならない。

3. FIU 及び EPPO は、戦略的分析が第 1 項に規定するマネーロンダリングその他の犯罪行為に関連する場合には、類型及びリスク指標を含む当該分析の結果を交換することができる。

第 82 条 EPPO に対する情報の要請

1. EPPO は、FIU による理由を付した情報の要請であって、当該情報が指令(EU)2024/1640 第 3 章に基づく FIU の職務の遂行のために必要なものに対し、不当に遅滞することなく回答しなければならない。

2. EPPO は、第 1 項に規定する情報の提供が進行中の捜査の適正な遂行及び秘密性を害するおそれがある場合には、当該情報の提供を延期し、又は拒否することができる。EPPO は、要請された情報の提供の延期又は拒否を、その理由とともに、要請した FIU に適時に伝達しなければならない。

第 2 節 FIU と欧州不正対策局（OLAF）との協力

第 83 条 FIU と OLAF との協力

1. 欧州議会及び理事会の規則(EU, Euratom)No 883/2013¹⁷第 8 条第 3 項に従い、各 FIU は、同規則第 8 条に従い OLAF がその権限を行使し得る、EU の財政的利益に影響を及ぼす詐欺、汚職その他の違法行為が行われている又は行われたと疑うに足りる合理的な理由がある

¹⁷ 欧州不正対策局（OLAF）が行う調査に関し、並びに欧州議会及び理事会の規則(EC)No 1073/1999 及び理事会規則(Euratom)No 1074/1999 を廃止する 2013 年 9 月 11 日の欧州議会及び理事会の規則(EU, Euratom)No 883/2013（OJ L 248, 18.9.2013, p. 1）

場合には、遅滞なく、その分析の結果及び関連する追加情報を OLAF に伝達しなければならない。

2. FIU は、第 1 項に規定する詐欺、汚職その他の違法行為に関する OLAF による情報の要請に対し、適時に回答しなければならない。

3. FIU 及び OLAF は、戦略的分析が第 1 項に規定する詐欺、汚職その他の違法行為に関連する場合には、類型及びリスク指標を含む当該分析の結果を交換することができる。

第 84 条 OLAF に対する情報の要請

1. OLAF は、FIU による理由を付した情報の要請であって、当該情報が指令(EU)2024/1640 第 3 章に基づく FIU の職務の遂行のために必要なものに対し、適時に回答しなければならない。

2. OLAF は、第 1 項に規定する情報の提供が進行中の調査に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の提供を延期し、又は拒否することができる。OLAF は、当該延期又は拒否を、その理由とともに、要請した FIU に適時に伝達しなければならない。

第 3 節 その他の規定

第 85 条 委任の行使

1. 委任法令を採択する権限は、本条に定める条件に従い欧州委員会に付与される。

2. 第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条、第 43 条、第 52 条及び第 68 条に規定する委任法令を採択する権限は、2024 年 7 月 9 日から無期限で欧州委員会に付与される。

3. 第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条、第 43 条、第 52 条及び第 68 条に規定する権限の委任は、欧州議会又は理事会がいつでも撤回することができる。撤回の決定は、当該決定において特定された権限の委任を終了させる。当該決定は、欧州連合官報における当該決定の公示の日の翌日又は当該決定において特定されたそれより後の日に効力を生ずる。当該決定は、既に効力を有している委任法令の有効性に影響を及ぼさない。

4. 欧州委員会は、委任法令を採択する前に、2016 年 4 月 13 日のより良い立法に関する機関間合意に定める原則に従い、各加盟国が指名した専門家と協議しなければならない。

5. 欧州委員会は、委任法令を採択したときは、直ちに、欧州議会及び理事会に同時にそれを通知しなければならない。

6. 第 29 条、第 30 条、第 31 条又は第 34 条の規定により採択された委任法令は、当該行為の欧州議会及び理事会への通知から 1 か月の期間内に欧州議会若しくは理事会のいずれからも異議が表明されなかった場合、又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が異議を

述べない旨を欧州委員会に通知した場合に限り、効力を生ずる。当該期間は、欧州議会又は理事会の発意により 1 か月延長される。

7. 第 43 条、第 52 条又は第 68 条の規定により採択された委任法令は、当該行為の欧州議会及び理事会への通知から 3 か月の期間内に欧州議会若しくは理事会のいずれからも異議が表明されなかった場合、又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が異議を述べない旨を欧州委員会に通知した場合に限り、効力を生ずる。当該期間は、欧州議会又は理事会の発意により 3 か月延長される。

第 86 条 委員会手続

1. 欧州委員会は、規則(EU)2023/1113 第 34 条により設置されたマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止に関する委員会の補佐を受ける。当該委員会は、規則(EU)No 182/2011 に規定する委員会とする。

2. 本項が引用される場合には、規則(EU)No 182/2011 第 5 条が適用される。

第 87 条 見直し

欧州委員会は、2032 年 7 月 10 日までに、及びその後 3 年ごとに、本規則の適用を見直し、欧州議会及び理事会に報告書を提出しなければならない。

最初の見直しには、次に掲げる事項の評価を含めなければならない。

(a) 第 69 条の規定による疑いの届出のための国内制度、並びに EU レベルで単一の届出制度を確立するための障害及び機会

(b) 法人及び法的取極めに関連するリスクを軽減するための実質的支配に関する透明性の枠組みの妥当性

第 88 条 報告書

欧州委員会は、2030 年 7 月 10 日までに、次に掲げる事項の必要性及び比例性を評価する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

(a) 所有権を通じた法人の実質的支配の特定のための 25%の閾値を引き下げること。

(b) 高価値物品の範囲を高価な衣料品及び装身具を含むよう拡大すること。

(c) 第 74 条に基づく閾値に基づく開示の範囲を他の物品の売却を対象とするよう拡大すること、FIU にとっての当該届出の有用性に基づき当該取引の届出のための調和された様式を導入すること、及び自由貿易地域において取引を行う者から収集される情報の範囲を拡大すること。

(d) 高額現金支払の上限を調整すること。

第 89 条 指令(EU)2015/849 との関係

指令(EU)2015/849 への言及は、本規則及び指令(EU)2024/1640 への言及と解釈され、本規則附属書 VI に定める相関表に従って読まれるものとする。

第 90 条 発効及び適用

本規則は、欧州連合官報における公示の日の後 20 日目の日に発効する。

本規則は、2027 年 7 月 10 日から適用する。ただし、第 3 条第 3 号(n)及び(o)に規定する特定事業者に関しては、2029 年 7 月 10 日から適用する。

本規則は、その全体において拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

2024 年 5 月 31 日、ブリュッセルにて作成

欧州議会のために

議長

R. メツォラ

理事会のために

議長

H. ラビブ

附属書

附属書 I リスク変数の例示的な一覧

以下は、特定事業者が、第 10 条に従ってリスク評価を作成するに当たり、及び第 20 条に従って顧客調査措置をどの程度適用するかを決定するに当たり、考慮しなければならないリスク変数の網羅的でない一覧である。

(a) 顧客リスク変数

(i) 顧客及び顧客の実質的支配者の事業又は職業上の活動

(ii) 顧客及び顧客の実質的支配者の評判

(iii) 顧客及び顧客の実質的支配者の性質及び行動

(iv) 顧客及び顧客の実質的支配者が本拠を置く法域

(v) 顧客及び顧客の実質的支配者の主たる事業所所在地である法域

(vi) 顧客及び顧客の実質的支配者が関連する個人的なつながりを有する法域

(b) 商品、サービス又は取引のリスク変数

(i) 口座又は関係の目的

(ii) 取引関係の定期性又は継続期間

(iii) 顧客が預け入れる資産の水準又は行われる取引の規模

(iv) 商品、サービス又は取引がもたらす透明性又は不透明性の程度

(v) 商品、サービス又は取引の複雑性

(vi) 商品、サービス又は取引の価額又は規模

(c) 提供チャネルのリスク変数

(i) 取引関係が非対面で行われる程度

(ii) 顧客が利用する可能性のある紹介者又は仲介者の存在及びそれらの者と顧客との関係の性質

(d) 生命保険その他の投資関連保険に係るリスク変数

(i) 保険契約の受益者がもたらすリスクの水準

附属書Ⅱ 低リスク要因

以下は、第 20 条に規定する潜在的に低いリスクの要因及び証拠の種類の網羅的でない一覧である。

(1) 顧客リスク要因

(a) 証券取引所に上場し、かつ、実質的支配の適切な透明性を確保するための要件を課す開示要件（証券取引所の規則によるもの又は法律若しくは強制力のある手段によるもの）に服する公開会社

(b) 公的行政機関又は公的企業

(c) 第 3 号に定める低リスクの地理的地域に居住する顧客

(2) 商品、サービス、取引又は提供チャネルのリスク要因

(a) 保険料が低額である生命保険契約

(b) 早期解約の選択肢がなく、かつ、担保として利用することができない年金制度のための保険契約

(c) 被用者に退職給付を提供する年金、退職年金その他これに類する制度であって、拠出金が賃金からの控除により行われ、かつ、制度の規則が当該制度に基づく加入者の持分の譲渡を認めないもの

(d) 金融包摂の目的でアクセスを拡大するため、一定の種類の顧客に対して適切に定義され、かつ、限定されたサービスを提供する金融商品又は金融サービス

(e) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが、利用限度額又は所有の透明性等の他の要因により管理されている商品（例えば、一定の種類の電子マネー）

(3) 地理的リスク要因——次に掲げるものにおける登録、設立又は居住

(a) 加盟国

(b) 実効的な AML/CFT 制度を有する第三国

(c) 信頼できる情報源により汚職その他の犯罪行為の水準が低いとされた第三国

(d) 相互審査、詳細評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書等の信頼できる情報源に基づき、改訂 FATF 勧告に適合するマネーロンダリング及びテロ資金供与対策の要件を有し、かつ、当該要件を実効的に実施している第三国

附属書 III 高リスク要因

以下は、第 20 条に規定する潜在的に高いリスクの要因及び証拠の種類の網羅的でない一覧である。

(1) 顧客リスク要因

(a) 取引関係又は臨時取引が通常でない状況において行われること

(b) 第 3 号に定める高リスクの地理的地域に居住する顧客

(c) 個人資産保有ビークルである法人又は法的取極め

(d) ノミニー株主を有し、又は無記名式の株式を有する法人事業体

(e) 現金集約的な事業

(f) 会社の事業の性質に照らして、会社の所有構造が通常でなく、又は過度に複雑であると認められること

(g) 顧客が、資本移転、財産の購入若しくは賃借、国債への投資、法人事業体への投資、公益に資する活動への寄付若しくは基金の拠出及び国家予算への拠出を含むあらゆる種類の投資と引換えに、加盟国における居住権を申請する第三国国民であること

(h) 顧客が、実体的な経済活動、実質的な経済的存在又は明白な経済的合理性を有しない法域において創設され、又は設定された法人又は法的取極めであること

(i) 顧客が、(h)に規定する一又は複数の事業体又は取極めにより直接又は間接に所有されていること

(2) 商品、サービス、取引又は提供チャネルのリスク要因

(a) プライベート・バンキング

(b) 匿名性を助長するおそれのある商品又は取引

(c) 不明の又は関係のない第三者から受領した支払

(d) 新たな提供の仕組みを含む新たな商品及び新たな業務慣行並びに新規及び既存の商品の双方のための新たな又は開発中の技術の利用

(e) 石油、武器、貴金属若しくは宝石、たばこ製品、文化的工芸品その他の考古学的、歴史的、文化的及び宗教的重要性を有し、若しくは希少な科学的価値を有する物品並びに象牙及び保護種に関連する取引

(3) 地理的リスク要因

(a) AML/CFT 制度の遵守上の弱点を理由として、FATF による監視強化の対象とされ、又はその他 FATF により特定された第三国

(b) 相互審査、詳細評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書等の信頼できる情報源又は承認された手続により、実効的な AML/CFT 制度を有しないとされた第三国

(c) 信頼できる情報源又は承認された手続により、汚職その他の犯罪行為の水準が著しいとされた第三国

(d) 例えば EU 又は国際連合が発する制裁、禁輸又はこれらに類する措置の対象となっている第三国

(e) テロ活動に資金若しくは支援を提供し、又は指定されたテロ組織が自国内で活動している第三国

- (f) 信頼できる情報源により、又は承認された手続に従い、次に掲げることにより金融上の秘密を可能にしているとされた第三国
- (i) 他の法域との協力及び情報交換に障壁を設けていること
- (ii) 罰金及び刑罰によるものを含め、金融機関及びその従業員が管轄当局に顧客情報を提供することを妨げる厳格な会社又は銀行の秘密保護法を有していること
- (iii) 法人の創設又は法的取極めの設定に関する管理が脆弱であること
- (iv) 実質的支配者情報を中央データベース又は登録簿に記録し、又は保持することを要求していないこと

附属書Ⅳ 第2条第1項第54号に規定する高価値物品の一覧

- (1) 価額が 10,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超える宝飾品並びに金細工品及び銀細工品
- (2) 価額が 10,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超える時計
- (3) 価格が 250,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超える自動車
- (4) 価格が 7,500,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超える航空機
- (5) 価格が 7,500,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額を超える船舶

附属書Ⅴ 第2条第1項第55号に規定する貴金属

- (a) 金
- (b) 銀
- (c) 白金
- (d) イリジウム
- (e) オスミウム
- (f) パラジウム
- (g) ロジウム
- (h) ルテニウム

第2条第1項第55号に規定する宝石

- (a) ダイヤモンド
- (b) ルビー
- (c) サファイア
- (d) エメラルド

附属書 VI 相関表

【訳注】相関表の各欄は、原文の条項番号を機械的に日本語の表記に置き換えたものである（原文の英語表記を併記）。「―」は対応する規定がないことを示す。

訳注：現行性について。原文は、上記 EUR-Lex の HTML 版（英語）を 2026 年 10 月 4 日に閲覧。同日現在、EUR-Lex 上、本規則を改正する法令は表示されておらず、正誤表はスペイン語版、フィンランド語版、スウェーデン語版、ラトビア語版、ハンガリー語版及びチェコ語版に関するもののみである（英語版には影響しない。）。

施行等：2024 年 7 月 9 日発効。2027 年 7 月 10 日から適用（第 3 条第 3 号(n)及び(o)の特定事業者（サッカー代理人及びプロサッカークラブ）については 2029 年 7 月 10 日から適用。第 90 条）。

訴訟関係：EUR-Lex 上、第 3 条第 3 号(a)・(b)、第 19 条第 6 項(b)、第 20 条第 1 項・第 2 項、第 21 条第 2 項～第 4 項、第 24 条第 4 項、第 70 条第 2 項・第 3 項等について、一般裁判所への一部取消請求事件（CELEX 62024TN0451。T-451/24）が表示されている。同事件は、ベルギーの税務弁護士 2 名が、弁護士を特定事業者とする規定等の取消しを求めたものであるが、一般裁判所は、2025 年 3 月 26 日の命令（ECLI:EU:T:2025:345）により、本規則は立法行為であって原告らは個別的に関係する者に当たらない（EU 運営条約第 263 条第 4 段）として、本案に入らずに訴えを不適法として却下した。原告らの上訴（C-306/25 P）も、司法裁判所の 2025 年 10 月 2 日の命令（ECLI:EU:C:2025:755）により明らかに理由がないとして棄却された。したがって、本規則の規定はいずれも取り消されていない（2026 年 10 月 5 日、EUR-Lex 掲載の両命令の書誌情報及び一般裁判所命令の本文（フランス語の作業文書）で確認）。

指令(EU)2015/849 (Directive (EU) 2015/849)	指令(EU)2024/1640 (Directive (EU) 2024/1640)	本規則 (This Regulation)
---	---	--------------------------

第 1 条第 1 項 (Article 1(1))	—	—
第 1 条第 2 項 (Article 1(2))	—	—
第 1 条第 3 項 (Article 1(3))	—	第 2 条第 1 項第 1 号 (Article 2(1), point (1))
第 1 条第 4 項 (Article 1(4))	—	第 2 条第 1 項第 1 号 (Article 2(1), point (1))
第 1 条第 5 項 (Article 1(5))	—	第 2 条第 1 項第 2 号 (Article 2(1), point (2))
第 1 条第 6 項 (Article 1(6))	—	第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 (Article 2(1), points (1) and (2))
第 2 条第 1 項 (Article 2(1))	—	第 3 条 (Article 3)
第 2 条第 2 項 (Article 2(2))	—	第 4 条 (Article 4)
第 2 条第 3 項 (Article 2(3))	—	第 6 条第 1 項 (Article 6(1))
第 2 条第 4 項 (Article 2(4))	—	第 6 条第 2 項 (Article 6(2))
第 2 条第 5 項 (Article 2(5))	—	第 6 条第 3 項 (Article 6(3))
第 2 条第 6 項 (Article 2(6))	—	第 6 条第 4 項 (Article 6(4))
第 2 条第 7 項 (Article 2(7))	—	第 6 条第 5 項 (Article 6(5))
第 2 条第 8 項 (Article 2(8))	—	第 7 条 (Article 7)
第 2 条第 9 項 (Article 2(9))	—	第 4 条第 3 項及び第 6 条第 6 項 (Article 4(3) and Article 6(6))
第 3 条第 1 号 (Article 3, point (1))	—	第 2 条第 1 項第 5 号 (Article 2(1), point (5))

第 3 条第 2 号 (Article 3, point (2))	—	第 2 条第 1 項第 6 号 (Article 2(1), point (6))
第 3 条第 3 号 (Article 3, point (3))	—	第 2 条第 1 項第 4 号 (Article 2(1), point (4))
第 3 条第 4 号 (Article 3, point (4))	—	第 2 条第 1 項第 3 号 (Article 2(1), point (3))
第 3 条第 5 号 (Article 3, point (5))	—	第 2 条第 1 項第 47 号 (Article 2(1), point (47))
第 3 条第 6 号 (Article 3, point (6))	—	第 2 条第 1 項第 28 号 (Article 2(1), point (28))
第 3 条第 6 号(a) (Article 3, point (6) (a))	—	第 51 条から第 55 条まで (Articles 51 to 55)
第 3 条第 6 号(b) (Article 3, point (6) (b))	—	第 58 条 (Article 58)
第 3 条第 6 号(c) (Article 3, point (6) (c))	—	第 57 条 (Article 57)
第 3 条第 7 号 (Article 3, point (7))	—	第 2 条第 1 項第 11 号 (Article 2(1), point (11))
第 3 条第 8 号 (Article 3, point (8))	—	第 2 条第 1 項第 22 号 (Article 2(1), point (22))
第 3 条第 9 号 (Article 3, point (9))	—	第 2 条第 1 項第 34 号及び第 2 条第 2 項 (Article 2(1), point (34) and Article 2(2))
第 3 条第 10 号 (Article 3, point (10))	—	第 2 条第 1 項第 35 号及び第 2 条第 5 項 (Article 2(1), point (35) and Article 2(5))
第 3 条第 11 号 (Article 3, point (11))	—	第 2 条第 1 項第 36 号 (Article 2(1), point (36))
第 3 条第 12 号 (Article 3, point (12))	—	第 2 条第 1 項第 40 号 (Article 2(1), point (40))
第 3 条第 13 号 (Article 3, point (13))	—	第 2 条第 1 項第 19 号 (Article 2(1), point (19))

第 3 条第 14 号 (Article 3, point (14))	—	第 2 条第 1 項第 12 号 (Article 2(1), point (12))
第 3 条第 15 号 (Article 3, point (15))	—	第 2 条第 1 項第 41 号 (Article 2(1), point (41))
第 3 条第 16 号 (Article 3, point (16))	—	第 2 条第 1 項第 17 号 (Article 2(1), point (17))
第 3 条第 17 号 (Article 3, point (17))	—	第 2 条第 1 項第 23 号 (Article 2(1), point (23))
第 3 条第 18 号 (Article 3, point (18))	—	第 2 条第 1 項第 7 号 (Article 2(1), point (7))
第 3 条第 19 号 (Article 3, point (19))	—	—
第 4 条 (Article 4)	第 3 条 (Article 3)	—
第 5 条 (Article 5)	—	—
第 6 条 (Article 6)	第 7 条 (Article 7)	—
第 7 条 (Article 7)	第 8 条 (Article 8)	—
第 8 条第 1 項 (Article 8(1))	—	第 10 条第 1 項 (Article 10(1))
第 8 条第 2 項 (Article 8(2))	—	第 10 条第 2 項及び第 3 項 (Article 10(2) and (3))
第 8 条第 3 項 (Article 8(3))	—	第 9 条第 1 項 (Article 9(1))
第 8 条第 4 項 (Article 8(4))	—	第 9 条第 2 項 (Article 9(2))
第 8 条第 5 項 (Article 8(5))	—	第 9 条第 2 項及び第 3 項 (Article 9(2) and (3))
第 9 条 (Article 9)	—	第 29 条 (Article 29)

第 10 条第 1 項 (Article 10(1))	—	第 79 条第 1 項 (Article 79(1))
第 10 条第 2 項 (Article 10(2))	—	第 79 条第 3 項 (Article 79(3))
第 11 条 (Article 11)	—	第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項 (Article 19(1), (2) and (5))
第 12 条 (Article 12)	—	第 19 条第 7 項及び第 79 条第 2 項 (Article 19(7) and Article 79(2))
第 13 条第 1 項 (Article 13(1))	—	第 20 条第 1 項 (Article 20(1))
第 13 条第 2 項 (Article 13(2))	—	第 20 条第 2 項 (Article 20(2))
第 13 条第 3 項 (Article 13(3))	—	第 20 条第 2 項 (Article 20(2))
第 13 条第 4 項 (Article 13(4))	—	第 20 条第 4 項 (Article 20(4))
第 13 条第 5 項 (Article 13(5))	—	第 47 条 (Article 47)
第 13 条第 6 項 (Article 13(6))	—	第 22 条第 4 項 (Article 22(4))
第 14 条第 1 項 (Article 14(1))	—	第 23 条第 1 項及び第 4 項 (Article 23(1) and (4))
第 14 条第 2 項 (Article 14(2))	—	第 23 条第 2 項 (Article 23(2))
第 14 条第 3 項 (Article 14(3))	—	第 23 条第 3 項 (Article 23(3))
第 14 条第 4 項 (Article 14(4))	—	第 21 条第 1 項及び第 2 項 (Article 21(1) and (2))
第 14 条第 5 項 (Article 14(5))	—	第 26 条第 2 項及び第 3 項 (Article 26(2) and (3))
第 15 条 (Article 15)	—	第 20 条第 2 項第 2 段及び第 33 条 (Article 20(2), second subparagraph and Article 33)
第 16 条	—	第 33 条第 1 項

(Article 16)		(Article 33(1))
第 17 条 (Article 17)	—	—
第 18 条第 1 項 (Article 18(1))	—	第 34 条第 1 項及び第 8 項 (Article 34(1) and (8))
第 18 条第 2 項 (Article 18(2))	—	第 34 条第 2 項 (Article 34(2))
第 18 条第 3 項 (Article 18(3))	—	第 34 条第 3 項 (Article 34(3))
第 18 条第 4 項 (Article 18(4))	—	—
第 18a 条第 1 項 (Article 18a(1))	—	第 29 条第 4 項 (Article 29(4))
第 18a 条第 2 項 (Article 18a(2))	—	第 29 条第 5 項及び第 6 項及び第 35 条(a) (Article 29(5) and (6) and Article 35, point (a))
第 18a 条第 3 項 (Article 18a(3))	—	第 29 条第 5 項及び第 6 項及び第 35 条(b) (Article 29(5) and (6) and Article 35, point (b))
第 18a 条第 4 項 (Article 18a(4))	—	—
第 18a 条第 5 項 (Article 18a(5))	—	第 29 条第 6 項 (Article 29(6))
第 19 条 (Article 19)	—	第 36 条 (Article 36)
第 20 条 (Article 20)	—	第 9 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び 第 42 条第 1 項 (Article 9(2), Article 20(1) and Article 42(1))
第 20 条(a) (Article 20, point (a))	—	第 9 条第 2 項(a)(iii)及び第 20 条第 1 項(g) (Article 9(2), point (a)(iii) and Article 20(1), point (g))

第 20 条(b) (Article 20, point (b))	—	第 42 条第 1 項 (Article 42(1))
第 20a 条 (Article 20a)	—	第 43 条 (Article 43)
第 21 条 (Article 21)	—	第 44 条 (Article 44)
第 22 条 (Article 22)	—	第 45 条 (Article 45)
第 23 条 (Article 23)	—	第 46 条 (Article 46)
第 24 条 (Article 24)	—	第 39 条 (Article 39)
第 25 条 (Article 25)	—	第 48 条第 1 項 (Article 48(1))
第 26 条 (Article 26)	—	第 48 条 (Article 48)
第 27 条 (Article 27)	—	第 49 条 (Article 49)
第 28 条 (Article 28)	—	第 48 条第 3 項 (Article 48(3))
第 29 条 (Article 29)	—	—
第 30 条第 1 項 (Article 30(1))	—	第 63 条第 1 項、第 2 項第 2 段及び 第 4 項及び第 68 条 (Article 63(1), (2), second subparagraph and (4) and Article 68)
第 30 条第 2 項 (Article 30(2))	—	第 63 条第 5 項 (Article 63(5))
第 30 条第 3 項 (Article 30(3))	第 10 条第 1 項 (Article 10(1))	—
第 30 条第 4 項 (Article 30(4))	第 10 条第 7 項及び第 10 項 (Article 10(7) and (10))	第 24 条 (Article 24)
第 30 条第 5 項第 1 段	第 11 条及び第 12 条第 2 項	—

(Article 30(5), first subparagraph)	(Article 11 and Article 12(2))	
第 30 条第 5 項第 2 段 (Article 30(5), second subparagraph)	第 12 条第 1 項 (Article 12(1))	—
第 30 条第 5 項第 3 段 (Article 30(5), third subparagraph)	—	—
第 30 条第 5a 項 (Article 30(5a))	第 11 条第 4 項及び第 13 条第 12 項 (Article 11(4) and Article 13(12))	—
第 30 条第 6 項 (Article 30(6))	第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 (Article 11(1), (2) and (3))	—
第 30 条第 7 項 (Article 30(7))	第 61 条第 2 項 (Article 61(2))	—
第 30 条第 8 項 (Article 30(8))	—	第 22 条第 7 項 (Article 22(7))
第 30 条第 9 項 (Article 30(9))	第 15 条 (Article 15)	—
第 30 条第 10 項 (Article 30(10))	第 10 条第 19 項及び第 20 項 (Article 10(19) and (20))	—
第 31 条第 1 項 (Article 31(1))	—	第 58 条、第 64 条第 1 項及び第 68 条 (Articles 58, Article 64(1) and Article 68)
第 31 条第 2 項 (Article 31(2))	—	第 64 条第 3 項 (Article 64(3))
第 31 条第 3 項 (Article 31(3))	—	第 64 条第 5 項 (Article 64(5))
第 31 条第 3a 項 (Article 31(3a))	第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 (Article 10(1), (2) and (3))	第 67 条 (Article 67)
第 31 条第 4 項第 1 段 (Article 31(4), first subparagraph)	第 11 条及び第 12 条第 2 項 (Article 11 and Article 12(2))	—

第 31 条第 4 項第 2 段 (Article 31(4), second subparagraph)	第 12 条第 1 項 (Article 12(1))	—
第 31 条第 4 項第 3 段 (Article 31(4), third subparagraph)	—	—
第 31 条第 4 項第 4 段 (Article 31(4), fourth subparagraph)	第 11 条第 2 項 (Article 11(2))	—
第 31 条第 4a 項 (Article 31(4a))	第 11 条第 4 項及び第 13 条第 12 項 (Article 11(4) and Article 13(12))	—
第 31 条第 5 項 (Article 31(5))	第 10 条第 7 項及び第 10 項 (Article 10(7) and (10))	第 24 条 (Article 24)
第 31 条第 6 項 (Article 31(6))	—	第 22 条第 7 項 (Article 22(7))
第 31 条第 7 項 (Article 31(7))	第 61 条第 2 項 (Article 61(2))	—
第 31 条第 7a 項 (Article 31(7a))	第 15 条 (Article 15)	—
第 31 条第 9 項 (Article 31(9))	第 10 条第 19 項及び第 20 項 (Article 10(19) and (20))	—
第 31 条第 10 項 (Article 31(10))	—	第 58 条第 4 項 (Article 58(4))
第 31a 条 (Article 31a)	第 17 条第 1 項 (Article 17(1))	—
第 32 条第 1 項 (Article 32(1))	第 19 条第 1 項 (Article 19(1))	—
第 32 条第 2 項 (Article 32(2))	第 62 条第 1 項 (Article 62(1))	—
第 32 条第 3 項 (Article 32(3))	第 19 条第 2 項、第 3 項第 1 段、第 4 項及び第 5 項 (Article 19(2), (3), first subparagraph, (4) and (5))	—
第 32 条第 4 項	第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	—

(Article 32(4))	第 1 段 (Articles 21(1) and Article 22(1), first subparagraph)	
第 32 条第 5 項 (Article 32(5))	第 22 条第 1 項第 2 段 (Article 22(1), second subparagraph)	—
第 32 条第 6 項 (Article 32(6))	第 22 条第 2 項 (Article 22(2))	—
第 32 条第 7 項 (Article 32(7))	第 24 条第 1 項 (Article 24(1))	—
第 32 条第 8 項 (Article 32(8))	第 19 条第 3 項第 2 段 (Article 19(3), second subparagraph)	—
第 32 条第 9 項 (Article 32(9))	第 21 条第 4 項 (Article 21(4))	—
第 32a 条第 1 項 (Article 32a(1))	第 16 条第 1 項 (Article 16(1))	—
第 32a 条第 2 項 (Article 32a(2))	第 16 条第 2 項 (Article 16(2))	—
第 32a 条第 3 項 (Article 32a(3))	第 16 条第 3 項 (Article 16(3))	—
第 32a 条第 4 項 (Article 32a(4))	第 16 条第 5 項 (Article 16(5))	—
第 32b 条 (Article 32b)	第 18 条 (Article 18)	—
第 33 条第 1 項 (Article 33(1))	—	第 69 条第 1 項 (Article 69(1))
第 33 条第 2 項 (Article 33(2))	—	第 69 条第 6 項 (Article 69(6))
第 34 条第 1 項 (Article 34(1))	—	第 70 条第 1 項 (Article 70(1))
第 34 条第 2 項 (Article 34(2))	—	第 70 条第 2 項 (Article 70(2))
第 34 条第 3 項	第 40 条第 5 項	—

(Article 34(3))	(Article 40(5))	
第 35 条 (Article 35)	—	第 71 条 (Article 71)
第 36 条 (Article 36)	第 42 条 (Article 42)	—
第 37 条 (Article 37)	—	第 72 条 (Article 72)
第 38 条 (Article 38)	第 60 条 (Article 60)	第 11 条第 2 項第 4 段、及び第 4 項、第 14 条及び第 69 条第 7 項 (Article 11(2), fourth subparagraph, and (4), Article 14 and Article 69(7))
第 39 条 (Article 39)	—	第 73 条 (Article 73)
第 40 条 (Article 40)	—	第 77 条 (Article 77)
第 41 条 (Article 41)	第 70 条 (Article 70)	第 76 条 (Article 76)
第 42 条 (Article 42)	—	第 78 条 (Article 78)
第 43 条 (Article 43)	—	—
第 44 条第 1 項 (Article 44(1))	第 9 条第 1 項 (Article 9(1))	—
第 44 条第 2 項 (Article 44(2))	第 9 条第 2 項 (Article 9(2))	—
第 44 条第 3 項 (Article 44(3))	—	—
第 44 条第 4 項 (Article 44(4))	第 9 条第 3 項及び第 6 項 (Article 9(3) and (6))	—
第 45 条第 1 項 (Article 45(1))	—	第 16 条第 1 項 (Article 16(1))
第 45 条第 2 項 (Article 45(2))	—	第 8 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (Article 8(3), (4) and (5))

第 45 条第 3 項 (Article 45(3))	—	第 17 条第 1 項 (Article 17(1))
第 45 条第 4 項 (Article 45(4))	第 48 条 (Article 48)	—
第 45 条第 5 項 (Article 45(5))	—	第 17 条第 2 項 (Article 17(2))
第 45 条第 6 項 (Article 45(6))	—	第 17 条第 3 項 (Article 17(3))
第 45 条第 7 項 (Article 45(7))	—	第 17 条第 4 項 (Article 17(4))
第 45 条第 8 項 (Article 45(8))	—	第 16 条第 3 項 (Article 16(3))
第 45 条第 9 項 (Article 45(9))	第 41 条第 1 項 (Article 41(1))	—
第 45 条第 10 項 (Article 45(10))	第 41 条第 2 項 (Article 41(2))	—
第 45 条第 11 項 (Article 45(11))	第 41 条第 3 項 (Article 41(3))	—
第 46 条第 1 項 (Article 46(1))	—	第 12 条及び 15 (Articles 12 and 15)
第 46 条第 2 項 (Article 46(2))	第 39 条第 2 項 (Article 39(2))	—
第 46 条第 3 項 (Article 46(3))	第 28 条第 1 項 (Article 28(1))	—
第 46 条第 4 項 (Article 46(4))	—	第 11 条第 1 項 (Article 11(1))
第 47 条第 1 項 (Article 47(1))	第 4 条第 1 項及び第 2 項 (Article 4(1) and (2))	—
第 47 条第 2 項 (Article 47(2))	第 6 条第 1 項 (Article 6(1))	—
第 47 条第 3 項 (Article 47(3))	第 6 条第 2 項 (Article 6(2))	—

第 48 条第 1 項 (Article 48(1))	第 37 条第 1 項 (Article 37(1))	—
第 48 条第 1a 項 (Article 48(1a))	第 37 条第 5 項及び第 62 条第 1 項 (Article 37(5) and Article 62(1))	—
第 48 条第 2 項 (Article 48(2))	第 37 条第 2 項及び第 6 項 (Article 37(2) and (6))	—
第 48 条第 3 項 (Article 48(3))	第 37 条第 7 項 (Article 37(7))	—
第 48 条第 4 項 (Article 48(4))	第 37 条第 1 項第 1 段、第 46 条及 び第 54 条第 4 項 (Article 37(1), first subparagraph, Article 46 and Article 54(4))	—
第 48 条第 5 項 (Article 48(5))	第 46 条第 2 項及び第 3 項及び第 47 条 (Article 46(2) and (3) and Article 47)	—
第 48 条第 6 項 (Article 48(6))	第 40 条第 1 項 (Article 40(1))	—
第 48 条第 7 項 (Article 48(7))	第 40 条第 2 項 (Article 40(2))	—
第 48 条第 8 項 (Article 48(8))	第 40 条第 4 項 (Article 40(4))	—
第 48 条第 9 項 (Article 48(9))	第 37 条第 3 項 (Article 37(3))	—
第 48 条第 10 項 (Article 48(10))	第 40 条第 3 項 (Article 40(3))	—
第 49 条 (Article 49)	第 61 条第 1 項 (Article 61(1))	—
第 50 条 (Article 50)	第 63 条 (Article 63)	—
第 50a 条 (Article 50a)	第 61 条第 3 項 (Article 61(3))	—
第 51 条 (Article 51)	—	—

第 52 条 (Article 52)	第 29 条 (Article 29)	—
第 53 条 (Article 53)	第 31 条 (Article 31)	—
第 54 条 (Article 54)	第 33 条 (Article 33)	—
第 55 条 (Article 55)	第 34 条 (Article 34)	—
第 56 条 (Article 56)	第 30 条第 2 項及び第 3 項 (Article 30(2) and (3))	—
第 57 条 (Article 57)	第 35 条 (Article 35)	—
第 57a 条第 1 項 (Article 57a(1))	第 67 条第 1 項 (Article 67(1))	—
第 57a 条第 2 項 (Article 57a(2))	第 67 条第 2 項 (Article 67(2))	—
第 57a 条第 3 項 (Article 57a(3))	第 67 条第 3 項 (Article 67(3))	—
第 57a 条第 4 項 (Article 57a(4))	第 44 条、第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項 (Article 44, Article 46(1) and Article 47(1))	—
第 57a 条第 5 項 (Article 57a(5))	第 51 条 (Article 51)	—
第 57b 条 (Article 57b)	第 68 条 (Article 68)	—
第 58 条第 1 項 (Article 58(1))	第 53 条第 1 項 (Article 53(1))	—
第 58 条第 2 項 (Article 58(2))	第 53 条第 2 項及び第 3 項 (Article 53(2) and (3))	—
第 58 条第 3 項 (Article 58(3))	第 53 条第 4 項 (Article 53(4))	—
第 58 条第 4 項 (Article 58(4))	—	—

第 58 条第 5 項 (Article 58(5))	第 53 条第 5 項 (Article 53(5))	—
第 59 条第 1 項 (Article 59(1))	第 55 条第 1 項 (Article 55(1))	—
第 59 条第 2 項 (Article 59(2))	第 55 条第 2 項及び第 56 条第 2 項 及び第 3 項 (Article 55(2) and Article 56(2) and (3))	—
第 59 条第 3 項 (Article 59(3))	第 55 条第 3 項 (Article 55(3))	—
第 59 条第 4 項 (Article 59(4))	第 55 条第 4 項 (Article 55(4))	—
第 60 条第 1 項 (Article 60(1))	第 58 条第 1 項、第 2 項第 1 段及び 第 3 項 (Article 58(1), (2), first subparagraph and (3))	—
第 60 条第 2 項 (Article 60(2))	第 58 条第 2 項第 3 段 (Article 58(2), third subparagraph)	—
第 60 条第 3 項 (Article 60(3))	第 58 条第 4 項 (Article 58(4))	—
第 60 条第 4 項 (Article 60(4))	第 53 条第 6 項 (Article 53(6))	—
第 60 条第 5 項 (Article 60(5))	第 53 条第 7 項 (Article 53(7))	—
第 60 条第 6 項 (Article 60(6))	第 53 条第 8 項 (Article 53(8))	—
第 61 条 (Article 61)	第 60 条 (Article 60)	—
第 62 条第 1 項 (Article 62(1))	第 59 条第 1 項 (Article 59(1))	—
第 62 条第 2 項 (Article 62(2))	第 6 条第 6 項 (Article 6(6))	—

第 62 条第 3 項 (Article 62(3))	第 59 条第 2 項 (Article 59(2))	—
第 63 条 (Article 63)	—	—
第 64 条 (Article 64)	—	第 85 条 (Article 85)
第 64a 条 (Article 64a)	第 72 条 (Article 72)	第 86 条 (Article 86)
第 65 条 (Article 65)	—	—
第 66 条 (Article 66)	—	—
第 67 条 (Article 67)	—	—
第 68 条 (Article 68)	—	—
第 69 条 (Article 69)	—	—
附属書 I (Annex I)	—	附属書 I (Annex I)
附属書 II (Annex II)	—	附属書 II (Annex II)
附属書 III (Annex III)	—	附属書 III (Annex III)
附属書 IV (Annex IV)	—	—